平成28年第1回定例会

むかわ町議会会議録

平成28年 3月13日 開会 平成28年 3月16日 閉会

むかわ町議会

平成28年第1回むかわ町議会定例会会議録目次

招集告习	∠			• • • • • • •	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •				• • • • • • •	• • • • • •			• • • • • •	• • • • • •	• • • • • •	• • • • • •	• 1
応招・オ	下応抗	召議員	∄	•••••	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		•••••		•••••	• • • • • • •		•••••		•••••			. 2
		笜	1	早	(3月1	1 2 🗆)											
->																	_
					• • • • • • • • • • •												
本日の会	会議に	こ付し	った事	事件…	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •				• • • • • • •				•••••	•••••		. 3
					• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •												
欠席議員	∮ ·····					• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •											. 3
地方自治	台法第	第1 2	21 🗐	条の規	定により	り説明の	ため	出席〔	した者	で職	氏名·				•••••		. 3
事務局職	裁員出	出席者	訾							• • • • • • •							. 4
開会及で	が開請	養			• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	• • • • • • • • • •											. 5
議事日科	星の幸	设告·				• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •			• • • • • • • •	• • • • • • •							. 6
会議録署	署名請	義員の	り指名			• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •			• • • • • • • •								. 6
会期の海	快定…			• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	•••••			• • • • • • •	• • • • • •							. 6
諸般の幸	₩ 告				• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	•••••											. 8
町長町町	女執行	亍 方釒	汁及で	び提出	事件の力	大要説明	l、教 [·]	育長教	教育行	下 政執	行方針	計					. 8
中	島		勲	議員	į · · · · · · · · ·	•••••										···· 2	6
三	上	純	_	議員	į · · · · · · · · · ·	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •										3	9
Щ	崎	満	敬	議員		•••••										4	9
木	下	隆	志	議員	į · · · · · · · · · ·	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •										···· 5	5
野	田	省	_	議員	į	•••••			• • • • • • •	• • • • • •						5	7
大	松	紀	長子	議員	į	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •			• • • • • • • •							6	7
星		正	臣	議員	į				• • • • • • • •	• • • • • • •						8	0
北	村		修	議員	į	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •			• • • • • • • •							8	8
会議時間	引の対	Œ長·			• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •			• • • • • • •	• • • • • • •						8	9
散 会	<u></u>					• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •			• • • • • • •	• • • • • • •						.10	5

第 2 号 (3月14日)

議事日程	1 (Э 7
本日の会議に付した事件	1 (8 C
出席議員	1 (8 C
欠席議員	1 (8 C
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 (8 C
事務局職員出席者	1 (Э
開	1	1 0
議事日程の報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1	1 0
諸般の報告	1	1 0
議会運営委員の辞任の件について	1	1 0
議会運営委員の欠員補充の選任について	1	1 1
同意第1号の上程、説明、採決	1	1 1
同意第2号の上程、説明、採決	1	1 2
同意第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	1	1 3
議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	1	1 4
議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決		
議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 :	2 3
議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 :	2 6
議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 3	3 0
議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 :	3 2
議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 :	3 4
議案第8号から議案第10号の一括上程、説明、質疑、討論、採決	1 :	3 6
議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 4	4 2
議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 4	4 5
議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 4	4 7
議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 4	4 8
議案第15号から議案第19号の一括上程、説明、質疑、討論、採決	1 4	4 9
議案第20号から議案第26号の一括上程、説明、質疑、予算審査特別委員会設		
置、付託	1 ′	7 6

むかわ町告示第79号

平成28年第1回むかわ町議会定例会を次のとおり招集する。

平成28年3月3日

むかわ町長 竹中喜之

- 1 日 時 平成28年3月13日 午前10時
- 2 場 所 むかわ町産業会館 第1研修室(3階)

○応招・不応招議員

応招議員(14名)

1番	山崎	満敬	議員	2番	佐	藤		守	議員
3番	中 島	勲	議員	4番	大	松	紀美	手子	議員
5番	三上	純一	議員	6番	星		正	臣	議員
7番	長谷川	健 夫	議員	8番	小	坂	利	政	議員
9番	山崎	真 照	議員	10番	津	JII		篤	議員
11番	北 村	修	議員	12番	木	下	隆	志	議員
13番	野田	省 一	議員	14番	三	倉	英	規	議員

不応招議員(なし)

平成28年第1回むかわ町議会定例会

議事日程(第1号)

平成28年3月13日(日)午前10時開会

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 諸般の報告

第 4 町長町政執行方針及び提出事件の大要説明 教育長教育行政執行方針

第 5 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(14名)

2番 佐藤 守議員 1番 山崎満敬議員 3番 中島 勲 議 員 4番 大松紀美子議員 5番 三上純一議員 6番 星 正臣議員 7番 長谷川 健 夫 議 員 8番 小坂利政議員 9番 山崎真照議員 10番 津 川 篤 議 員 11番 北 村 修議員 12番 木下隆志議員 14番 三倉英規議員 13番 野田省一議員

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 竹 中 喜 之 副 町 長 渋 谷 昌 彦 支 所 長 山 岡 康 伸 会計管理者 光 井 淳

総務企画課長	奥	村	誠	治	総務企画課	課 長	齊	藤	春	樹
総務企画課主 幹	西		幸	宏	総務企画主	課 幹	石	Ш	英	毅
総務企画課主 幹	酒	巻	宏	臣	総務企画主	課 幹	上	田	光	男
町民生活課長	八	木	敏	彦	町民生活 主	課 幹	飯	田	洋	明
健康福祉課長	高	橋	道	雄	健康福祉主	課 幹	今	井	喜作	弋子
健 康 福 祉 課 主 幹	藤	田	浩	樹	産業振興課	長	成	田	忠	則
産業振興課主 幹	天	野	良	信	産業振興 主	課 幹	鎌	田		晃
産業振興課主 幹	今	井		巧	建設水道課	長	為	田	雅	弘
建 設 水 道 課 主 幹	藤	井	清	和	地域振興課	長	大グ	、保	利	裕
地域振興課参 事	萬		純_	二郎	地域振興主	課 幹	田	口		博
地域振興課主 幹	中	澤	十四	三三	地域経済課	長	藤	江		伸
地域経済課主 幹	山	本		徹	国民健康保 穂 別 診 療 事 務		石	垣	政	志
教 育 長	阿	部	博	之	生涯学習課	長	高	田	純	市
生涯学習課主 幹	中	村		博	生涯学習主	課 幹	大	塚	治	樹
教育振興室長	金	本	和	弘	教育振興主	室 幹	加	藤	英	樹
選挙管理委員 会事務局長	奥	村	誠	治	農業委員事務局		田	所		隆
農業委員会	藤	江		伸	監査委	員	辻		圓	治

事務局職員出席者

事務局長新正之主任山木美幸

◎開会及び開議の宣告

○議長(三倉英規君) 議会議長の三倉でございます。

本日の日曜議会を開催するに当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

傍聴者の皆様には、お休みのところ、このように多数の御来場を賜り、心から厚く御礼を 申し上げるところでございます。

むかわ町議会は、平成25年12月定例会で、「全ての町民が安心して暮らせるむかわ町の実現」に寄与することを目的に、町民の代表機関である議会が分権時代にふさわしい議会となるよう議会基本条例を定め、町民の皆さんから信頼される議会づくりを目指しているところでございます。

その先駆けとして、むかわ町議会では、平成19年から日曜議会を開催してきたところでございます。傍聴していただける環境を整え、多くの町民の皆さんに傍聴意欲を高めていただくよう、議会運営に努めてきているところでもございます。

議会基本条例では、一般質問は広く町政上の論点、争点を明確にするため、一問一答方式で行うことを定めております。本定例会には、8人から21項目の一般質問が提出されております。

本日は、鵡川高校及び穂別高校の皆さん及び引率の先生方合わせて24名の方々が傍聴に来られております。本年6月19日以降の選挙から、投票権が18歳以上に引き下げられました。 今回の傍聴をきっかけに、政治に対して関心を持っていただければと思っているところでもございます。

むかわ町は、3月27日で合併し満10周年となります。3月27日には合併10周年式典が開催されます。本日からの議会は、新町形成期から熟成安定期へ向かって力強く歩みを進めていかなければなりません。

重要な時期での議会であります。本日の日曜議会を開催するに当たり、傍聴していただきました皆様、また、町理事者を初め、職員の皆様の御理解と御協力に対しまして心から感謝申し上げる次第でございます。

なお、傍聴に来られました皆様には、お帰りの際に、議会に対するアンケートに御協力を いただきますよう心からお願いを申し上げながら挨拶にかえさせていただきます。

おはようございます。

ただいまの出席議員数は14名でございます。定足数に達しておりますので、ただいまから

平成28年第1回むかわ町議会定例会を開催いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

開会 午前10時00分

◎議事日程の報告

○議長(三倉英規君) 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりでございます。

◎会議録署名議員の指名

○議長(三倉英規君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、5番、三上純一議員、6番、星 正 臣議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長(三倉英規君) 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

さきに議会運営委員長から、3月7日開催の第2回議会運営委員会での本定例会の運営に かかわる協議の経過と結果について報告の申し出がありましたので、これを許します。

三上議会運営委員長。

[三上純一議会運営委員長 登壇]

○議会運営委員長(三上純一君) 議長のお許しをいただきましたので、3月7日に開催いたしました第2回議会運営委員会の経過と結果について報告いたします。

委員会での協議は、第1回定例会の運営に関する件であります。

まず、副町長及び議長から、町長及び議員等からの提出を予定している事件の概要説明がありました。

今期定例会に町長から提出される事件は29件で、その内訳は、同意3件、議案26件であります。

提出事件の取り扱いについては、協議の結果、会議規則第37条の規定により、一括して議題とする事件は、会期日程表に記載のとおりでございます。

議案第8号から議案第10号までの3件、議案第15号から議案第19号までの5件、議案第20号から議案第26号までの7件であります。

なお、議案第20号から議案第26号までの新年度会計予算7件については、議長発議により、

議長を除く全議員で構成する平成28年度むかわ町各会計予算審査特別委員会を設置し、それ に審査を付託することで協議が調っております

次に、議員等から提出を予定している事件は8件であり、その内訳は、発議1件、意見書 案3件、報告3件、その他1件であります。

発議1件につきましては、議員定数及び議員報酬等調査審査特別委員会の設置に関する件であります。

意見書案についてであります。議員より提出のありました意見書案2件であります。

今月3日に各常任委員会協議会が開催され、協議の結果、受理番号1番は、意見書第1号として所定の賛成者をつけ提出されております。受理番号第2番、意見書第2号として所定の賛成者をつけ提出されております。

陳情等文書の取り扱いについては、12月定例会以降受けたもので4件であります。お手元に配付の陳情文書表に記載のとおりであります。1件が意見書案として提出され、3件が全議員への文書配付としておりますので、御了承お願いいたします。

次に、一般質問については、中島 勲議員ほか7名から21項目の通告がありました。その 取り扱いは通告どおりといたします。

次に、本定例会の会期については、以上の事件数とその取り扱いから、お手元に配付の会期日程表のとおり、本日から16日までの4日間としたところでございます。

質問される方は要領よく簡潔に質問され、答弁される方は簡潔明瞭に答弁をいただき、時間の短縮に御理解賜るとともに、規律ある会議運営の点からも、私語などは厳に慎まれるようお願いを申し上げるところでございます。

最後に、議会中継でありますが、情報公開を推進するため、本会議及び予算特別委員会の中継につきましては、むかわ四季の館道の駅ロビー付近と穂別町民センターロビー及び穂別 診療所待合ロビーで放映しますので、お知らせいたします。

以上申し上げて、平成28年第2回議会運営委員会の報告といたします。

〇議長(三倉英規君) 報告が終わりました。

委員長報告に対し、質疑はありませんか。

4番、大松議員。

○4番(大松紀美子君) 会期の決定なんですが、昨年に引き続き、予算委員会も含め4日間となっています。今回においては、148億円という大きな予算の審議も行わなければなりません。予算説明を受けた後に休会するなどの手法が必要と思いますが、議会運営委員会での

議論はどのようなものだったのか伺います。

- **〇議長(三倉英規君**) 5番、三上委員長。
- ○議会運営委員長(三上純一君) 今、報告いたしました3月7日の議会運営委員会の以前に、 この予算審査等の書類が配付されるという確認がとれましたので、期間的には十分だろうと いうことで、今、報告いたしましたとおりの日程を組んだところでございます。 以上です。
- ○議長(三倉英規君) ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(三倉英規君) 質疑なしと認めます。

これで委員長報告は報告済みといたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員長から報告のとおり、本日から16日までの4 日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(三倉英規君) 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から16日までの4日間に決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長(三倉英規君) 日程第3、諸般の報告を行います。

津川 篤議員におかれましては、町議会議員の28年の長きにわたり地域住民の福祉向上に 尽力され、北海道の地方自治の振興発展に大きな貢献をされた功績がたたえられ、北海道知 事から北海道社会貢献賞を受賞されております。御報告いたします。おめでとうございます。 議長としての報告事項は、お手元に印刷配付しております諸般の報告及び議会だより第71 号のとおりでございますので、御了承願います。

◎町長町政執行方針及び提出事件の大要説明、教育長教育行政執行方針針

○議長(三倉英規君) 日程第4、町長町政執行方針、町長提出事件の大要説明を行います。 町長から町政執行方針、提出事件の大要説明の申し出がありましたので、これを許します。 竹中町長。

〔竹中喜之町長 登壇〕

〇町長(竹中喜之君) 皆さん、おはようございます。

改めまして、おはようございます。

本日、ここに平成28年第1回むかわ町議会定例会を開催するに当たりまして、議員の皆様には時節柄何かとお忙しい中御出席をいただき、厚く御礼を申し上げるものでございます。

また、傍聴者の皆さん、きょうは大変御苦労さまでございました。

初めでございますが、今議会の開会に当たりまして、平成28年度の町政運営の考え方を申 し上げ、町議会並びに町民の皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

平成28年度は、私が町長に就任して1期目の折り返しでございます。この間、町民の皆様との対話を通じて、その重責を感じるとともに、多くの御支援と御協力を賜り、改めて感謝を申し上げるものでございます。また、多くの皆様からいただいた負託に応えるべく、今後も全力で町政の執行に邁進をしてまいります。

昨年を振り返りますと、地方においては、急激な人口減少や少子高齢化の対応に各自治体が生き残りをかけ、その対策を進めるための「地方版総合戦略」の策定が求められ、いわゆる「地方創生」の動きが全国に広がった1年でありました。国内経済では、日本銀行が金融緩和対策として日本では史上初となるマイナス金利を導入すると発表する一方で、町民生活に直接影響がある消費税の動向は、平成29年4月に税率10%に引き上げることが決定され、酒類と外食を除く飲食料品の税率が8%に据え置きされるものの、国民生活への影響がなお不安視されているところでございます。

また、安倍総理は「アベノミクス第2ステージに入った」と宣言し、経済成長の推進力として、強い経済・子育て支援・社会保障の新たな「3本の矢」を打ち出しました。地方において、地域経済にいまだ回復の兆しが見えず、地域活力を維持復活させるため、国の効果的な政策の実行を強く望むものでございます。

社会状況では、台風18号により宮城県、茨城県などで河川の氾濫、堤防の決壊によりとうとい命が奪われ、家屋や田畑に甚大な被害をもたらし、自然災害の脅威と災害への備えの重要性を再認識したところでございます。

道内におきましては、本年3月に北海道新幹線が開業いたします。この開業により、道外からの観光客増加等の効果が期待されており、その効果を享受すべく「北海道新幹線×nitan地域戦略会議」を中心に、日高・胆振の観光資源を生かした取り組みを進めている

ところでございます。

むかわ町は、平成28年3月に新町合併10周年の節目を迎えます。この間、国の優遇措置を 最大限に活用し、基幹公共施設等の課題に取り組むとともに、むかわ町まちづくり計画の策 定やむかわ町まちづくり基本条例を制定し、まちの特色や個性を磨きながら自立したまちを 目指し、ともに考え、ともに行動するまちづくりを基本に進めてきました。今後はまちの 「安定期」に向けて一層「地元力」を起こしていく必要があります。

都市部への人口集中と地方の過疎化の進行といった社会的、構造的問題を背景に、依然として本町の人口減少と少子高齢化は進展し、まちの将来に不安を抱える状況にあります。むかわ町の未来の担い手である子どもたちを育む環境の充実、産業基盤の強化や担い手の確保など、まちの基本政策を継続して進める一方で、これら各分野、各産業の連携、さらには地域資源の掘り起こしや新たな可能性への挑戦がまちの活力を生むと考えております。

町民の皆様と行政、議会が一体となって自治体運営をさらに高めつつ、まちづくりを進めてまいりたいと考えておりますので、町民の皆様並びに町議会議員各位の御理解と御協力をお願い申し上げるものでございます。

次に、平成28年度の町政執行に当たっての基本的な考え方について申し上げます。

新町安定期としてまちの一体感を感じられるよう、私が町長就任時に掲げた『耕そう!「むかわの底力」でわたしたちの未来を』をテーマとした協働のまちづくりを各分野にわたり着実に取り組んでまいりたいと思います。

まず、今年度の町政執行の重点項目について申し上げます。

1点目は、むかわの底力を発揮した協働のまちづくりの推進です。

まちづくりの源は町民活動であり、地域の最大の資源はそれを支える人材であります。この貴重な人材を育むことが、各分野、各産業の連携と新たな可能性への挑戦と広がりが、むかわ町を支え、発展させる原動力になると考えております。このことから、昨年に引き続き、「地元力耕上促進事業」により主体的な町民活動を支援してまいります。

2点目は、地方創生の取り組みでございます。

昨年12月に「むかわ町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、本町を取り巻く社会 経済動向や人口動向にかかわる課題を的確に捉え、むかわ町ならではの魅力を引き出しなが ら、人口減少という危機を突破していくこととなりました。総合戦略における「恐竜ワール ド構想で"まち"を耕す」「子育てと健康長寿で"ひと"がつながる」「夢をかなえる"し ごと"で産業を興す」、この3つを基本戦略に掲げて、関連施策を取り組んでまいります。 3点目は、持続可能な行財政運営の推進についてです。

これまでも、合併特例期間の終了による交付税の縮減を見据え、将来にわたって持続可能な行財政運営を実現するため、中長期財政運営指針に基づき対策を講じてきております。平成28年度当初予算編成に当たっては、2年目となる学校教育施設整備事業を引き続き推進することから、一般会計は大型予算となりますが、私の政策実行計画に掲げる重要課題への対応とまちづくり事業の展開にも配慮し、均衡のある施策配置に向け、選択と集中に努め、持続可能なまちづくりと行財政運営を目指してまいります。

続いて、今年度の特徴的な施策について、施政方針における5つの基本政策に沿って、その概要を申し上げます。

ともに助け合い、子どもから高齢者の皆様までが健やかに過ごせるまちづくりについては、 子ども子育て支援事業計画及び第6期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき、各 事業を進めてまいります。

子育て環境については、昨年度、低所得者階層等に配慮した新保育料の設定、幼児期の教育・保育施設の運営時間の見直しなど子育て環境の充実に努めてまいりましたが、さらに今年度からむかわ町立さくら保育園を保育所型認定こども園として運営し、子育て支援の充実を図ってまいります。

また、子育て総合窓口の機能性を高めるため、保育所等の利用相談や子育て支援情報の提供、手続などの相談・助言を行う専門員として、子育てコンシェルジュを配置してまいります。

高齢者の皆様への取り組みについては、昨年度、介護保険制度が改正され、平成29年度までに新しい介護予防・日常生活支援総合事業(地域支援事業)に移行し、市町村が地域の実情に応じたサービスを整備する方向に転換がされております。高齢者の皆様が、可能な限り住みなれた地域で長く安心して暮らせる地域づくりを進めるため、関係機関、団体、事業者と十分協議を行いながら、平成29年度実施に向け準備を進めてまいります。

健康づくりの取り組みについては、町民の皆様が元気に暮らし、活力あるまちづくりを進めるためにも、健康維持・増進を図ることは重要な施策と捉えているところでございます。これまで、自分の健康に関心を持ち、食生活や適度な運動など、生活習慣を見直し、病気の発症や重症化を予防するため、各種検診事業等を行ってまいりました。今年度から、特定検診、がん検診、後期高齢者健診について無料化を図るとともに、脳ドック巡回検診方式を導入し、健康診査事業の受診率を向上させる取り組みを進めてまいります。

また、制定予定の町民憲章の行動指針として、清流と健康のまち宣言を実践・普及していくため、町民の皆様が日常生活において取り組める健康づくりを促進してまいります。

地域医療の充実については、引き続き鵡川厚生病院と穂別診療所の医師・医療従事者の情報交換、医療の相互補完など、病診連携を進めてまいります。

みんなが安全・安心に暮らせるまちづくりについては、主に防災・減災施設の整備と地域 防災体制の強化及び過ごしやすい住環境の整備を進めてまいります。

近年、我が国では、東日本大震災を初め、気候変動による局地的豪雨や土砂災害、さらに 暴風雪、火山噴火など自然の猛威により、連年にわたり多くのとうとい命が犠牲となってお ります。幸いにも、昨年は、本町におきましては大きな被害はありませんでしたが、日ごろ から災害に備えるため、行政・地域・町民の皆様が協働で防災・減災のための取り組みを進 めることが大切です。

「公助」の取り組みについては、消防施設として汐見地区に防火水槽を整備し、また避難 所であります穂別町民センターに非常用電源設備を整備してまいります。実施設計を終えま した富内銀河会館については、今年度富内地区の防災拠点施設として、ヘリポートとあわせ て整備をしてまいります。

鵡川地区防災拠点については、昨年度、旧鵡川河川事業所防災拠点の利用に向け調査を進めてまいりましたが、現在、国において浸水区域の見直しがされていることから、その結果を踏まえ、適切かつ早期に対応をしてまいります。

地域の総合的な防災力を高めるため、消防団が果たすべき役割は極めて大きいと認識をしております。さらに、消防団活動の活性化を図るため、鵡川地区の女性消防分団の設置に向け、支援してまいります。

「共助」の取り組みについては、引き続き防災訓練等を実施し、町民の皆様の災害に対する意識を高めていただくとともに、自治会・町内会を単位とした自主防災組織の立ち上げや地域防災マスターの育成を支援し、町民皆様と行政、関係機関・団体が協働で災害に備える体制整備を進めてまいります。

「自助」の取り組みについては、自分の命はみずからが守ることを基本に、広報誌や自治会・町内会などを通じて防災に関する情報提供を行いながら、各家庭における災害時の避難場所や避難経路、さらに連絡手段の確認などを啓発してまいります。

また、緊急時に的確な対応の有効な情報源となります医療情報マイカードの取り組みについては、定着が図られますよう関係団体等と連携して推進をしてまいります。

続いて、住環境の整備についてであります。

町民の皆様の生活環境と基盤の充実を図るため、計画的なインフラ整備を進めてまいります。公営住宅マスタープランにより、若草団地屋根ふきかえと緑ヶ丘団地屋上防水工事などの住環境改善を行ってまいります。

道路・公園については、毎年度の推進計画にて事業調整を行いながら引き続き計画的に実施をするとともに、課題でありました福住地区の冠水対策として、町道福住1号排水整備工事に着手をしてまいります。また、町道の街路灯については、継続事業として年次的にLED化を進めるとともに、中央緑道とホッピー公園の照明についてもLED化を行ってまいります。

今年度、個人住宅取得に対する助成制度「は一とふる・ほーむ助成」は、地域経済の活性 化と循環、子育で支援の包括的施策として、また、町内のアパートリフォームに対する助成 制度「は一とふる・ちんたい助成」は、町内住宅インフラの充実及び地域経済の活性化のた めの施策連携により、移住・定住対策として進めてまいります。

全国的に、少子高齢化と過疎化の影響等により空き家が増加し、その対策が各自治体の課題となっております。老朽化が著しい問題のある空き家の対策や、利用可能な建物の活用策の両面からその対応について対策を講じる必要があることから、本年度は、昨年度の基礎調査結果を踏まえ、北海道の空き家対策に関する取り組み方針や他の先進事例等を参考に、早期対応に向け進めてまいります。

暮らしに欠くことのできない安全な飲料水を安定的に供給するため、老朽化している春日 浄水場の配水ポンプ等改修及び穂別地区簡易水道拡張事業を年次的に実施をしてまいります。 活力ある産業を支えるまちづくりについては、主に農業担い手支援、地域経済の循環の促 進、地域資源を生かしたまちづくりを進めてまいります。

農業振興については、国の政策に大きく影響を受けますが、これまでの関係機関・団体と連携した取り組みを充実し、経営体の強化と産地化を目指して進めてまいります。このため、地域担い手育成センターにおいて、既存農業者と新規就農者などへの支援の充実を図り、さらに新たにパートナー対策事業や地域づくりモデル事業として集落の活性化を目的に集落支援員を配置し、取り組んでまいります。

農業経営の体質強化のため、地域農業活性化推進基金事業、多面的機能支払交付金事業、 中山間地域等直接支払交付金事業、農業基盤整備促進事業を継続実施してまいります。また、 農業者・関係機関・団体の切望が実り、国営新鵡川地区土地改良事業が昨年度から工事着工 しておりますことから、引き続き順調な事業進捗に向け、期成会を中心に国へ要請してまいります。

なお、円滑な事業実施と事業終了後の町債償還に必要な資金を積み立て活用するため、む かわ町農業基盤整備事業基金を創設し、対応を図ってまいります。

林業振興については、森林資源の適正な管理と循環利用を推進するため、民有林振興対策 事業や森林整備担い手対策推進事業を継続するとともに、地域材利用推進研究会の開催など 地材地消の取り組みを促進してまいります。

これまで進めてきた「地域が主体となった一体的な森林づくり」については、本年3月に 北海道で初となります国・北海道・町の三者で協定を結び、さらに連携強化を図ってまいり ます。また、森林の有する多面的機能の維持に結びつく活動として、企業の森林づくり協定 に基づく植樹祭の開催などに取り組んでまいります。

林産活動に必要な林業専用道として、芭呂沢支線の整備工事を着工いたします。

漁業の振興については、浜の活力再生プランを基本に、適正な資源の管理と増大、魚価の 向上と安定、漁労経費の削減などを関係団体と連携し、着実に取り組んでまいります。

商業であります。鵡川ししゃもは地域団体商標登録された貴重な地域資源であり、地域活性化に大きな役割を果たすことから、漁業者や胆振管内ししゃも漁業振興協議会と十分に連携し、ししゃもふ化事業化調査への支援を行ってまいります。

また、安心・安全な水産物の供給体制と水産資源のブランド化を高めるため、海水ろ過減 菌装置の整備を支援するとともに、漁業振興対策特別資金貸し付け枠の拡大や漁業近代化資 金利子補給による漁業経営への支援を継続して行ってまいります。

商工業の振興については、町の活気のバロメーターとも言われる商店街の回復が重要な課題とされております。

過疎化の進行する中にあっても、商店街は身近で生活に不可欠な公共空間の役割があり、 地域全体で支える仕組みが必要であります。このため、経済を町内に循環するむかわ町金券 の活用の拡大とともに、商工会の積極的な取り組みと連携し、地元消費活性化事業として、 今年度におきましてもプレミアムつき商品券の発行を支援してまいります。

昨年度から取り組んでおります「起業力耕上促進事業」については、地域資源の活用などにより、新たな事業展開や起業する事業者等を支援する制度であり、町民の皆様の活用を大いに期待するものであります。

本町の観光振興については、昨年度モデル事業として実施しました町内飲食店を利用した

「食べまくりチケット事業」を今年度においても観光協会と連携し、食による観光まちづく り事業として支援をしてまいります。

また、本町の観光振興の中心的な役割を担っている観光協会につきましては、昨年法人化され、観光振興の活性化に向け多様な取り組みが展開されておりますことから、引き続き活動を支援するとともに、連携を深め、さまざまな地域資源を活用した観光振興の推進と交流人口の拡大を図ってまいります。

生き生きとした芽を育て、学ぶ喜びを感じるまちづくりについては、主に総合教育会議の 充実とむかわ町教育大綱に基づく施策の推進、学校教育施設整備事業の実施、博物館事業の 充実を進めてまいります。

昨年、制度改正により設置した総合教育会議の趣旨に沿って、教育委員会と協議・調整を 図り、総合教育会議による教育政策の方向性の共有を図り、策定予定の大綱に基づき、教育 委員会と連携して、それぞれの所管する事務を推進してまいります。

学校教育については、平成29年度の利用開始に向け、鵡川中央小学校校舎改築と学校給食施設の整備工事を進めてまいります。なお、学校給食施設の供用開始に向けては、学校給食検討調査会の答申に沿って運営事業者の選定準備を進めてまいります。

昨年4月に鵡川地区の放課後子どもセンターがオープンし、児童クラブと放課後子ども教室を一体化した運営が行われております。児童クラブの入所対象が小学校6年生まで拡大となり、穂別地区においては、現在は分館方式で運営しており、これを解消するため、新たに放課後子どもセンターを整備すべく、今年度実施設計を行ってまいります。

むかわ町立仁和小学校については、児童数の減少から適正な学校規模の維持が困難であることから、児童にとってよりよい教育環境の提供を図るため、この間、保護者・地域と協議を重ねてまいりましたが、このたび協議が調ったことから、今年度をもって仁和小学校を閉校し、穂別小学校に統合することといたします。また、統合に当たり、閉校記念事業に対し助成をしてまいります。

鈴木章記念事業であります中高生海外派遣事業については、派遣生徒数に配慮をするとと もに参加者の負担軽減措置を講じ、国際理解を深める環境づくりを進めてまいります。

道立鵡川高等学校と穂別高等学校に対しては、通学生徒確保のための通学バス運行やキャリア教育事業等に対する補助を行うなど、特色ある学校運営を支援してまいります。

本年度に見直しが行われる小学校社会科副読本については、自然や産業など、地域の教育資源を活用し、郷土愛を育む身近な教育活動を推進するため、教育関係団体と調整を図って

まいります。

社会教育とスポーツ振興については、誰もがライフステージに応じて学習・スポーツ・文化活動を行うことで、生涯現役として生きがいのある暮らしにつながるよう、生涯学習アドバイザーの配置、社会教育関係団体助成や生涯学習推進基金活用事業の実施など、町民の皆様の活動を支援をしてまいります。

また、心身の健康維持増進については、町事業を通して総合型スポーツクラブ「むーブ」 を支援し、日々の生活の中で運動習慣の普及、拡大を促進してまいります。

地域の結びつきや日常生活の中で、子どもたちを健やかに育むための「あいさつ運動」は 町民皆様の中に浸透しつつあり、関係機関・団体とも連携しながら、一層の普及拡大に努め てまいります。

町内で発見されました恐竜化石につきましては、昨年策定した恐竜ワールド構想の中でも 重要な位置づけがされており、化石クリーニング体制を強化するとともに、化石レプリカの 制作体験や講演会等の開催により、地元産化石の活用と普及事業の取り組みを推進し、博物 館事業の充実を図ってまいります。

ともにまちを愛し一緒に考え、未来をつくるまちづくりについては、主に恐竜化石を生か したまちづくり、地元力を高める取り組み、持続可能なまちづくりを進めてまいります。

ハドロサウルス科恐竜化石の発見は、その学術的研究価値とともに町内・外へ波及する教育的価値と産業的価値を与えてくれたことから、今後、その価値の保全とまちづくりの活用 方策について早期に取り組む必要があります。

今後、まち全体に恐竜化石など地元産化石の価値が共有され、具体的に恐竜ワールド構想を推進していくため、推進担当グループを新設するとともに推進計画を策定し、町民の皆様と協働組織体制を構築して対応をしてまいります。また、事業の円滑な推進を図るため、むかわ町恐竜の卵基金を創設し、対応を図ってまいります。

将来に不安のないまちづくりを進めていく上で、まちの主役である町民の皆様とともに考え、ともに行動していく協働による推進が大切です。このため、私自身が町民の皆様と直接 意見交換をさせていただく場として、今年度も「むかわ町対話型集会」を実施をしてまいります。

また、地域資源の発掘やまちの魅力の創出を行い、新たなまちの活力を生み出していく意 欲ある取り組み、挑戦を支援していくため、昨年「地元力耕上促進事業」として「まちづく り耕上促進事業(両地区の共同事業、提案型芽出し事業、夢づくり支援事業)及び「起業力 耕上促進事業」で構成する補助制度を創設いたしました。町民の皆様と協働を促進するため、 引き続き支援してまいります。

本町の歳入全体のおおよそ5割を占める地方交付税は、合併特例による算定替え措置が平成27年度で終了し、平成28年度以降は逓減期に入ることから、計画的な行財政運営を進める必要があります。こうした目的から、既に策定されている新・行政改革大綱及び中長期財政運営指針に沿った行財政運営に努めるとともに、公共施設等総合管理計画の策定作業を進め、老朽化が進む数多くの公共施設について、まちの将来を見据えた適正な「あり方」をまとめてまいります。

また、今年度から地方創生推進交付金(新型交付金)については、地域再生法に位置づけた法律補助とし、地域再生計画の認定を受けた先駆性のある事業に対し交付することとされており、これまでの交付金の取り扱いと大きく異なることから、他の補助制度も含め調査し、活用に努めてまいります。

多くの地方自治体が、過疎化と少子高齢化の進展によりまちの活力の維持に向けた独自政策に取り組んでおりますが、社会的構造問題を背景に即効性のある対策になり得ていないことから、広域連携による役割分担と効果促進が必要となってきております。このため、引き続き「北海道新幹線×nittan地域戦略会議」や「樹海ロード広域連携協議会」への参画を進めるとともに、東胆振広域圏定住自立圏共生ビジョンによる広域連携の取り組みを関係市町とともに推進をしてまいります。

また、地理的な状況を生かした日高圏との新しい観光連携事業として、むかわ・日高・平取3町による「鵡川・沙流川WAKUWAKU協議会」に参加し、交流人口の拡大を図ってまいります。

道外の市町村との交流については、昨年、富山県砺波市との姉妹都市提携20周年を一つの 節目としてさらに交流を深め、両市と町の発展に寄与することを目的に、町民有志によりむ かわ町砺波市交流協会が設立されました。多くの町民の皆様に交流の輪が広がることを期待 するとともに、姉妹都市交流の促進を図ってまいります。

地方創生の関連事業として、胆振町村会において管内の多様な地域資源と優位性を生かし、 東京23区との相互交流により地域の活性化を図ることを目的に「いぶり×東京23区 "絆" プロジェクト」を取り組むこととなっており、今後、具体的な交流プログラム事業を組み立て ながら絆づくりを進めてまいります。

以上、平成28年度の町政執行の方針を申し上げました。

町長就任以来、多くの町民の皆様やゆかりの方々などとの対話により、たくさんのまちの 課題とともに新たなまちの可能性やまちづくりの視点などを示唆していただいております。 何よりも、町民の皆様のむかわ町への思い、そして町行政への期待の大きさを改めて痛感し ているところでございます。

合併10年を迎え、節目の年として、むかわ町の将来をしっかりと見据え、種をまき、芽を吹かせ、花をつけ、そして実を結ぶ、そんなまちの実現に向けて、決意も新たに誠心誠意努力をしてまいります。

町民の皆様並びに町議会議員の各位の御理解と御協力を心からお願いを申し上げるもので ございます。

さて、本定例会で御審議いただく事件につきましては、同意3件、議案26件であります。 まず、同意第1号 むかわ町教育委員会の委員の任命につき同意を求める件につきまして は、任期満了による教育委員の任命につき議会の同意を求めるものであります。

同意第2号 むかわ町固定資産評価員の選任につき同意を求める件につきましては、地方税法に基づく固定資産評価員の選任につき議会の同意を求めるものであります。

同意第3号 公の施設の長期かつ独占的な利用につき同意を求める件につきましては、現利用期間の終了による継続利用申請について許可するに当たり、議会の同意を求めるものであります。

議案第1号 むかわ町まちづくり計画(合併新町建設計画)の変更に関する件につきましては、特例法により建設計画期間を5年間延長するため、議会の議決を求めるものであります。

議案第2号 むかわ町過疎地域自立促進市町村計画の策定に関する件につきましては、過 疎地域特措法の改正により新たな市町村計画を策定するため、議会の議決を求めるものであ ります。

議案第3号 むかわ町恐竜の卵基金条例案につきましては、恐竜ワールド構想に基づく事業の推進のため、議案第4号 むかわ町農業基盤整備事業基金条例案につきましては、国営新鵡川土地改良事業等にかかわる町の将来負担に備えるため、いずれも新たに特定目的基金を設置しようとするものでございます。

議案第5号 むかわ町行政不服審査条例案及び議案第6号 行政不服審査法の施行に伴う 関係条例の整理に関する条例案並びに議案第7号 むかわ町固定資産評価審査委員会条例の 一部を改正する条例案につきましては、いずれも行政不服審査法の全部改正に伴い所要の改 正等を行うもので、議案第5号にて行政不服審査会の設置、運営等について制定し、議案第6号にて関係条例の文言整理及び必要な事項を規定、議案第7号にて固定資産評価にかかわる審査の申し出等にかかわる規定を加えるものでございます。

議案第8号 むかわ町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案及び議案第9号むかわ町特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例案並びに議案第10号 むかわ町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、いずれも平成27年度における人事院勧告による改定内容を踏まえ、給料表及び手当の改定を行うため、所要の改正を行うものであります。

議案第11号 むかわ町立保育所の設置及び特定教育・保育の実施に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、4月から町立さくら保育園を保育所型認定こども園とするため、所要の改正を行うものであります。

議案第12号 むかわ町税条例の一部を改正する条例案につきましては、地方税法等の改正 により、条例委任事項等の所要の改正を行うものであります。

議案第13号 むかわ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案につきましては、国民 健康保険法施行令の改正により、軽減する際の所得判定基準を変更するため、所要の改正を 行うものであります。

議案第14号 むかわ町上水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する 条例案につきましては、穂別地区簡易水道への統合に向けた事業変更の認可に伴い、所要の 改正を行うものであります。

議案第15号から議案第19号につきましては、平成27年度のむかわ町一般会計補正予算(第4号)、むかわ町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)、むかわ町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)、むかわ町介護保険特別会計補正予算(第2号)、むかわ町病院事業会計補正予算(第1号)について、所要の補正を行うものであります。

議案第20号から議案第26号につきましては、平成28年度のむかわ町一般会計予算、むかわ町国民健康保険特別会計予算、むかわ町後期高齢者医療特別会計予算、むかわ町介護保険特別会計予算、むかわ町上水道事業会計予算、むかわ町下水道事業会計予算、むかわ町病院事業会計予算について、それぞれ提出するものであります。

以上につきまして、後ほど説明員から御説明を申し上げますので、何とぞ御審議、御決定 を賜りますようよろしくお願いを申し上げるものでございます。

〇議長(三倉英規君) 町長の町政執行方針、提出事件の大要説明が終わりました。

次に、教育長から教育行政執行方針の申し出がありましたので、これを許します。阿部教育長。

[阿部博之教育長 登壇]

〇教育長(阿部博之君) 平成28年第1回むかわ町議会定例会の開会に当たりまして、むかわ 町教育委員会の教育行政執行方針を申し上げます。

平成28年度、むかわ町は合併10周年を経て、さらなる発展と安定を目指す新しい節目のスタートの年となります。合併以降も人口減少と少子高齢化の流れはとまらない状況にありますが、これを克服し、将来にわたって安心して暮らし続けるため、「むかわ町まち・ひと・しごと創生総合戦略」が策定され、むかわ町が持つ特性・魅力・地域資源を生かして一体的及び継続的に取り組んでいくこととなりました。

教育の役割は、時代の変化に対応できる地域の人材育成とその環境づくりであり、人を育て、人を生かし、人が住み続ける町を築いていくことが地方創生につながるものであります。 「地方創生は教育から」という信念を持ち、教育行政を推進することが教育委員会の責務と考えます。

学校教育における現状の課題は、子どもたちの学力と体力の向上にあります。また、いじめや不安のない学校生活の確保が重要です。子どもたち一人一人の自己肯定感を高め、確かな学力、豊かな心、健やかな体を育むことはもちろん、むかわ町教育目標の重点課題であり、むかわ町教育大綱の方針である、社会の変化に対応できる「生きる力」を身につけさせることを大きな柱の一つとして、子どもたちが困難にも立ち向かい、自分が信じる道を切り開くことができる強い力が培われることを目指し、効果的な施策の取り組みに努めてまいります。また、町民の主体的な芸術・文化、スポーツなどの活動や、ふるさとの自然や歴史を知るための活動は、人として輝き続けるために不可欠な生涯学習活動であり、町民が持つ豊かな心と健康な体はまちの活力を生み出す基盤であります。関係団体と連携し、生涯学習の場と機会を確保し、社会教育施策の展開を図ってまいります。

基本的な考え方を申し上げます。

むかわ町の教育目標である「海・川・山の豊かな自然を生かし、人間愛に満ちた活力ある 『むかわ』の人づくりを目指す」ことを基調として、むかわ町教育大綱の方針に基づき施策 の推進をしてまいります。

第1は、子どもたちが大人となり、自立した生き方ができるよう、引き続き「学習習慣、 生活習慣の改善」と「学校教育の質の向上」の取り組みを「地域の子どもは地域全体で育て る」という理念のもと、「むかわの底力」を起こし、学校現場や家庭、さらに地域とも連携して進めてまいります。

第2は、町民の皆さんが生涯学習としての学ぶ機会を選択でき、みずから進んで学習に参加する意欲を導くとともに、学習した成果や培われた知識・技能を生かした社会貢献や地域づくりの行動がさらなる学びにつながる生涯学習の推進に取り組んでまいります。

以下、平成28年度の主要な事業について申し上げます。

1つ目、学校教育の推進についてであります。

人口減少とともに少子高齢化が進み、学力の向上対策、情報化の進展、開かれた学校づくりの推進など学校教育を取り巻く環境の変化が続いていますが、未来を担う子どもたち一人一人の「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を育み、そして、みずから学びみずから考え、たくましく社会で活躍できる力を培い、社会を支える自立した人間として成長するよう、教育力の向上と教育環境の整備・充実に取り組んでまいります。

まず1つ目、確かな学力の育成についてです。

学校教育においては、生涯にわたり学習する基盤が培われるよう、基礎・基本の習得と課題を解決する能力を育み、主体的に学習に取り組む態度を養うことが大切であります。

全国学力調査や児童・生徒の生活実態アンケート調査の分析から明らかになっている、家庭での学習や読書の時間などの基礎的な習慣が学力の向上に大きく影響していることに鑑み、家庭における生活リズムの改善の基本とも言える「早寝・早起き・朝ごはん」運動をPTAと連携して取り組むとともに、「家庭学習の手引き」を活用し、望ましい生活・学習習慣の定着化を目指して学校・家庭・地域が連携し取り組んでまいります。小学校においては、複式校の学年別指導や学年に応じた少人数学級編成を行い、きめ細やかな指導のための教育支援の充実を図ってまいります。

さらに、チーム・ティーチングや習熟度別少人数指導などとともに、放課後や夏・冬休みの長期休業の一部を利用した補充サポート学習により「わかる授業」で「確かな学力」の育成に努め、「ステップアップ未来塾」の拡大と多様な体験活動を行い、学習習慣の定着を図るため、放課後子どもセンターと連携して進めてまいります。

また、今後の学習指導要領の改訂を見据え、小学校英語教育の充実のため、実践方法の教育研究を行ってまいります。英語指導助手は両地区に配置し、中学校での活動とともに、全小学校での外国語教育、認定こども園や放課後子どもセンターでの活動を継続し、社会教育分野でも英会話教室を充実し、町民の語学力やコミュニケーション能力、異文化理解の向上

に努めてまいります。

次に、豊かな心と健やかな体の育成についてでございます。

命を大切にする心や思いやりの心など、社会性の育成のために、子どもたちの豊かな人間 性や社会性などを育む道徳教育の充実がますます重要になっています。このため、各授業や 特別活動、異年齢で活動する学校行事などにおける指導、さらに地域や外部指導者の協力を いただきながらさまざまな体験活動を取り入れ、協調性と自己肯定感を育み、いじめを生ま ない教育活動と道徳教育を充実してまいります。

家庭や学校生活での悩みや不安、そして不登校といった問題などに適切に対応するため、 スクールカウンセラーや心の相談員の活用を図り、学校生活における意欲や満足感及び学校 集団の状況について測定する教育心理検査を実施することにより、いじめ・不登校の未然防 止や学級崩壊の予防に徹し、いじめのない学級集団づくりを進めてまいります。

次に、子どもたちの体力向上の取り組みについては、神経系のトレーニング方法である「コオーディネーショントレーニング」を学校と放課後運動教室などで取り組んでおりますが、さらに授業での活用を充実させるため、指導者養成を進めてまいります。

また、理科離れが問題視されることが多い中、児童・生徒の理科や科学への興味・関心を 持てる機会を充実してまいります。

このほか、中高生を対象とした中高生海外派遣事業の派遣者数を拡大し、夏休み期間中オーストラリアへの派遣を実施し、広い視野と国際感覚を備えたグローバル人材の育成に努めます。

3つ目は、特別支援教育の充実についてです。

特別支援教育のニーズの高まりの中、障害のある子どもたちの的確な把握、適切な指導及び支援が行えるよう、教育支援委員会による就学前の幼児期から見守りができる学校内外の体制を充実し、各学校の担当教諭、養護学校等関係機関との連携を深め、専門性の高い特別支援教育を推進するとともに、早期からのきめ細やかな一貫した教育相談に対応してまいります。

また、児童・生徒の個々の状況に配慮した支援を行うため、学習面での補助を行う支援員 を配置するとともに、学校生活の支援を行う介助員の配置を継続し支援を進めてまいります。 4つ目、信頼される学校づくりの推進でございます。

学校には、保護者や地域の皆様と協働し、子どもたちの豊かな成長を支えてゆく「地域と ともにある学校づくり」が求められています。学校運営に関する達成目標の設定を初め、学 校評議員制度の活用を図るとともに、学校の自己評価と学校関係者による学校評価により客観性・透明性を高め、信頼に応える学校づくりを推進するとともに、学校便りや町広報での情報の提供に努め、地域と学校の結びつきを深めながら、地域とともに子育てする学校づくりに努めてまいります。

次代を担う子どもたちに「生きる力」を育んでいく学校教育には、教職員の人間性や指導力によるところが大きく、児童・生徒の心身の発達や人格形成に大きな影響を及ぼすことから、すぐれた資質・能力を有する教職員の確保に努めるとともに、教育公務員としてのコンプライアンスのより一層の徹底や指導力向上のための教職員研修会により教師力の向上を図ってまいります。

5つ目、道立高等学校の振興対策についてでございます。

児童・生徒が減少の一途にある中で、鵡川、穂別の両道立高等学校では、生徒確保のための対策がますます重要となっており、特色ある教育活動の充実による地元からの進学割合を高める取り組みと町外からの生徒の確保が求められております。このため、鵡川高校については中高一貫教育を継続し、進路の多様化による選択肢の拡大を見据えたキャリア教育やボランティア活動を柱とした鵡川中学校と鵡川高校の連携を深めてまいります。

また、引き続き、苫小牧・鵡川間の通学バスの運行や生徒寮の運営により、町外からの生徒の確保を図ってまいります。

穂別高校においては、進学塾への通塾支援、キャリア教育推進のための助成を行うとともに、入寮生の寮費の負担軽減及び学業等の活動奨励金の支給など特色ある学校づくりを支援し、高校存続対策に努めてまいります。

6つ目、教育環境の整備・充実であります。

学習環境については、児童の減少が進む仁和小学校について、平成28年度の第6学年の卒業により、児童数が4名となる見込みであることから、保護者や地域の方々との協議を行ってきており、集団による教育活動の効果や教育環境の是正の観点から、本年度末をもって穂別小学校に統合することといたします。児童が学習面や通学に不安を持たないよう準備を進めてまいります。

現在建築中の鵡川中央小学校校舎改築工事及び学校給食施設工事が2年目を迎え、本年度 は穂別小学校に併設する穂別地区学校給食共同調理場工事に着手いたします。いずれも学校 敷地内での工事となることから、児童の通学や授業への十分な配慮のもと、安全の確保に努 めてまいります。 情報教育については、授業用及び校務用コンピューターの更新計画に基づき、本年度は鵡川中央小学校の機器を校舎建設にあわせて更新し、ICT(情報通信技術)活用能力の育成とともに、携帯電話等の利用に対応する情報モラルに関する指導も行ってまいります。

また、実物投影機(書画カメラ)やデジタル教材を活用した「わかる授業」への取り組み を実践してまいります。

主要施策の2つ目の項目、社会教育の推進についてであります。

社会の変化とともに、町民の価値観やライフスタイルが多様化してきておりますが、社会教育の役割をしっかり認識し、「人づくりはまちづくりの柱」であり、住みよいまちづくり、生きがいづくりを行うため、「全ての町民が楽しく学べるまち」を目指し策定された「むかわ町社会教育中期計画」に基づき、事業ごとの課題と成果を踏まえながら具体的に進めてまいります。

生涯学習の推進についてです。

生涯学習の推進は、「生涯を通じてみずから進んで豊かに学ぶ環境づくりの推進」、「子どもたちを守り育てる安全・安心な地域づくりの推進」を重点課題として進めてまいります。まちの未来を担う青少年の育成では、中学生による少年の主張大会、小学生から高校生による読書感想文コンクールの開催、中高生のボランティア体験活動への参加促進、あいさつ運動の推進、子どもたちの正しい生活習慣の定着を目指す通学合宿について引き続き実施してまいります。

子育て世代の家庭には、親子の交流や子育てに関する情報の提供を行うとともに、子育て 家庭のニーズを把握し、ハッピー子育て塾などの家庭教育事業を行ってまいります。

成人や高齢者に対しては、いつでもどこでも学ぶことができる機会を確保するため、ふれ あい大学、ことぶき学級及び楽習塾などの講座の充実と、学んだ経験や成果を生かす地域コ ミュニティ形成の促進を図るため、「みんなが先生、どこでも教室」の推進に取り組んでま いります。

また、若者育成事業として、みずから人間性を高め、次の時代の社会的活動の担い手となる人材を育成するために、生涯学習推進派遣事業の活用と、むかわ未来塾、中高生リーダー及び青年団などの活動支援に取り組んでまいります。

2つ目、文化・スポーツ活動の推進についてです。

文化・スポーツは、町民一人一人の生涯をより豊かに、より健やかに過ごすための重要な ツールであり、その振興は活力に満ちたまちづくりにつながるものであることから、「ふる さとの歴史や自然に学ぶ、地域文化の継承と創造の推進」、「健やかな生活を目指し、誰も が取り組むスポーツ活動の推進」を重点課題として進めてまいります。

文化・スポーツ活動の中核を担う団体の多くで担い手の不足の状況もあることから、引き 続き文化協会、体育協会及び総合型スポーツクラブ「むーブ」に対して支援を行い、幅広い 文化・スポーツ活動の推進に努めてまいります。

文化活動については、総合文化祭・町民文化祭の活動やアイヌ文化を伝承保存する活動への支援など、地域文化の継承と振興を図るとともに、芸術文化に触れる機会の確保に努めてまいります。

文化財については、むかわ町文化財審議会の意見を尊重しながら、地元学の視点をもって、 町の記憶を次世代に伝える歴史的文化資産としての保存活用を図ってまいります。

スポーツ活動については、全てのスポーツの基礎となり、脳や神経の発達を促す「コオーディネーショントレイニング」の普及を進めるとともに、学校体育への導入を図るため、教職員の指導資格取得を進めます。

また、スポーツ指導者の養成や活動支援を初め、全道・全国大会への出場支援を行うとともに、スポーツ団体の支援と連携を図り、「アリモリカップマラソン大会」の開催や「スポーツ教室」の開催など、多様なスポーツや体力増進に取り組むことができるよう、各種スポーツ活動の普及に努めてまいります。

さらに、本町の恵まれた気候やスポーツ環境を生かすため、「報徳館」を拠点とした道内 外からのスポーツ・文化活動の合宿について、引き続き関係団体との連携のもと、その誘 致・受け入れに努めてまいります。

図書館・博物館活動の充実についてです。

図書館は、学校教育を支援し、家庭教育の向上や地域文化等の推進に資する役割を担って おり、図書館協議会の意見を反映し、穂別図書館とまなびランド図書室の機能の充実に努め てまいります。

図書館活動については、家庭での読書習慣をつけるため、「うちどくノート」の定着とブックスタート事業やボランティア団体等による読み聞かせ会の実施、移動図書館事業の充実を図ってまいります。

博物館については、恐竜ワールド構想の中核となることから、恐竜化石のクリーニング、 レプリカ製作を進めるほか、北海道大学総合博物館との相互協力協定に基づく研究、特別展、 普及講演会の開催を行ってまいります。 また、白亜紀後期におけるアンモナイト、首長竜、モササウルスなどの化石は、国内外にも極めて重要な研究につながっていることから、外部の研究者とも連携した調査・研究を進め、広く情報発信するとともに、子どもたちの学習意欲や町民の知的関心に応える博物館を目指してまいります。

以上、平成28年度の教育行政推進に当たっての基本方針と主な施策について申し上げました。

むかわ町は、新町としてさらなる発展を続ける新たな時代を迎えます。次代を担う子どもたちは、未来を切り開き、生涯にわたって生き抜く力を学ぶことが求められ、また、大人には「むかわの底力」を持って子どもたちを育むことが求められます。

教育を軸として、この町に住む一人一人の様々な歯車を幾つも組み合わせ、むかわ町を未 来に進める大きな歯車を動かし、「まなぶよろこびを感じるまち」の実現を目指し、着実な 教育行政を進めてまいります。

町民の皆様並びに町議会議員の皆様の御理解と御協力を心からお願い申し上げます。

〇議長(三倉英規君) 教育長の教育行政執行方針が終わりました。

これで、町長町政執行方針及び提出事件の大要説明及び教育長教育行政執行方針を終わります。

◎一般質問

○議長(三倉英規君) 日程第5、一般質問を行います。

順に発言を許します。

◇ 中島 勲議員

〇議長(三倉英規君) まず、3番、中島 勲議員。

〔3番 中島 勲議員 登壇〕

○3番(中島 勲君) 通告に基づきまして、4項目について質問をいたします。

第1は、再生可能エネルギーについての国費調査及び穂別地区オロロップ渓谷を活かした 交流人口の推進方策についてであります。

平成27年の、昨年の9月議会において、再生可能エネルギー、水力発電の可能性について、 支援するためのエネルギー庁による国費調査支援事業があることを提案いたしました。この 事案につきまして、検討する旨の回答があったわけでございますが、これらの事案につきま してどのように調査、検討されたのか、また、その結果はどのようになったのかをお伺いい たします。

また、穂別地区福山の神秘的な原生林の広葉と清流鵡川の急流オロロップ渓谷と交流人口の関係についての質問に対しましては、可能な範囲で現地確認をする旨の回答がありました。これについて現地確認をされたのか、されたのであれば、どのように交流人口増大に結びつけようと考えているのかをお伺いします。

次に、交流人口の増加を図るためには、旧穂別発電所・オロロップ渓谷、その他町内の由 緒ある建物等について保護条例等を定め、町外へ発信すべきと考えますが、これについてど のように考えておられるかをお伺いいたします。

- 〇議長(三倉英規君) 竹中町長。
- **〇町長(竹中喜之君)** 議長、答弁の前に、先ほどの地震についてのちょっとお知らせを。
- ○議長(三倉英規君) はい、わかりました。
- ○町長(竹中喜之君) 先ほど11時7分に地震が発生しております。震源地は浦河沖で、マグニチュード4.2ということでございます。むかわ町、震度1未満とされております。そして、津波の心配はないということでございます。これからのより穏やかな天変地異、望むものでございます。
- 〇議長(三倉英規君) どうぞ。
- 〇町長(竹中喜之君) それでは、答弁のほうに入らせていただきたいと思います。

国費での調査、そして支援策についての御質問かと思います。再生エネルギーの窓口であります北海道の経済部環境エネルギー室に、その事業化調査にかかわる支援制度について確認をしてきているところでございます。小水力発電の事業化にかかわる調査費、これについては、国の事業としては、経済産業省資源エネルギー庁で新たに水力発電事業化促進事業費補助金として、事業化に必要な流量調査、さらに測量、地質、設計等の実施について定額で補助する制度が設けられる予定であること、それと、北海道の関係事業としては、新エネルギーの導入可能性を支援する地域新エネルギー調査設計導入強化事業、これは補助率2分の1、上限が決められているわけでございますが、そういうことが確認してきているところでございます。

議員も御承知のとおり、北海道におきましては、冬期間の凍結、さらに水利権の設定、こ ういったところが課題になっており、現時点、小水力発電の導入が進んでいないのが現状で あると押さえているところでもございます。本町におきましても、現段階、新たに小水力発 電所を建設することは難しいものがありますが、しかし、再生可能エネルギーというのが今後拡大していくという中で、今後も北海道、あるいは道といったところも含め、関係する制度にしっかりと注視していく必要があると考えておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

2点目及び3点目について関連がありますので、あわせてお答えをしたいと思います。

オロロップ渓谷へ通じる道路、道道占冠穂別線のみであり、平成21年より現在も通行どめとなっているところでございます。御質問の現地調査につきましては、道路管理者であります北海道から通行どめ区間の道路使用承認を得た上で、昨年の9月の末に、道路の現況確認とあわせ、オロロップ渓谷の観光資源調査を私も含め道路及び観光を所管する職員にて現地確認を行ってきているところでございます。道路状況につきましては、土砂の埋塞あるいは地滑りによる道路決壊箇所というのが多発されていることを確認しております。復旧に対しては相当多大な費用を要することも想定され、再開は非常に困難な箇所と思われているところでもございます。

一方、視点を変えて、観光資源としての確認はどうなのかというところで、この渓谷を実際形成する景観というのは、清流鵡川と自然林というのがマッチしながら見事なコントラストだったのかなあということも、私も再認識したところでもございます。しかし、先ほども申し上げたとおり、その地へつながる道路というのが現在通行どめとされている現在、再開のめども立たない中で、町としてはあくまでも安全を確保するという観点から、利活用については現段階困難であると考えておりますので、御理解を願いたいと思います。

3点目の、由緒ある建物等について保護条例を制定し、町外へのPRをしてはどうかという御質問でございますが、歴史的価値の高いものにつきましては、この間もむかわ町文化財保護条例に基づき、教育委員会が審議会の審議を経ながら町指定文化財に指定し、その価値を後世に引き継ぐため必要な保全、保護をしているところでございます。むかわ町のさまざまな資源というのを生かして、町全体の活性化を図っていく上でも、町内の歴史的な価値を持つ建物等を町外にさらに認識してもらえるよう、今後も工夫を重ねていくことが大切であると考えておりますので、御理解を願いたいと思います。

〇議長(三倉英規君) 中島議員。

〔3番 中島 勲議員 登壇〕

○3番(中島 勲君) 発電所設置につきましては、これは大きな問題ですから、いろいろ調査の結果によるんでしょうけれども、今の町長答弁で、内容は理解をしました。ただ、現実

に、電力業界というのは非常に急速に変わっておりますわね。

例えば、4月からの電力自由化であるとか、あるいは具体的に言いますと、そこの四季の館の入り口に電気自動車のための急速充電スタンドというんですか、それも設置されております。本当に身近なところで電気事情の変化が見られるんです。こういうところにおいて、公共施設等々にこの電源というものをどういうふうに導入してくるのか、従来どおりでいいのか、あるいは自由化にのっとって、ある一部は自由化の波でほかの電力会社から購入するとか、いろいろ近辺の町村では具体的に検討されているように聞いております。このように電力自由化をどのように捉えておられるのか、質問いたします。

- ○議長(三倉英規君) ほかの議員さんからもその関連については質問が出されておりますんで、ちょっと通告外になりますんで、そこは御注意を願いたいと思います。
 竹中町長。
- ○町長(竹中喜之君) 電力自由化はまた別角度でということで、御質問にあります小電力の 関係でいきますと、前回の9月のときにも申し上げたところですが、改めて、これはそのも のを否定するものではなくて、再生可能エネルギーの一つとして捉えながら、今後、前提条 件というんでしょうか、そういったところも、課題等もあわせ、引き続き、先ほど申し上げ ましたように、関係機関からの情報の収集に努めてまいりたいと考えております。

それと、平成28年度に北海道として道費河川、これは農業用水路というんでしょうか、こういったところでの可能性調査というのが行うものともいうことやに聞いておりますので、こういった動き等も捉えながら、引き続き適切な処置対応、努めてまいりたいと思いますので、御理解願いたいと思います。

〇議長(三倉英規君) 中島議員。

[3番 中島 勲議員 登壇]

○3番(中島 勲君) わかりました。

電気事情が変遷するだけに、現在の流れに沿って行政が進めるように希望いたします。 次に、第2点目に移ります。

第2点目は、鵡川地区巡回特定健診の実施場所についてでありますけれども、鵡川市街地での健診会場は、従来から四季の館で実施されてきました。ここの四季の館会場での健診においては、更衣室並びに診察室の狭隘、狭いということ、それから採光が不十分であると、暗いということ、さらに、個人の診察内容、聞き取り診察内容が他人に漏れる可能性があるということで、一部の方々から不満の声が出ております。これらを踏まえまして、この健診

場所について、鵡川厚生病院に変更することの可能性について病院側と協議をする必要があると考えるんですけれども、これについての見解はいかがでしょうか。

- 〇議長(三倉英規君) 今井保健介護グループ長。
- **〇健康福祉課主幹(今井喜代子君)** 鵡川地区巡回特定健診の実施場所について回答いたします。

むかわ町は、特定健診、胃がん、大腸がん検診の巡回ドックを札幌厚生病院に委託し、四季の館会場では夏4日間、冬2日間の実施で、今年度は537人、1日平均約90人が受診しています。健診は午前中であるため、1時間当たり20人ほどの受け付けとなり、待合スペースの確保などで広いスペースが必要となります。鵡川厚生病院担当者とも協議していますが、スペースの確保や病院受診者との混在など課題が多く、鵡川厚生病院に健診場所を変更することは困難と考えております。

また、四季の館の健診会場における狭隘や採光の課題についてですが、健診会場内の配置 については、健診のたびに利用者様の動線やプライバシー等を考慮し、改善を図っていると ころです。

四季の館の研修室は、建設当初から保健センター機能を有する場所として、各種健診に対応するよう計画されていますが、建築後18年を経過し、採光等から利用者様に御不便をおかけする部分もあるかと思います。今後についても、気持ちよく健診を受診していただけるよう配置や照明等に配慮をしてまいりたいと考えますので、御理解賜りますようお願いいたします。

〇議長(三倉英規君) 中島議員。

[3番 中島 勲議員 登壇]

○3番(中島 勲君) 言っている内容は理解はできるんですよ。ただ、ここで一考を有する と思うのは、鵡川厚生病院という存在がどう変わってきたかというところに着目していかな きゃならんと思うんです。ということは、2年前、25年に改修工事をしまして、ほとんど新 しい施設、建物を導入しております。

これは、25年2月に開院する前に一般の方々に配ったパンフレットから拾った数字でございますけれども、建物に約9億、それから医療器具に4億4,000万ほど、概算ですけれども、要するに13億4,000万の巨大な出資をしているわけです。投資をしているわけです。これはもちろん、むかわ町の財産なんです。そういうことを考えると、今までは北海道厚生連の所有であり、建物、医療器具、それから当然医師の方々も厚生連から派遣されていたというこ

とですけれども、今度はそういう見方でなくて、むかわ町の財産をいかに運用していくかという観点、そして、この巨額な投資をしているわけですから、これの一部を町民の方々にどれだけ、どのような形で還元されていくのか、するのかということを私は考えておくべきだと思うんです。

病気になってしまったら、これはもう当然病院で治療をしますけれども、例えば、穂別の診療所に平成10年から約10年間勤めておられました一木先生の言葉ですけれども、やはり、日常生活の食生活、これは健康管理が一番大事なんだと。病気になってしまう前の管理が大事なんだということですから、そうすると、今のこの巡回健診、これらについても一木先生の言う平常、日常の管理、健康管理、いわゆる人間ドックなんです、これをもっと前面に出していくべきだと思うんですよ。

たまたま、私がいろいろと調べてあったんですけれども、これは通告していませんから言及しませんけれども、厚生病院にも人間ドックの部屋、それから施設もあるわけです。どれほど活用されているのか、ちょっと私も調べていませんけれども、そういう点からも、やはり施設はある、しかしそれを活用していないのではないかなと。十分に、そういう面で厚生病院とむかわ町の施設の活用についてもう少し検討していただきたいと、こういうふうに思うんです。

これは、新しくなった厚生病院では、人間ドック施設があります、リハビリステーションがあります、救急告示の病院があります、こういうふうになっているんです。一番最初に人間ドック施設と、こういうふうにうたわれているんです。これはパンフレットです。一般に配られたパンフレットなんですけれども、そういうところから見ても、今までの固定観念、巡回健診は四季の館ですという固定観念から一歩抜け出て、自分たちの施設である厚生病院でもう少し有効に利用したほうが、巨額の投資をし、それが町民の皆様に還元できるんじゃないかなあというふうに考えるんですけれども、再度お伺いいたします。

〇議長(三倉英規君) 渋谷副町長。

○副町長(渋谷昌彦君) 厚生病院の有効利用ということでございますけれども、先ほど答弁の中でも申し上げましたように、四季の館、建設当初から4つの機能というようなことで、交流、そして文化、健康福祉、スポーツレクというようなことで、そういった機能をあわせ持った建物として建設をしてございます。そういったところから、当初より本会場において健診を行っていくというようなことでの設計等がなされているところでもございます。そういった意味からも、四季の館の有効利用ということで、今まで活用しているところでもござ

いますし、いろいろ言われております御指摘の点につきましては、日々、健診のたびに反省 をしながら改善をしていっているところでもございます。

一方、厚生病院につきましては、機能的に、今言った健診機能というのは四季の館に集約をしているという考えのもと、病院機能に特化してつくったものでございます。人間ドック等の対応はできることにはなってございますけれども、大人数の、そういった200人規模の集団健診には、なかなか施設的に難しいものがございます。一定程度、厚生病院との事務的な協議もした経過がございますけれども、どうしても外来患者、そういった等の区分け、そういったいろいろな問題、健診者のためのスペース、さまざまな問題等もございまして、厚生病院の中でやっていくというのは、施設利用上も非常に厳しいものがあるというふうに考えているところでもあります。

それとまた、健康管理が非常に重要というようなことで言われておりましたが、ことしから総合健診等も無料にしていくというようなことで、検診率の向上にいろいろ努めてまいりたいというふうに思ってございますので、御理解をいただきたいというふうに思うところであります。

- 〇議長(三倉英規君) 今井主幹。
- **〇健康福祉課主幹(今井喜代子君)** 厚生病院におきます人間ドックの関係なんですけれども、厚生病院のほうには人間ドックの待合室とか、専門の場所を設けております。こちらのほうは、個別でも人間ドックを受けるための施設ということで整備をしているところでありまして、集団での人間ドックというところでの想定はされていない形のつくりになっているということで御了承いただきたいと思います。
- 〇議長(三倉英規君) 中島議員。

〔3番 中島 勲議員 登壇〕

○3番(中島 勲君) 言われていることは、これ、わかるんですよ。ただ、今までのような 発想から少し変えていったらどうですかということなんですよ。

ですから、市街地での健診は五十数名おられるんですか、あれ、年に2回でしたっけ、そうすると、仮にそれを50名とすれば、50名でなくて15名ずつ3回にするとか、そういうふうに工夫をして、当然それは医者の先生の関係もありますけれども、そういう発想の転換をしていかないと、ちょっと口が悪いんですけれども、前年こうだったからことしもこうだと、来年もそうだという、こういう発想では、くどいようですけれども、13億かけた投資の還元が一部の病院の治療の方にしか還元されないんでないかということですから、全て今までの

固定観念を捨ててこの問題に取り組んでいただきたいというふうに思っておりますけれども、 町長、どうですか。

- 〇議長(三倉英規君) 渋谷副町長。
- ○副町長(渋谷昌彦君) 有効利用という観点でありますけれども、確かに固定観念というか、 当初の目的、いろいろなものがあってつくっているわけでございますので、そういったとこ ろに沿ってやっているのは事実でございます。議員おっしゃるように、新たな視点、そういったことも必要でしょうから、そういったことは日々考えながら、より有効に使えるような 方策、何があるのか考えていきたいというふうに思っているところでもございます。

先ほど、私の答弁の中で、「総合健診が無料」というようなちょっとお話をしてしまいました。ちょっと言い間違いでございまして、「特定健診について無料」でございますので、 訂正をさせていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

〇議長(三倉英規君) 中島議員。

〔3番 中島 勲議員 登壇〕

○3番(中島 勲君) そのように進めていただきたいと思いまして、この件については終わります。

次に、第3番目ですけれども、介護予防センターの運営実態についてお伺いいたします。 この介護予防センターは、古いんですけれども平成15年に設置されておりまして、運営に ついては、平成20年6月議会定例会で私の質問に対しまして、「年間利用実績は年間で59回 です。」と、こういう回答がありました。また、当時の町長は、道の100%補助事業であっ たため、有効活用に少し緩みがあったのかもしれないという回答もされております。

このような介護予防センターの運営は、当初から何か順調にいっていなかったように私は 認識をしております。そこで、現在の運営実態についてどのようになっているのか、まずお 伺いいたします。

さらに、平成22年以降、鵡川地区の老人クラブ、高砂クラブの事務所兼活動拠点としても、 このセンター利用されております。このことは、介護予防センター本来の目的と少し異なる と私は考えます。これについてどのような見解を持っておられるかお伺いいたします。

さらに、老人クラブ高砂会を含めた全町的な高齢者対策について、今後の行政対応を伺い たいと思います。

〇議長(三倉英規君) 竹中町長。

〇町長(竹中喜之君) 3点の御質問かと思います。

介護予防センターの利用実態としましては、平成26年度、延べ利用回数が236回、利用団体数は7団体。ほかに、町事業の介護予防事業ぴんしゃん会、さらにポパイサークル等々で活用が行われているところでございます。平成27年度も同程度の利用回数、団体数となっておりますが、平成28年度はさらに介護予防の運動として、ふまねっとという名称で月2回実施する計画があり、利用回数がさらにふえる予定とされております。

介護予防センターの高砂会の利用についてでございます。老人クラブの活動、高齢者の皆 さんの生きがいづくりだとか、健康増進活動になっております。高砂会で実施しております カラオケだとか、あるいはマージャンといった、閉じこもり、さらには認知症予防にもなる 活動であり、介護予防にもつながっていると私は考えております。

全町的な高齢者対策の見通しということでございますが、むかわ町では、御存じのとおりまち・ひと・しごとの地方創生の総合戦略というのが昨年末に策定されております。その中で、健康長寿で元気にまちづくりに参加をしていくということを施策の基本的方向に位置づけているところでもございます。また、むかわ町高齢者保健福祉計画におきましては、高齢者が住みなれた地域で安心・安全に暮らせるまちづくりというのを基本テーマとして、健康、医療、福祉の連携、そして介護予防、高齢者の支援体制の充実を目指していく所存でございます。

〇議長(三倉英規君) 中島議員、どうぞ。

[3番 中島 勲議員 登壇]

○3番(中島 勲君) この介護予防センターの、何なのかということを私なりにちょっと疑問だったものですから、この設置条例を見たわけですけれども、この中には、高齢者が要介護状態になることを予防するとともに、介護に係る普及事業を推進すると、これがこの設置目的なんですね。当然、これは道の100%補助の事業ということなんですけれども、それに照らし合わせますと、今の高砂会というのにこだわる必要はありませんけれども、例えばの話ですけれども、この高砂会にしても、これに沿うのかなという気がいたします。ですから、私はやっぱりもう少しこのセンターの活用を、見方を変えて、そしてこの高砂会等々の団体さんが使われているという今、話がありましたけれども、そこはそこなりに、ほかのところと言ったら変ですけれども、要領を変えて活用してもらう。それを早期に対処していただきたいと思うんです。

余分なことですけれども、町長も今期、今度折り返し地点になりますんで、あと2年です

か、今期は、そういう期限的にも限界がありますので、何とか早急にこの問題を解決していったほうが町全体でよろしいのかなというふうに考えますが、いかがでしょうか。

- 〇議長(三倉英規君) 竹中町長。
- ○町長(竹中喜之君) 一答目の関係とちょっと重複するところもあるかと思うんですが、高砂会の利用についてでございます。これは、議員も御存じかと思うんですけれども、以前高砂会の皆さんが利用していた旧老人寿の家と言うんでしょうか、当時児童館に用途変更の際に、介護予防センターに移転していただくということで、逆に町のほうから当時協力を願って、現在に至っているところでもございます。

議員のほうから、前回の質問以降、一昨年の8月ですか、高砂会の皆さんのほうから町のほうに、介護センターの利用度というのがかなり高まってきているので、みずからが活動しやすい施設の確保についての要望というのも実はいただいているところでもございます。その後、その要望書に基づきながら、他の施設への移転というんでしょうか、そういったことも含めながら役員の皆さん等々と何度かやりとりをしてきているところでもございます。そういった中において協力いただいた経過、さらにはクラブ活動を通しながら、先ほど申し上げましたように介護予防に伴う、まさに健康長寿というのを実践されているといったようなことを踏まえながら、現行どおりの、今現在ですよ、活用をいただくということで、さらには、活用に当たっては、介護予防センターの他の利用者の皆さんとともに、お互いが利用しやすい施設利用というのを望むところでございます。

もう一点、任期は別に、じゃ、高齢者の皆さんの集う、あるいは集いの中での集う機会、施設のハード、ソフトも含めてでございますけれども、御存じのとおり、28年度の執行方針にも述べているところでございますが、現在、町内にある公共施設等の全般、これの総論的な、まず28年度においては総合管理計画の策定というのが新年度予定されているところでございます。そういった公共施設全般の今後のあり方ということも見据えながら、高齢者の皆さんの集う場のあり方というのも、この際でございますので、高齢者の皆さん、さらには町民の皆さんの御意見等をいただき、調査、検討に努めていきたいと考えております。

以上です。

〇議長(三倉英規君) 中島議員。

[3番 中島 勲議員 登壇]

○3番(中島 勲君) ただいま、施設の総合管理計画というんですか、それが策定されるということですから、それが策定された暁は、早急にこの問題に対処していただきたいという

ことで、この質問は終わります。

それから、4番目でございますが、ふるさと納税寄附金の実態とその活用についてであります。

平成26年度のふるさと納税寄附金件数は7,480件、金額は1億1,580万円となっております。 平成27年度の実績について伺います。

また、そのふるさと納税寄附金の活用分野はどのようになっているのか、あるいは今後ど のようにしていこうとするのかを伺います。

- 〇議長(三倉英規君) 渋谷副町長。
- **〇副町長(渋谷昌彦君)** ふるさと納税に関する御質問にお答えをいたします。

まず、27年度におけるふるさと納税の直近の状況につきましては、平成28年2月末現在で5,105件、7,500万円の寄附額となってございます。前年同期対比では、件数で2,000件の減少、寄附金額では3,600万円の減額となっております。

次に、活用分野についてであります。本町は、ふるさと納税の寄附申請書におきまして、 特産品の希望とともに、ふるさとづくり活用事業として、次世代のふるさとを担う子どもた ちを育てる事業、自然環境の保全のための事業、高齢者健康づくりのための事業、都市と地 方の交流を深める事業、この4つの事業及び指定のない場合を含めまして、寄附者が希望す る事業を選択していただく形式をとってございます。このため、納付した寄附金は、この希 望に沿って各事業に充てることとなりますが、この場合、一旦基金に積み立てをして、後年 度において実施する事業の財源充当としておるところであります。

これまでの活用実績では、子どもたちを育てる事業として、鈴木章記念事業推進基金に積み立て、海外派遣や進学奨励金などに充当しております。自然環境保全事業及び高齢社会の事業並びに都市との交流事業として、地域振興基金に積み立て、花いっぱい運動や桜の丘整備、JA移動販売車の購入補助、地域イベントなどに充当をしているところでございます。以上でございます。

〇議長(三倉英規君) 中島議員。

[3番 中島 勲議員 登壇]

- ○3番(中島 勲君) 今の回答の中で、非常に27年度の実績が下がっていると。6割、5割5分か6割になるんですか、ちょっと今計算していませんけれども、この原因はどこにあると掌握していますか。
- 〇議長(三倉英規君) 渋谷副町長。

○副町長(渋谷昌彦君) 本町のふるさと納税につきましては、平成20年から開始をしているところではあります。当時、調べますと、29、70万ほどということでございまして、当時の返戻品はししゃもとメロンのみでございました。それから、いろいろふるさと納税が取り上げられるようになりまして、私どもも寄附額がふえてきたということで、25年に返戻品のメニューを拡大してございます。そしてまた、その年の10月からはインターネットによる申請の受け付けというようなことで、この時点からある程度急激に伸びてきたところではあります。取り組みとしては、かなり先駆的に取り組んだところでもあります。その後、翌年の26年6月には、ヤフーを使いましたクレジット決済を始めたところであります。そういった関係で、飛躍的に26年度は伸びたところでございます。先ほど議員おっしゃられましたように、1億以上の寄附というようなことで、実績として上がっているところであります。

そういった中で、近年の動向といいますか、非常にふるさと納税というのが全国的に注目をされてきております。そういった中で、現在まで、道も取り組みというようなこともあるようなことでございますけれども、各自治体の取り組みというのが非常に強化をされてきたというところであります。そんなことから、非常に言い方は悪いんですが、返戻品、そういうプレゼント合戦的な様相を呈してきたというところであります。そういった中で、どうしても魅力的な商品があるところに流れていくというような実態もございまして、非常に限られたパイの奪い合いというところで、私ども、先駆的には進めていたんですけれども、後発組の自治体のほうがかなり力を入れてきたのかなというふうに思っているところであります。そういったことを受けまして、今後については、やはり先駆的なところでやってきましたけれども、まだ改善点あろうかと思います。さらなる改善をしながら進めていきたいと思っておりますので、御理解を賜ればというように思います。

〇議長(三倉英規君) 中島議員。

[3番 中島 勲議員 登壇]

○3番(中島 勲君) 最後にもう一点お伺いしますけれども、下がった原因が、競争によってほかの地域が増加したというんですか、そういうことだと。それは確かだと思うんですけれども、これも先ほど言ったように、同じ固定観念でやっていれば、そういうふうに、競争原理ですから、結果は今のようになるわけです。

これは、私は、国の政策としてこれはできているわけですけれども、地元の力を出させる、 発揮させるという反面、各自治体を競争の原理にある程度落としてみる、当てはめているん ですか、そういうことも試されているのかなという気がいたします。 ですから、同じ返戻品ですか、例えばししゃも、5万円もらったと、そうしたら2万5,000円ぐらいはししゃもで返したということになりますと、2万5,000円になります。これが仮に50%とすれば、300万の50%と3億の50%だと、実質数字が違うわけですね。それを先ほど副町長言われた4つの項目に使えるわけです。ですから、そういう面ではまだまだ努力をしていただきたいというふうに思いますし、また、私のこれは考えですけれども、例えば、地元産品をただ返戻するのではなくて、例えば、本州の方であれば、飛行機をおりる、千歳におりる、千歳からむかわまでのバス賃というんですか、そういうものをサービスする、それで来たら、昼の昼食券をサービスしますとか、そういうちょっと見方を変えてやらないと、もうししゃもだ、いや向こうは何だと過熱してしまうんですね。ですから、見方を変えて推進をしたらどうかなと思いまして、提案ですけれども、もちまして私の質問を終わります。

- 〇議長(三倉英規君) 渋谷副町長。
- **〇副町長(渋谷昌彦君)** いろいろ御提案いただきましてありがとうございます。

私どもとしましても、新年度に向けて新たなそういう魅力あるものの開発ということを含めまして、議員おっしゃられましたような視点を少し変えてということで、今、三町、日高と平取、むかわのWAKUWAKU協議会というのがあるんですけれども、そういったところとも連携を図って、広域的に何らかの取り組みができないかと、そういうことも含めながら新しいまた視点で進めていきたいとも思っておりますし、目的の中に、今回、恐竜の卵基金というのも入れたりしております。そういったことで、ちょっと変わった地域性の特色のあるそういった取り組み、そういうことにも着目をしていきながら、一過性ではなくて、ぜひ納税者と今後つながっていくような、そういった工夫もしながらふるさと納税の活用ということをしていきたいというふうに思ってございます。御理解をいただきたいというふうに思います。

- ○3番(中島 勲君) 質問を終わります。
- ○議長(三倉英規君) 昼食のため、しばらく休憩いたします。
 再開は午後1時といたします。

休憩 午後 零時05分

再開 午後 1時00分

◇ 三 上 純 一 議員

 〇議長(三倉英規君)
 次に、5番、三上純一議員。

 「5番 三上純一議員 登壇」

○5番(三上純一君) 東日本大震災から5年が経過しました。死者、行方不明者、そしてその関連によって亡くなられた方、合わせて2万1,000人を超えました。そして、今なお17万4,000人の避難者がおられます。心から改めてお見舞いとお悔やみを申し上げるところでございます。

さて、通告に基づきまして2点についてお伺いをいたします。

近年、社会全体の問題として格差社会という現象が指摘されております。そこで、私はむかわ町での公営住宅の環境に置きかえて考えてみました。むかわ町の町営住宅は、鵡川地区11団地374戸、穂別地区14団地325戸、合わせて669戸ありますが、昭和35年から50年ころにかけて集中して建築されております。つまり築50年以上経過して、老朽化している住宅が数多くあるということになります。当然、その対策として長寿命化計画を立て、対応するとしてきているわけですけれども、この公営住宅等の長寿命化計画については平成24年から33年までの10年間と位置づけています。もちろんこの10年間で全て対応できるという話ではありませんけれども、社会情勢の変化あるいは進捗状況などによって、おおむね5年ごとに見直すとされております。

5年目に入ります。改めて、どのような計画見直しを考えているのかお伺いをいたします。 また、基本目標に現在入居されている、いわゆる既存住宅ストックの関係で、長寿命化のた め良好な住環境を維持するために定期的に点検、それによって必要な改善や修繕を計画的に 進めるというふうにされています。定期的点検によって、新たな課題として捉えている点を 伺いたいと思います。

- 〇議長(三倉英規君) 竹中町長。
- ○町長(竹中喜之君) 長寿命化計画の5年目ということでの見直しの視点ということだと思います。

平成24年度から実施しております公営住宅の長寿命化計画、議員御指摘のとおり、おおむね5年ごとに見直すこととしているところでございます。平成29年に見直す予定であります

ので、今年度、見直し作業を始めることとしているところでございます。計画実施後4年を経過して、これまでの進捗状況、おおむねその計画に沿った中で進んでいると捉えているところでございます。平成29年度以降の事業計画の見直しにつきましては、現在ありますまちづくり計画との整合というのを図りながら、それに対しての事業計画、これを変更することとなりますが、維持的な修繕につきましては現況を詳細に調査しながら、より緊急度の高いものから順次実施するよう見直すことに努めていきたいと考えております。

2点目の、その定期的点検によっての新たな課題という点でございますが、点検により改めて状況を把握したところ、穂別地区の修繕予定の公営住宅というのは比較的劣化というのが進んでおらず、実施を先延ばしすることができると判断しているところでもございます。 鵡川地区におきましては、屋根、壁が予想以上に劣化が進んでいる箇所が見られております。 そういうことから今年度予定しておりました修繕を前倒しするなど、実施年度の変更を検討していきたいと考えているところでもございます。今後とも定期的に点検というのを実施しながら、その結果というのをもとに予防保全的というのでしょうか、維持管理の徹底に努めてまいりますので、御理解をくださるようお願い申し上げるものでございます。

〇議長(三倉英規君) 三上議員。

[5番 三上純一議員 登壇]

○5番(三上純一君) この長寿命化計画の基本目標のポイントでありますけれども、いわゆる定期的な点検結果に基づいて、中にありますけれども、壊れてから直すのではなくて予防保全的な維持管理を実施するというふうに定めております。これが1つのポイントになると思います。しかし、昨年12月の定例議会で提出された専決処分が、汐見団地の屋根に取りつけている換気扇が劣化して、駐車場にとめてあったボンネットに落下して損害賠償をしたと、そういう内容でありました。こういうことが起こるということは、その点検が適正に実施されていないんじゃないかなと、そんなふうな疑念を持つんですけれども、点検実施のその経緯あるいは修繕の判断基準、そういったものについて改めてお伺いをいたします。

さらにこの汐見団地というのは、54年経過しております。旭岡、あるいは春日もそれに近い年数がたっています。特に宮戸地区は、これは一番古くて56年経過して老朽化が進んでおります。専決処分をした部分のような問題が起きかねないというところもあります。ほかにこのような危険な箇所はないのか、多分確認されていると思いますが、その点について改めて伺います。例えばそういうところが現段階であるとすればどのような対応をしていくのか、改めて伺います。

- 〇議長(三倉英規君) 為田建設水道課長。
- **〇建設水道課長(為田雅弘君)** 公営住宅の定期的な点検のポイントについての御質問でございます。

昨年、確かに12月にボンネットの破損ということで住民の方に御迷惑をかけたことは、本当に遺憾に思っているところでございます。ただ、あれも非常に強い強風による落下ということで、確かに劣化は進んでいたということですけれども、原因としては強風というふうに捉えているところでございます。ただ、先ほど議員より御質問のありました実施の要領につきましては、あくまで、大変申しわけないのですが、屋根の上に上がって打音検査等ですとか、あとそういうような近接の目視ということはなかなか難しいものがございまして、基本的には地上からの点検及び今、主に行っておりますのは、屋根の劣化ですとか壁の劣化、あとは基礎等、あとコンクリート等のひび割れ、そういうものに着目して点検しているところでございます。したがいまして、今、御指摘がありましたとおり、通気口ですとかそういうものにつきましてはなかなか点検できないところもございますので、今後何らかの方法を検討していきたいと思いますので、よろしく御理解願いたいと思います。

〇議長(三倉英規君) 三上議員。

〔5番 三上純一議員 登壇〕

○5番(三上純一君) わかります。この長寿命化計画の中身は今さら言う必要もないですけれども、団地ごとに分類して建てかえ、あるいは用途廃止、あるいは維持管理住宅、そういうふうに分類をして対応していくということになっておりますけれども、私はこの用途廃止というふうに分類された、一番古い住宅の関係が問題ではないかなと思っているんですけれども、先ほど言いました汐見団地についても、私も地元ですから余りそれにこだわった言い方はしたくないんですけれども、これまでも窓枠を木からサッシにかえた、あるいはトイレを改修した、いろいろ要望するたびに直してきてくれています。それは大変ありがたいと思っているんですけれども、しかし住宅全体として老朽化が非常に激しい。私もちょっと直近で確認したんですけれども、これも建ててから1回もペンキを塗っていないと思うんですけれども、これも建ててから1回もペンキを塗っていないと思うんですけれども、屋根も非常にすごいさびだし、特に破風の部分、これは5カ所ぐらい破風が剥がれて落ちそうになっています。これは目視でもすぐわかる話です。そこを見ると全部鳥の巣になっています。この住宅、住んでいますよ、そこに。そういう状況で、先ほど強風が原因だというふうに言われましたけれども、これは非常に危険な状況です。私は個人的に行って直したいぐらいな感じです。そこはお年寄りがいっぱい、いろいろ行ったり来たりするわけで

すから。そういう状況、雨漏りもするというふうに話を聞いていますし、非常に大変な状況 だなというふうに改めて見たんですけれども、その辺、確認していると思うんですけれども どんな判断をされたのか、改めて伺います。

それとこの住宅は、入居者の移転だとかによっていずれ用途廃止すると、したがって用途 廃止は今のところ未定ですよ。当然その間は入居しているわけですから、廃止という話には ならない。当然だと思う。その間は、もちろん入居者の方々も低家賃住宅と言いながらやは りきちんとお金も払っているし、町としても適正な維持管理はしなければならない、そうい うふうに思うんです。なかなかそのお願いする経過の中で予算がないとか、あるいは今後、 長寿命化計画のもとで計画的にといろいろ返ってくるんですけれども、いつも。何か改善が 先送りにされているようなそんな感じが私はするんです。そういうことをいろいろ考えると、 この住宅環境というのは非常に、その部分でも社会現象の中での格差みたいな部分があると いうふうに見えるんですけれども、町長その辺をどんなふうに受けとめているのか、考えを 伺いたいと思います。

それと町全体、汐見団地に限らないんですけれども、宮戸も春日もそうです、全体で見れば今回、洋光団地の住みかえ住宅として末広団地が進捗しました、8戸。これは1歩も2歩も前進だなと思うんですけれども、ほとんどの住民はそこに入居されるということにももちろんならないし、限られますから、8戸以外の希望者はほとんど今の住宅に住み続けるわけです。やはりそういう状況というのは、やはり非常に、先ほど言ったいろいろな問題があります。この際、住宅内の中の移転というか、もうちょっと移転補償なども含めて経費も含めて助成補助をして、1つの棟に集約してその1棟をきちんと維持管理できるという、そういう手法というのを考えてみてはいかがかと思うんですけれども、その点はどうでしょうか。

○議長(三倉英規君) 為田建設水道課長。

○建設水道課長(為田雅弘君) 汐見団地等の補修箇所につきまして、基本的には住んでいる 方からの連絡を受けてというのと、あとは外面からのうちらの目視による判断ということで、 何点か見落とされている箇所があるということについては、深くおわびしたいなというふう に思います。再度確認して、対応できるものは早急に対応していきたいと思いますので、よ ろしく御理解願いたいと思います。

また、確かに補修につきましては屋根、壁ばかりではなくて内部についてというふうな御 指摘もあるかと思いますけれども、大変古い住宅が多くて、やはり住民からの御要望もござ いまして修繕をお願いしたいということで連絡が来ます。よく調査をいたしますと、非常に 劣化が進んで床落ちですとかが多くございますが、程度が非常にひどければ一旦住みかえていただかないとできないというような状況が結構ございます。そうした場合にそういうお話をすると、やはりちょっとそこまではということで結構修繕できない、要望どおりできないということもままありますので、その辺もちょっと御理解願いたいなというふうに思います。基本的に大規模な内部改修につきましては、住んでいる方が公営住宅から出て新たに入居者を迎えるところについては大規模な修繕については適宜行っていますので、その点を御理解願いたいと思います。

また、3つ目の住宅内の住みかえ、これはいずれかの機会にちょっと触れたかとは思うんですが、例えば今までは洋光団地なり各団地から住みかえというのはなかなか、退去されても一般からの入居者のご希望が多くてなかなかあきが出なくて、そういうようなことは想定しておりませんでしたけれども、今後その辺の住宅のあき状況を見ながら、洋光団地につきましては住みかえというような方向に導きたいと思いますけれども、ただ住みかえとなりますと今のところうちのほうの公的な補助ということは、今のところの制度ではございませんので、御理解願いたいと思います。

以上です。

〇議長(三倉英規君) 三上議員。

[5番 三上純一議員 登壇]

○5番 (三上純一君) ちょっと質問が少しずれるかもしれませんけれども、洋光団地の住みかえの点についてちょっと触れておきますが、今回、末広団地に8戸ということでできます。 4月から入るんでしょうが、その入居料金ですか、現在の3から5倍くらいになる。5年間かけて緩和措置として、少しずつ料金は想定した金額に入っていくんだということですけれども、私は5年後に今の入居者が高齢者が多いということもありますけれども、収入がふえていくということは考えられないなと、なのに5年後には3倍から5倍の金額になるんだよという、この辺がちょっと、以前にほかの議員も指摘していましたけれども、どうも合点がいかない中身なのです。その辺がどんなふうに住民に寄り添った対応として考えているのかなというところを改めて伺いたいと思いますし、あとこの洋光団地から末広にどんどん移行していくんだよという計画の中で進められておりますけれども、今の洋光団地の土地の問題はどういう状況なのかな。まだ借りている土地なのか。その跡地はどんなふうに今後、対応して活用していくのだろうかというところを伺っておきたいと思います。

〇議長(三倉英規君) 為田建設水道課長。

○建設水道課長(為田雅弘君) 末広団地への住みかえ後の経過措置後の住宅料の関係の御質問なんですけれども、これは基本的には住みかえの説明会を開いて、その辺の5年間で段階的に住宅料が高くなりますよということで十分御理解をいただいた上での入居ということで私たちのほうでは捉えておりますので、基本的には5年後には算定どおりの住宅料になるということは承知していただいていることで、生活設計の中で十分にやっていけるという判断をしていただいているものかというふうに理解しております。確かに、料金が高くなるのは大変だということも理解してはおります。

それから洋光団地の今後の土地の利用の関係なんですけれども、確かに土地につきましては現在も借地をしておりまして現在利用しているところでございます。洋光団地を将来的には全て用途廃止をして、取り壊しをしてということで、過去に10年以上も前だと思うんですけれども、あそこに建てかえて土地を利用するということも計画でありましたけれども、3.11の震災以降、浸水区域というものもございまして、現在のところどのように計画するかということについては、今のところは白紙の状態かというふうに捉えております。

- 〇議長(三倉英規君) 渋谷副町長。
- **〇副町長(渋谷昌彦君)** ちょっと私のほうから、若干補足をさせていただきます。

団地の住みかえにつきましては、今まさに末広団地を建てておりまして、町の事情によって住みかえをしていただくということでございまして、そういったものについては移転の補償費をお支払いし動いてもらう格好になります。ですから、個人的な事情で動かれるのは、当然、私費になりますけれども、町が集約をするなり何なりで移転をしていただくということになれば、当然、町がその分の費用は負担するという形になろうかというふうに思います。それと、5年間の家賃の軽減措置でございますけれども、御存じのように公営住宅の家賃は建設費と立地条件、いろいろなもので公的に算出方法が定められております。そして、収入の段階ごとに家賃というのが設定をされております。そういった中で一気にその段階にいくのは非常に厳しいということから、5年をかけて近づけていくということで軽減しているということでございますので、本来家賃に5年後に戻るということでございますので、公平性の原則からも、その辺は御理解をいただきたいなというふうに思うところでございます。

〇議長(三倉英規君) 三上議員。

[5番 三上純一議員 登壇]

○5番(三上純一君) 先ほど言った、1棟の中に集約したらどうでしょうかというお話をしたんですけれども、実態は汐見団地も春日団地も宮戸団地も、例えば宮戸団地にしたら2棟

ありますけれども、どっちに1戸1戸入っているような感じで、入っていないところは木も ひび割れですごいし、もう見るのも無残な形。これはいろいろ問題があると思うんですけれ ども、ちょっと集約してきちんとペンキを塗ったり、いろいろと改善していけるのではない かなというふうに考えるんですけれども、なかなか行政というのは難しいんですよね、ちょ っとその辺は。余り細かいところまで申し上げたくないから、この辺でこの問題は終わりま すけれども、いいですか、町長。

- 〇議長(三倉英規君) 竹中町長。
- ○町長(竹中喜之君) 繰り返しのお話になるかと思いますけれども、人口減少も速いテンポですけれども、先ほど申し上げましたように、予想以上に劣化というのが公営住宅等々で地区によっては進んでいます。一層の予防というのでしょうか、本来の予防保全的というのでしょうか、防災の日常化ではございませんけれども、日常の点検のさらなる重視というのを徹底していきたいというのが1つと、それと今年度から実施されています町内の公共施設総合管理計画の総論的な部分が新年度に出されるかと思いますが、そういったことも並行しながら長寿命化計画の中に、さらにその予防保全的な中身というのを育んでいければなと思っているところでもございます。また、平成28年度中に見直し作業というのが長寿命化の中で行う予定とされておりますが、ハード面の整備内容とともに、今現在、並行して本格的なスタートとされております地方創生に対しての人口減少、あるいは少子高齢化といった移住、定住といったところも、いわゆるソフト面的な政策的な視点というのも、この際ですから町民の皆さんのニーズも踏まえながら可能な範囲で補修対応に努めていきたい。あわせて先ほど議員のほうから提案されております住宅内移転というのでしょうか集約化、残念ながら現在その制度はございません。しかし制度は別にしながら、今後の動向も見定めながらこの長寿命化の見直しの視点の中で調査研究というのをさせていただきたいと思います。
- 〇議長(三倉英規君) 三上議員。

[5番 三上純一議員 登壇]

○5番(三上純一君) わかりました。その辺に視点を向けていただければありがたいなと。 竹中町長は前町長から財政の健全化、そういう道筋を継承されております。一方、公共施 設の老朽化という非常に大きな問題もやはり引き継いだかなというふうに感じているんです けれども、先ほど言いました公営住宅の換気扇の問題、あるいは12月に専決処分の議案とし て出された道路の陥没の問題、これも賠償しておりますけれども、さらにこの産業会館の外 壁のタイルが落下した問題、もう今、住宅あるいは学校、学校もきょうは言いませんけれど も、予算委員会の中で指摘したいと思うんですけれども、住宅、学校、公園、それから道路、 橋。橋もこれから質問があると思いますけれども、全て老朽化している。非常に町の対応が そういう意味では後手後手に回っているような気がしてならないのです。いろいろな事故が 生じるおそれが高まっているのではないかなというふうに思いますので、町の職員の方々も 行革の中でどんどん減ってきています。非常に対応は難しいと思いますけれども、民間に委 託するなどしてそのチェック機能を少し高めていかないとまずいことになるのではないかな というふうに思います。

次の質問に行きます。

木質ペレットストーブの普及と課題について伺いますが、木質バイオマス燃料の暖房器具としてペレットストーブの普及が進んでおります。 CO_2 の排出量を削減できたり、あるいは癒しの効果などさまざまな利点がある一方で、使い勝手の問題などで課題もあります。そこで改めてペレットストーブの普及目的と考え方について伺いますが、本町の公共施設におけるペレットストーブの普及設置状況はどのようになっているのか伺います。また、ペレットストーブによる燃料コストの関係ですけれども、今は灯油も下がっていますけれども、削減状況、そういったものを全体的にどのように把握しているのか伺っておきます。さらにこのペレットストーブの課題として町が捉えている点は何か、改めて伺います。

〇議長(三倉英規君) 山岡支所長。

○支所長(山岡康伸君) 木質ペレットストーブに関する御質問にお答えさせていただきます。 まず、普及目的と設置状況についてでございます。

本町におきましては平成18年度以降、苫小牧広域森林組合のペレット製造工場の稼働とともに公共施設のへの設置を進めてきているところでございます。これは当時、地球温暖化の問題が顕在化する中での原油価格の高騰を背景といたしまして脱化石燃料、 CO_2 排出削減の観点と、地元木材のおがくずなどの再利用、有効活用による地域循環型社会に寄与することを主眼に進めてきているところでございます。

まず、設置状況につきましては、町内21の公共施設において設置しておりまして、このうちペレットを使うボイラーが4施設となっております。

次に、燃料コスト削減状況についてでございますが、そうした観点からのデータの把握と 分析は現在してございませんのでお答えすることはできませんが、参考までに発熱量から灯 油換算した場合、灯油1,000リットルがペレット2,100キログラムに相当するとされておりま して、価格に置きかえますと灯油1に対して約2で、1対2となりますので、灯油価格のお よそ半値以下であればストーブ本体費用を除いて経済性が認められるものと考えているところでございます。導入を始めました平成18年当時の公共施設の灯油価格は、これは穂別の価格でございますが、穂別1リットル当たり80円、ペレット燃料は1キログラム当たり42円でありまして、経済性はほぼ同一でしたが、現在の灯油価格は穂別1リットル当たり58円、ペレット燃料は1キログラム当たり48.6円でありコスト効果はありませんが、当初の導入目的は果たしているものと考えているところでございます。

3点目になりますが、町民の皆様からの苦情と設置上の課題についてでございますが、集会施設の一部において使い勝手や機器の故障、暖房効果の面で声が寄せられてございます。 このことに関しまして、機器の故障につきましては温度センサーの修理をして対応済みですし、建物の構造上、暖房効果に課題のある施設につきましては、新年度予算において機器を設置してまいる予定でございます。

前段申し上げましたように、費用対熱量や燃料供給、暖房効果の課題は確かにございますが、設置施設の状況及び利用者の皆様への対応につきましては、今後も工夫を重ねながら木質ペレットストーブの普及目的に即して、より効果のある設置と利用を進めてまいりますので、御理解をいただきたいと思います。

〇議長(三倉英規君) 三上議員。

[5番 三上純一議員 登壇]

○5番(三上純一君) 町民からの苦情という話は御承知だということと、その内容について は多分承知されていることだと思いますけれども、ムペツ館のペレットストーブの使い勝手 が非常に悪い。使う人が毎回定期的に使っているわけでもないし、葬儀関係なんていうのは そのペレットストーブにかかわっていない人もたくさんいるわけですから、そのたびに非常 に使い勝手が悪い、難しい。一番、町民が利活用する集会所がそういう状況ですから、この ペレットストーブの普及という部分では非常にマイナスイメージがある、そういう話を非常 に聞くのです。せっかく苫小牧広域森林組合でも、このペレットストーブは福祉施設への生産委託によって生産量をふやして利益は計画を上回ったということで、先般載っていました けれども、そういう状況の中で一方ではそういう普及が進まない、非常に使い勝手が悪いと、そこからなかなか抜け切れていないというところがあるので、これは特に頻繁に利用する施設はやはりそこは何か改善しないと、その部分だけペレットストーブにこだわっていくということもいいんですけれども、何か併用するとかもうちょっと工夫をして町民の活用しやすいように図るべきではないかなというふうに思うんですけれども、改めて考え方を伺います。

- 〇議長(三倉英規君) 奥村総務課長。
- ○総務企画課長(奥村誠治君) 公共施設全般にかかわる御質問かというふうに受けとめておりますので、総務企画課のほうでお答えさせていただきたいと思います。

ペレットストーブ、これは議員御指摘のように CO_2 の問題がありまして、町としましても広域森林組合、地元にあるそういった活動というものを後押ししながら、いわば循環型の形ということで取り進めてきたところでございまして、この点は先ほど答弁を申し上げたところでございます。普及という意味では、機器そのものの性能の問題もあるのではないかというふうに考えておりますが、大切なのはやはり CO_2 を削減していくんだと。それはこの町ならではの、町の80%を森林が占める町の特徴としてそういったものに取り組んでいくんだということを、やはり町民の皆さんにも理解をしていただくということが、まず大切ではないかなと考えております。そういう意味では、化石燃料に比べてこのような形で CO_2 が削減されていますというふうなことをやはりお知らせをしていくと、各ストーブを設置しているところにそういうふうなものを啓蒙していくような、そういうことも必要ではないかなというふうに、ただいまの御質問で感じたところでございます。

使い勝手の問題につきましては、確かにそこの施設でそうそう使う、そういう機械の問題もございましていろいろとあるかとは思いますが、例えば使用方法についてわかりやすく写真などを添付しながら、このような手順でお使いくださいというふうなことを展示していくことも1つかなというふうに思っております。現実に鵡川地区の施設、集落センターにおきましては、そのようなことで当初、使い勝手について御指摘がありましたが解決してきているという具体例もございますので、そういったものを参考にしながら工夫をしていきたいというふうに考えてございます。

〇議長(三倉英規君) 三上議員。

[5番 三上純一議員 登壇]

○5番(三上純一君) わかりました。

先般、むかわ町と北海道森林管理局と胆振振興局とのこの3者協定の中で、町内の森林を包括的に管理する協定が結ばれました。具体的には地場産業木材のブランド化、あるいは木質バイオマスの活用推進というふうに挙げております。今、課長が言われたようにそれが両輪として、実体としてペレットストーブの使い勝手もいいような、そういうふうにいろいろ検討しながら町民にも啓蒙を図っていくということをお願いして、質問を終わります。

◇ 山 崎 満 敬 議員

〇議長(三倉英規君) 次に、1番、山崎議員。

[1番 山崎満敬議員 登壇]

〇1番(山崎満敬君) 通告に基づきまして、4点ほどの質問をさせていただきます。

まず初めに、町職員の機構改革について。

以前、1年半ほど前に一度質問をさせていただきましたが、現在むかわ町ではグループ制を行っているわけですが、町民からわかりづらいとの声が多く寄せられているところでございます。町民にわかりやすい、簡単に理解してもらえるような機構改革を必要と思うのですが、その点についてお考えをお聞かせください。

- 〇議長(三倉英規君) 竹中町長。
- **〇町長(竹中喜之君)** 機構改革に関する御質問にお答えをしたいと思います。

現在のグループ制でございますが、合併後、行政改革の一環として平成20年4月に大課制と同時に導入しているところでございます。これは議員御案内のとおり、地方分権による行政事務の肥大化に対応、そして組織機構の合併効果、合併の効果を図るために大課制のもとに課長に課内職員配置の裁量というのを与えながら、課に一定程度の職員を確保し、課内のグループの横断的というのでしょうか横のつながりで、機動的かつ弾力的な職員配置を可能とするシステムでございます。

町民の皆さんにとってグループ制がわかりづらいとの御指摘でございますが、これは大きく2つのケースがあるのかなと思います。1点目は、担当グループから町民の皆様へ事務手続の通知、お知らせと、こういったところから役場に来庁いただく場合、担当グループの場所がわかりづらい。あるいは通知等で発信元というのでしょうか、発信元の担当グループそのものがどこにあるのかわからない、こういったケース。これにつきましては役場からの通知文書等において発信元、担当グループ名及び役場内の所在位置というのをさらにわかりやすく記入する工夫改善を図っていければと思っております。これが1つ。

2点目は、町民の皆さんが目的、そして必要があってみずから来庁される場合、その担当 グループがわからない。これにつきましては、総合窓口というのを置いているところですが、 傾向としてどうも会計、または健康福祉課にお訪ねの場合が多いことから、看板設置及び表 示についてさらに工夫をしていきたい。庁舎内の誘導というのを改善し、そして改めて広報 紙での各課グループの仕事内容をお知らせしていきたいと考えているところでございます。

なお、機構改革の関係でございますが、これは新たな行政課題だとか、あるいは町民の皆

さんのニーズというのをしっかりと踏まえながら効果的、あるいは効率的なまちづくりというのでしょうか、そういったところを進める上で必要に応じながら引き続き取り組んでまいりますので、御理解を願いたいと思います。

〇議長(三倉英規君) 山崎議員。

[1番 山崎満敬議員 登壇]

○1番(山崎満敬君) 先ほどお答えのありましたように、大変鋭い視線で分析して、これから改善に向かうということはよくわかりました。大変、私もそういう点で改善がされれば、もう少しこのグループ制が理解していただけるのかなという気もします。

それに並行しまして合併時の人数の多いときにこのグループ制、ただ現在、相当人数が減ってきたものですから、ちょっと考える中ではいかがなものかなと思いまして、またこういう質問をさせていただきました。確かに、課で臨機応変に対応体制を構築して、業務量の平準化、または極端に言えば、こっちの職員が手がすいているときはこっちの職員の手伝いをしてあげるというようなことで始まったかと思います。ただ現に、先ほど言いましたように、人数が減っている中で今その機能が果たせるのかということも含めて、将来的に向けてまた提案というわけではないですけれども、合併後10年、今度20年に向けて少なくなった人員の中でどういう考えを進めればいいのかということの提案の意味も含めまして、今、質問をさせていただきました。ただ、今、町長がおっしゃられたような近々の問題でクリアしていただければ、当分の間はこのままでいいのですが、将来的に向けてずっとこのグループ制でいいのかということに対してはどのようなお考えでしょうか。

〇議長(三倉英規君) 竹中町長。

○町長(竹中喜之君) 山崎議員御案内のとおり、基本は職員が今、現有の限られた中の職員が、幅広い知識を持ちながらどう住民サービスを高めていくのかと、町民の皆さんにとって利用しやすい、さらに利用しやすい、あるいはわかりやすいグループ、そして課、その機能がさらに発揮できるよう、職員の役場としての接遇面というのでしょうか、そういったところも踏まえながら役場全体で、重なりますけれども一層の工夫、充実に努めていきたいと考えております。

機構改革、これについては先ほども申し上げましたように、組織人員あるいはバランスなどというのも踏まえながら実施していくことが適当であると思いますので、当面は現行機構組織体制を維持した上で、その組織の活性化と効率的な運営を目指す取り組みについて努めていきたいと思います。

〇議長(三倉英規君) 山崎議員。

〔1番 山崎満敬議員 登壇〕

〇1番(山崎満敬君) わかりました。ぜひ、強固に進めていただきたいというふうに思います。

今言ったグループ制なんですが、次の質問に入らせていただきますが「恐竜化石を活かしたまちづくりについて」ということなんですが、町政の執行方針の中で、恐竜ワールド構想を推進していくため推進担当グループを新設する考えがありますということですが、恐竜化石については重要な位置づけとされていますが、重要な位置づけであればこそ推進担当グループではなく、仮称ではありますが恐竜推進課など、名称はいろいろあると思いますが独立した課を設置して推進することが、責任感や職員のモチベーションのアップにもつながり、恐竜ワールド構想を推進していくためには必要不可欠と考えますが、見解をお聞かせください。

- 〇議長(三倉英規君) 竹中町長。
- **〇町長(竹中喜之君)** 恐竜化石を生かしたまちづくりに関する御質問でございます。

昨年の議会におきまして、恐竜ワールド構想を推進し、それをさらに具体的に推進するための新しいセクションを設置する旨を申し上げてきたところでもございます。これにつきましては、本町の人口減対策としての地方創生総合戦略において、各種施策の先導的なプロジェクト事業と位置づけながら、この事業を着実かつ速やかに進める観点から申し上げてきたところでもございます。

議員御指摘のとおり重要な位置づけにあるということに鑑み、課単位の新しいセクションの設置というのも考えられるところでもございますが、しかしながら、本町のまちづくりを進める上で総合戦略にある人口減に特化した施策のみならず、町の基本的なさまざまな施策を並行して進めていかなければならない状況ともされております。総合的に役場全体としてワンランクアップさせることが大切であり、このためにも現在の体制の中で新しいセクションに振り向けることのできる職員数にも限界があるところでございます。そうしたことを考慮した上で担当グループ単位の設置をしたところでございますので、御理解を願いたいかと思います。

〇議長(三倉英規君) 山崎議員。

[1番 山崎満敬議員 登壇]

○1番(山崎満敬君) ちなみにそのグループは何課に属するのかをお伺いしたいのと、今の

ところはそのグループで出発してもいいんですが、とりあえずこの新町合併10年後の目玉の施策の1つとして、将来的にはクリーニングが終わった後、本腰を入れてやるには私はどうしてもその課のほうがいいのではないかなと思いますが、当面、今のグループ制の中でどこに属して活動していくのか、お聞かせをいただきたいと思います。

〇議長(三倉英規君) 竹中町長。

〇町長(竹中喜之君) 具体的に何々の課というところは、今現在、この議会が終わってから しっかりと詰めていきたいと思います。恐竜ワールド構想の推進、役場内のセクションの設 置とともにワールド構想、まちづくり委員の皆さん等から答申の際に附帯された御意見とし て、まずは構想を実践する協働体制をひいてくれと、さらにその町民が主役となる事業展開、 この環境づくりを早急に構築してほしいというふうなものが附帯意見として求められている ところでもございます。そのためワールド構想のスタートの年として、専属的に担う人材と して、今、地域おこし協力隊と新たな人材登用もそのグループに配置しながら、さらに横断 的な連携から機動性を高め、構想の推進に努めていきたいと考えているところでございます。 先ほどの機構改革の関係とも重なるかと思いますけれども、恐竜ワールド構想、これは複 数の役場内のセクションにつながっているかと思います。例えば教育委員会での学校教育、 さらには社会教育、そして博物館分野、そして産業の振興関係では商工観光、そして企画で の総体的なまちづくりと、かなり複数に幅の広い連携というのがこれからも求められてくる かと思います。現状からしてそのセクションでの、先ほど申し上げました日常の業務と並行 した取り組みが必要とされている中で、さらに協働体制あるいは推進計画の結果、その検証 というのを図りながら、今後に向け機構改革の視点もあわせ段階的に体制整備の充実に努め ていきたいと思っています。

〇議長(三倉英規君) 山崎議員。

[1番 山崎満敬議員 登壇]

○1番(山崎満敬君) 大体のことはわかりました。

今お聞かせ願ったのは、今のところまだはっきり決まっていなくて、これから町民の方も 含めて進めるということなのですが、私がちょっと心配しているのは、今言ったいろいろな 課がかかわる中でどこが中心になるか、やはり中心になるところを決めて、そこに行けば教 育委員会に連絡をとるとかという形になるほうがいいかと思って、今、御質問をさせていた だきました。それはあっちのほうへ行ってくれ、これはこっちのほうへ行ってくれというこ とであれば、せっかく一生懸命その恐竜ワールド構想を張り切っている人たちが、何だその 都度あっちかこっちかということにならないようなために、ちゃんとしたイニシアチブをとった課みたいな状態でそこからピラミッド状に行く、この恐竜ワールド構想に関してはそういうことがいいのかなと。民間の人が来るのだから余計そういう、これはちょっと教育委員会のほうに行ってください、これはこっちの課のほうに行ってくださいとならないために、ちょっと質問をさせていただきました。これからのいろいろな機構の中で、いい方向に進めばということで質問をさせていただきました。

それで次の質問に移らせていただきます。

交流人口拡大に伴う町内の案内板の充実についてということなんですが、さまざまな地域 資源を活用した観光振興の推進と人口交流の拡大を図ることを方針に掲げていますが、町外 から来た方、おもてなしの心が伝わる各地の案内板が不足しているとの声もたまに聞くんで すが、私たち、むかわ町に住んでいれば大体のことはわかるんですよね。地方から来た方は、 ここむかわ町の、例えば高規格道路で来てむかわ町のインターでおりて、穂別もむかわ町な んですけれども穂別の博物館へ行くのにどうしたらいいだろうと。大体わかっている方はい いんですけれども、わからない方がむかわでおりたときに、やはり穂別の博物館はどうやっ て行ったらいいんだろう、ここにおりた瞬間に案内板もないんですよね。これからそういう いろいろなことで、恐竜ワールド構想もありますが、いろいろなところから来たときに人に 優しい各種案内板が充実していければということで御質問させていただきましたが、考えが あればお伺いをいたします。

- 〇議長(三倉英規君) 渋谷副町長。
- **〇副町長(渋谷昌彦君)** 交流人口拡大に伴う町内の案内板の充実について、お答えをいたします。

現在、むかわ町内には約82カ所の各観光施設等の案内看板がございます。その多くは幹線道路沿いに設置をされております各施設の案内表示板にとどまっている状況でございます。御質問の町外から来られた方に対しての案内板につきましては、現在、広域観光圏の形成に向けた取り組みとして平取町、日高町、そして本町で構成いたします、鵡川・沙流川WAKUWAKU協議会、これらを事業主体とした各種観光施設等について、外国語併記看板の設置に向けた検討を行っているところであります。

また、町独自のおもてなし要素も含めた看板の作成につきましては、今後むかわ町観光協会などとも協議をしながら進めていきたいというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

〇議長(三倉英規君) 山崎議員。

[1番 山崎満敬議員 登壇]

○1番(山崎満敬君) 私もその会議も出ているんですが、方向性は聞いております。ぜひ、 本当にぷらっと来た観光客の方がむかわ町のいろいろなところに行きやすいようなことを考 えていただきたいと思います。

次に地球体験館についてなんですが、平成3年に整備された地球体験館は、穂別地区の観光施設、社会教育施設として平成6年度の5万4,553人をピークに年々減少している状態であります。開館以降、一度も単年度では黒字にはなっていませんが、地域としての役割を担ってきたわけであります。一定程度の成果は果たせたと思いますが、整備後25年前後経過して、一般的な鉄骨構造の耐用年数は38年程度と言われています。今後の施設の老朽化により大規模な補修改修が生じることから、総合戦略における恐竜ワールド構想でまちおこしの基本戦略の中に組み入れて、今後の活用のあり方をいま一度検討すべきではないかと思いますが、見解を伺います。

- 〇議長(三倉英規君) 地域経済課、山本主幹。
- ○地域経済課主幹(山本 徹君) 地球体験館を総合戦略における恐竜ワールド構想で町をおこすという基本戦略の中に組み入れ、今後の活用を検討すべきではという質問に対し、お答え申し上げます。

地球体験館の機能転換につきましては、公共施設の今後の活用について合併時より地域課題となっておりました第2期地域協議会において協議を重ね、委託により作成いたしました地球体験館の利活用検討書をもとに平成24年7月において協議をした経緯があり、その後、第3期の地域協議会に引き継がれております。

今後につきましては、議員の御指摘のとおり総合戦略における「恐竜ワールド構想で町をおこす」の基本戦略をもとに、地球体験館等のあり方につきましても検討してまいりますので、御理解賜れればと存じます。

〇議長(三倉英規君) 山崎議員。

[1番 山崎満敬議員 登壇]

○1番(山崎満敬君) 私の意図した答弁でなかったので、全く同意見の答弁が返ってきたので再質問することがないのでこれで終わらせていただきます。いや拍子抜けしてしまったのですが、ぜひ今言ったことを念頭に入れながら、いい方向になることを皆さんで検討していただきたいということで質問させていただきました。

◇ 木 下 隆 志 議員

○議長(三倉英規君) 次に、12番、木下隆志議員。

[12番 木下隆志議員 登壇]

〇12番(木下隆志君) 私は、今回の一般質問に当たりまして2件について申し上げ、町長 の所見をお伺いいたしたいと、このように存じる次第でございます。

最近は高齢者を中心といたしまして健康づくりに国を挙げて、いつまでも元気で楽しく、 快適な人生を暮らす社会づくりにウエートを置くべきと、総理みずからが力説をする時代と なってまいりました。そこで、むかわ町は清流と森林に恵まれましたすばらしい土地柄では ございますが、特に旭岡から芭呂沢の区間までの間には、林道から見おろすところの清流鵡 川が、さらに一方、山側には三井の山林の大木が川と並行して並んでいるすばらしい景観で ございます。これから4月に入りますと大木に若芽が出る新緑の季節を迎えます。酸素が一 層多く、健康にすばらしいよい季節となるわけでございますが、したがいまして、北大の教 授の先生方を初め、そういった方々が本も出しているくらいでございます。その景観を1週間に1回でもいいから森林の中を散策し、あるいはサイクリングし、そういったことをすべ きだといって本を出しておりました。

したがいまして、町外からも訪れるような健康づくりの一環とした、積極的にそういった すばらしい散策道路を図ることができれば肝要と存じますが、これに対する理事者の所見を お伺いいたしたいと存じます。

- 〇議長(三倉英規君) 竹中町長。
- **〇町長(竹中喜之君**) お答えを申し上げます。

森林浴、これにつきましては、今、議員のほうから触れられておりましたように、樹木に接し精神的な癒しを求める行為として、さらには樹木が発散する物質というのでしょうか、さまざまな物質が心を落ち着かせるなど人に与える効果というのが明らかとされているかと思います。本町では、今取り組まれているものとして御理解を願いたいのですが、健康づくり事業として、例えば腰に負担が少なく運動効果があるノルディックウオーキングというのを普及を図るために実施をしてきているところでもございます。ウオーキングコースというのは鵡川地区ではまちの森、さらに穂別地区では道民の森と、そういったところを対象に森林浴というのができるコースを初め歩くウオーキングマップというのも作成しておりますの

で、幅広く活用いただけるよう普及に今も努めているところでもございます。このウオーキング事業ですけれども、平成24年度から地域総合型のスポーツクラブムーブに委託をしながら、町民の健康づくりを推進しているところでございます。

なお、森林を活用した健康づくりにつきましては、このほかにも社会教育事業、さらには 森林を生かした交流推進事業などの連携をしながら、今後に向けましても事業を推進してい くところでございます。

〇議長(三倉英規君) どうぞ。

[12番 木下隆志議員 登壇]

〇12番(木下隆志君) 次に入りたいと思います。

2点目は、旭生橋の拡幅についてでございます。旭生橋につきましては、昭和37年の大洪水によりまして、当時は木質の橋でございましたが、災害の復旧のために多分昭和40年に建てかえられました旭生橋でございます。今では基準に合わないということで非常に狭隘でございます。去る17年の3月の定例会におきましても私が一般質問しておりますが、その後、道へ行きいろいろな政治家のつてがあったものでございますから要望いたしまして、道で土木部長の当時のナカムラさんという方にお話ししましたら早速予算をつけてあげますということで、帰りに室蘭の支庁へ寄っていきなさいということで寄ってまいりました。余談になりますが、そのときに北島三郎の弟が課長でおりました。非常に歌が上手なんですよと、やはり言っておりました。それでそこへ行って帰りに、当時、前町長が建設課長をしておりまして、そこでその話をしましたら、それは木下さん、そこをつけられたら春日のほうを道道で持ってきて橋をつけたいということで、それつかなくなったら困るから、大変だからひとつ勘弁してやってということでやむなしに譲りました。それから私もまだやはり若かったなと思いまして政治力が足りなくて、すぐまた行ってやると何とかなったような気がしましたが、それから何年かずっと置いておきましたら、非常に経済状況も公共事業も縮小気味に入りまして、時期が悪くなってまいりました。

そこで今、厚真でダムをつくっておりまして、非常に砂利が多く出るんです。こちらの会社のほうに砂利会社がありまして、砕石になると20台ぐらい入ってくるんです。そうしましたら交差できないんです、普通の車でも。そして大型がすごく大きくなっておりますから、それで苦情があって大変なので、片側を1メートルでも出したら交差できるようになるのかなと思っておりますが、なかなかこれも相当資金がかかりますから大変なことだと思いますが、今後やはりこれらを何とかしなければ、今の時代にはそぐわない橋梁だということでご

ざいますので、難しい問題だと思いますが理事者のほうでご検討していただければと思いま して、所見をお伺いいたしたいと思います。

- 〇議長(三倉英規君) 為田建設水道課長。
- **〇建設水道課長(為田雅弘君)** 旭生橋の拡幅についてお答えしたいと思います。

旭生橋につきましては、今議員から紹介のありましたとおり、昭和37年の大災害により木でつくられておりました橋が春日橋とともに流されて、昭和38年から2カ年をかけて災害復旧事業で延長280メートル、車道幅員5.5メートルでかけかえ、昭和40年に完成し51年経過しております。平成20年に橋梁表面の損傷が激しいことから、表面防水と舗装補修を実施してきております。また、橋梁の長寿命化事業により平成24年に調査を終え、橋桁の伸縮装置と断面に劣化が見受けられますことから、平成30年より補修を計画しております。御指摘のとおり、現況幅員で大型車両の交差は難しいものではございますけれども、普通乗用車であれば安全速度での交差は可能かというふうに捉えております。引き続きまして、大型車両によります運搬事業者に対し、安全運行の徹底と住民の通行に支障のないよう指導することといたしまして、当面は現況橋梁の補修を重点に行い、拡幅につきましては今のところ予定しておりませんので、御理解くださいますようお願いいたします。

[「以上で質問を終わります」と言う人あり]

◇ 野 田 省 一 議員

○議長(三倉英規君) 次に、13番、野田省一議員。

[13番 野田省一議員 登壇]

○13番(野田省一君) 通告に基づき一般質問をさせていただきます。

まず、第1点目でありますけれども、執行方針の重点項目の1番として、地元力耕上促進 事業を掲げて、人材の育成を通して新たな可能性への挑戦へと広がる思いで実施されている 事業であると捉えておりますが、これまでの経過、今後の展望についてお伺いをいたします。 地元力耕上促進事業のこれまでの経過と実情についてお伺いします。

- 2点目は、これまでの事業の推移をどのように判断しているか、お伺いいたします。
- 3点目は、今後28年度はどのように展望しているかお伺いをいたします。
- 〇議長(三倉英規君) 竹中町長。
- ○町長(竹中喜之君) 地元力の耕上促進事業の経過と今後についての御質問でございます。 地元力耕上促進事業につきましては、議員御承知のとおり平成27年度にパイロット事業と

して地域資源の発掘、町の魅力の創出を行い、新たな町の活力を生み出していく意欲ある取り組みなどを支援するために創設を行ったものでございます。制度としては、まちづくり耕上促進事業と企業力耕上促進事業の2つの事業で取り組んできているところでもございます。

1点目の、経過と実施状況についてでございますが、制度創設後、町広報、さらに各種委員会等の席上で情報提供を図り、周知を行ってきております。まちづくり耕上促進事業につきましては、御承知のとおり3つの事業で構成されております。その活用実績につきましては、町民提案型、地域参加型の協働で取り組む芽出し事業というのがあります。この実績が3件、地域の資源や魅力を創出するための夢づくり支援事業、これが1件、両地区の共同での一体感のある取り組みを行う両地区共同事業は、残念ながらゼロ件という状況でございました。

なお、事業承認の際はまちづくり委員会から各事業に対する御意見をいただき、補助金交付の適否の参考とさせていただいているところでもございます。企業力の耕上促進事業につきましては、既存事業の拡大、商品開発、新規企業、さらに新規起業の計6事業が承認されているところでもございます。

2点目の、これらの事業推移というのをどのように判断しているのかと、それと3点目の 28年度の展望についてでございますが、あわせてお答えをさせていただきたいと思います。

先ほど申し上げましたように、平成27年度は制度実施の初年度でもありますので、事業推移の結論というものを出すのは早計と思っているところでございます。しかし、町民の皆様が自主的、主体的にこの制度を活用して事業を実施していただいたことは、一つの成果として捉えているところでございます。今後におきましては、この制度というのがより多くの町民の方々に活用されるよう、さらに周知、情報提供を行い、そして地元力耕上の輪というのが広がるよう努めてまいりますので、御理解を賜りたいとお願いを申し上げるところでございます。

〇議長(三倉英規君) 野田議員。

[13番 野田省一議員 登壇]

○13番(野田省一君) 町長が第1番目というか重点項目の中の1つとして挙げられて、順調に地元力耕上というその目標を順調に達成していってほしいという思いから質問させていただいておりますが、ちょっと今の中で経過としては全体で10件ということで、ちょっと私が事前に資料をいただいたんですけれども1件だけちょっと、夢づくりだか、その件はどこの地域だかわからなかったんですけれども、町長も当然御存じだと思うんですけれども、私

が押さえている企業と町民の芽出しの関係に関しては9件なんですね、ここで。9件中、実は鵡川地区が8件なんです。穂別地区からは残念なことに1件だったんです。やはりちょっと偏りというか、変な偏見はないですよ。やはり広報・PRの関係に関して、やはりちょっと温度差とは言わないですけれども、取り組みのこの体制について、やはり温度差があったのではないかなと。せっかくこういう事業を達成する、できるだけ達成してほしいと思っておりますので、そこのやはりちょっと割合の比が、9件のうちの1件しか穂別地区ではなかった、8件が鵡川。もう1件、その関係はどちらか何かわかりませんけれども、ちょっと偏りがあるなという感じなんですけれども、その辺についてはどのようにお考えですか。

- 〇議長(三倉英規君) 石川主幹。
- ○総務企画課主幹(石川英毅君) ただいまの御質問は、私のほうからお答えしたいと思います。

結果としては全て、まちづくり耕上促進事業が4件、それから企業力のほうが6件ということで計10件ということで、その中で鵡川地区が9件、穂別地区が1件ということでございますけれども、これらを採択する前にそれぞれの団体さん、実際に申請の上がってきていない団体もございますけれども相談というのはございます。それで鵡川のほうについては、相談のあった事業につきましては採択されてございますけれども、穂別のほうもまちづくりのほうについては1件相談がございましたし、企業力のほうにつきましては所管が経済グループですのでそちらのほうから私が聞いている中では、やはり事業の御相談があったということでございます。

それで周知の関係についてですけれども、議員がおっしゃっているとおり、やはりなかなか住民の方たちにまだ浸透されていない部分も若干あるのかなというふうに思っておりますので、28年度についてはさらに今まで以上に広報、それからいろいろな委員会等々の場面の中で周知を図っていきたいなというふうに考えてございますし、また、もし機会がございましたら、議員のほうからもこういった制度があるということで、ぜひ町民の方たちに広報していただければなというふうに思っておりますので、そのようによろしくお願いいたします。以上でございます。

〇議長(三倉英規君) 野田議員。

[13番 野田省一議員 登壇]

○13番(野田省一君) 思わぬやぶ蛇が出てきましたけれども、私もできる限り協力していきたいと。特に地区がどうのというよりも、やはり周りから余りその話が聞こえてこなかっ

たので、逆に、やあこれ本当にせっかく町長がいの一番にというか1番目の項目で挙げて地元力耕上と言い出したのに、何か自分の周りの範囲では余りその話が見えてこなかったから大丈夫かという話で、心配になって担当課にお話を聞いたところ、だんだん開いていくと9件と1件、まあ僕が聞いたときには8件と1件だったんですけれども、穂別から1件しかないよということで、やはりどこかに何か偏っているというのは原因があるのではないかなということで、ちょっと短期間の中でだったので調べ切ることはできませんでしたけれども、先ほどの町長の答弁の中からあるように、やはり口頭で皆さんに伝えてきた、それから広報で伝えたと。やはりなかなかこれでは、よくあるんですけれども、いつも言うのですけれども、紙という媒体でお知らせしてもこれを読んでくれる人は3%なんです。目にとめてくれる人が3%くらいと言っていますから、やはり本当に必要としている人のところに届いていないなというのが私の肌で感じる実感です。

今後とも、そのことに関しては守りではなくて攻めの形、広報も攻めなのかもしれません けれどももっと積極的に、例えば穂別支所だったら窓口はどこになるんですか。例えばです けれども。

- 〇議長(三倉英規君) 鎌田産業振興課主幹。
- **○産業振興課主幹(鎌田 晃君)** 私のほうから企業力耕上の部分について御説明いたします。 先ほど、議員のほうから6件という形の中で実績が昨年ございましたが、穂別地区につき ましてもその他相談ということで3件、28年につきましても1件の相談が今の段階で来てい るということでは聞いております。ただ、それが27年度の相談の部分につきましては、企業 力耕上の部分に申請はされてこなかったということで承知しております。

また、その総合支所の部分についてどこが担当かという話になりますと、今の段階では産業グループと経済グループとで両方で相談を受けながら実際には行ってきておりますので、 支所のほうでの企業力耕上の部分ですと、産業グループのほうに一旦相談をしていただいて申請をしていただくという形になるかと考えております。

以上です。

- 〇議長(三倉英規君) 山岡支所長。
- **○支所長(山岡康伸君)** 支所の窓口ということで地域振興課のほうで窓口となっておりますが、私のところは24時間受け付けておりますので、何かございましたら御相談いただければと思いますので、よろしくお願いします。
- 〇議長(三倉英規君) 野田議員。

[13番 野田省一議員 登壇]

〇13番(野田省一君) 了解しました。

すぐ答えられるかどうかなと思って見ていたんですけれども、やはりさっきの話にも通じますけれども、なかなか支所でどこに行ったらいいのかわからないという声は随分聞こえてくるので、1回支所長のところに行くのが間違いないよと、皆さんにお伝えしていきたいなと思っています。

町長が本当に「耕上力」ということで始めたことで、耕すことばかりではなくて、やはり種を探さないことには芽が出ないですから。種探しを待っていてもしようがないので、何回も言うようですけれども、ぜひより積極的に種を探しに行っていただきたいなと思っています。

それでこの問題につきましてもう一つあるんですが、この10件、種を何とか植えるところまでは来たと。水差しをしなければならない事態ということもあるかと思うんですけれども、その補助金を1年受けて、その次、水を差すような例えば補助金なり制度なりということは、今後について少しでも、これは可能性が出てきたなと思ったときにそういった制度を準備しておくということも必要ではないかと思うんですが、町長いかがですか。

〇議長(三倉英規君) 竹中町長。

○町長(竹中喜之君) まず事業の関係でございますけれども、これは単年度のみの事業ではないということをまず御理解願いたいかと思います。平成28年度におきましても、引き続きパイロット事業として推進し、また事業を通して制度的な改良等があればぜひ見直しをかけていきたいと思いますので、御意見等を賜れればと思います。

なお、地元力耕上促進事業、これにつきましては先ほどから申しておりますように地区に限定されたものではございません。地区限定ではございません。ですから、現在ある特色ある地域づくりの事業というのでしょうか、そういったさらに協働で全庁的で取り組まれるまちづくり耕上促進としての活用をぜひ願いたいと思うところでございます。

先ほど具体的な分野は申し上げませんでしたが、活用されている内容では福祉面、防災面、あるいはコミュニティ、そして環境といったかなり幅の広い分野で、今活用をいただいているところでもございます。言わずもがなですが、この事業は一過性ではなくてこれからの、具体的に町をおこしていく、そしてつなげていく事業ともされているところでございます。 1年目から2年目、制度として町民の皆さんに対して十分な浸透が課題ともされているかと思います。私のほうからも改めまして、5番議員を初め議員の皆さんの御理解、活用に含め ての御協力を願うものでございます。

〇議長(三倉英規君) 野田議員。

〔13番 野田省一議員 登壇〕

○13番(野田省一君) ぜひ芽が出て、水を差さなければならない、あるいは肥料もやらなければならないという事態になっていただきたいなと思っていますので、そのときにまたぜひ町長の手腕に期待したいと思っております。

次に入らせていただきます。

学校教育の経過と今後について、お伺いをいたします。

小学校の統廃合、あるいは道立高校の経過について、町民の皆さんから正確な情報を求める声もあり、公の場での経過と今後について次の質問をさせていただきます。

仁和小学校の統合について、保護者、地域住民との協議の経過と今後の予定について、お 伺いをいたします。

2つ目ですが、穂別と鵡川にある両道立高校の受験者の動向についてどのような認識でいるか、お伺いをいたします。

3点目につきましては、穂別高校の定員の半数割れが2年続いておりますが、道教委の現時点での動向をどのように捉えているか、お伺いをいたします。

- 〇議長(三倉英規君) 阿部教育長。
- ○教育長(阿部博之君) 学校教育の経過と今後につきましては、私のほうからお答えさせていただきたいと思います。

まず1つ目の、仁和小学校の統合経過等についてでございます。小中学校の再編整理につきましては、平成20年度に策定した町立学校の統合計画とその方針に基づきまして、過小規模校の再編に取り組んできたところでございます。御質問の仁和小学校につきましては、平成27年度は入学者がなく第1学年が欠学年の、全校児童7名となっております。このことから従前、過年度からPTAとの懇談会で情報の交換というものをしておったところでございます。昨年7月に改めて今後の学校のあり方について、PTAの皆さんと協議を開始いたしました。仁和小学校の通学区の就学見込み者数では、平成29年度には2学級4名という状況になりまして、学校という一定規模の集団における学習、行事、あるいは運営面での教育的効果、こういったことが期待できなくなることから、穂別小学校の統合は現状としてやむを得ないということで、統合した場合の児童のバス通学の時間の短縮ですとか安全確保、そういったようなことを、都合これまで4回のPTA等との懇談会において協議し、課題整理が

整ったところでございます。PTAのほかに、その後、地域自治会の方たちとも懇談会を実施する中で、児童の教育環境とその保護者の意向を尊重するという御理解をいただいたところでございまして、その後、教育会議及び穂別自治区地域協議会への報告協議も行ってきております。

今後の予定といたしましては、本年度中に仁和小学校閉校記念協賛会が設立されると聞いております。学校あるいは協賛会との連携を密にいたしまして、穂別小学校へ統合する児童の複式学級等の学習面での調整、あるいは交流事業等を実施する中で児童の負担軽減に努めてまいる所存でございます。

また、閉校に関連する条例等の整理につきましては、しかるべき時期に改めて御提案申し上げることといたしますが、学校跡地等の利活用につきましても、町長部局が中心となりまして地域自治会の皆さんと協議、調整する中で今後進めてまいりたいと考えるところでございます。

次に、2つ目の質問でございます町内道立高等学校2校の受験者の動向とその受けとめ方 についてでございます。

平成28年度の出願状況でございますが、鵡川高等学校におきましては80名定員に対し58名で、うち連携型出願が20名となっております。穂別高等学校は40名の定員に対しまして17名、そのうち町内出願者は7名となっております。合格発表が今月16日となっておりますので、二次募集も想定されますので最終的な入学者というものは現在、明確ではございませんが、鵡川高校にあっては60名前後、穂別高校については20名を割り込む可能性が高く、両校とも3年連続して減少が続くという状況に憂慮しているところでございます。

鵡川中学校の本年度卒業生は例年より多い60名ですが、地元進学は3分の1、穂別中学校にあっては例年より少ない14名の卒業生で、地元進学は2分の1となっております。今後の中学校卒業者数の推計では、穂別中学校は来年度19名の卒業が予想されますが、町全体としては減少傾向が続くことから、地元進学の今後の自然的な増加というものは期待できないものと認識しております。

次に3つ目の御質問の、2年続く穂別高校の定員半数割れの状況に対する、道教委がどう考えているか、どう捉えているかということでございますけれども、平成18年に作成されました新たな高校教育に関する指針におきましては、第1学年が20人未満となる地域キャンパス校は、その後も生徒数増が見込まれない場合は再編整備を進めるということになっているところでございます。現在の高校適正配置計画は、平成28年から平成30年までの計画となっ

ておりまして、現在2年連続20名未満という状況でございまして、これが今後も生徒数が見込まれないと判断されることも考えられるわけでございます。ただ、直ちに募集停止とはならないまでも、次期計画期間での再編の対象となり得ると危機感を持っているところです。

しかしながら、平成26年に北海道町村教育委員会連合会教育長部会からの北海道教育委員会に対する要望を初め、道議会においても地域キャンパス校の再編基準等の議論もございまして、昨年11月、道議会決算特別委員会で北海道教育委員会教育長が「今後進む人口減少問題に対応し地域の教育環境を維持する観点から、地域キャンパス校の再編基準の緩和など指針の弾力的な運営を年度内に検討して示したい」という答弁がございました。これらの状況から、昨年12月には他の学校への通学が困難な地域にある小規模校のあり方や、教育環境の充実に向けた方策に関する道教委からの調査というものがございました。本町としては他地域通学が困難であり、生徒・保護者の負担増につながるということから、第1学年在籍者15名程度への基準緩和が必要であるという旨、回答しているところでございます。

以上、入学者の現状というものは少子化に伴う減少でございます。道教委として地域の事情等を理解し、地域キャンパス校の基準緩和や指針の弾力的運用というものを前向きに検討されているということで、期待を寄せているところでございます。

以上です。

〇議長(三倉英規君) 野田議員。

[13番 野田省一議員 登壇]

○13番(野田省一君) まず、仁和小学校の件ですけれども、今後、今議会が終わった時点になるのかなと思うんですけれども、広報というかこれまでの経緯等も含めて町民の皆さんにぜひ示していただきたいなと思うんですが、今後の予定についてお伺いしておきたいと思います。

それとあと仁和地区からの合併に伴って、何か要望的なものが出されたりということはな かったんでしょうか。

- 〇議長(三倉英規君) 高田生涯学習課長。
- **〇生涯学習課長(高田純市君)** 仁和小学校の統合につきましては、仁和小学校、また地域の 方々には既にお知らせしているところではございますけれども、今後、町議会が済みました 後、速やかに広報等におきましても広報してまいりたいと考えているところでございます。

また、仁和小学校の現在、閉校の実行委員会の準備会が進んでおりまして、その段階で地域の方々から今後の要望についてという要望が町のほうにまいっておりますので、これらに

ついては町部局とも協議しながら進めてまいりたいというふうに考えるところでございます。

〇議長(三倉英規君) 野田議員。

[13番 野田省一議員 登壇]

○13番(野田省一君) ちょっといろいろとうわさが聞こえてきて、そんな要望をしたのかなというのをちょっと心配していたものですから、それを引きかえに統合したというわけではないと、あくまでも決まった後にそれぞれ課題が出てくるだろうから、その課題に対して要望に対応していくというふうに捉えさせていただいてよろしいのですね。わかりました。それでは、人の話ですからいろいろとこう尾ひれがついたりするので、ちょっと心配したんですけれども、わかりました。

それで、2つ目の高校の問題とその実質の状況、昨年の一般質問でもやはり一般質問をさせていただいて、2年連続してなると非常に厳しいよということで、いろいろと対策をそれぞれ教育委員会のほうでしていただいたと思うんですけれども、28年度に向けてどういった取り組みをしていかなければならないかと思うんですが、2年連続でなった時点で非常に心配になって、先日、穂別高校の校長先生に会う機会がありましてお話を聞かせていただいたら、やはり道教委には呼び出しといったらおかしいですけれども事情聴取されたようですけれども、今すぐということではなかったということで、1つは1段階目の安心とは言わないですけれども、今すぐ廃校になるということは、再編成されるということはないのかなというふうには思うんですけれども、そんなことよりも緩和されるということを期待するよりも、やはり続けてより一層の28年度も鵡川高校、穂別高校の取り組みについてはどのような考えでいるのか、お伺いをしたいと思います。

〇議長(三倉英規君) 阿部教育長。

○教育長(阿部博之君) 道教委の地域キャンパス校の存続の基準の緩和ということに関して期待を寄せていると申し上げましたけれども、決してこれに安心感を抱いているわけではございません。15名の基準ということでの要望は出しておきますけれども、もっともっと長い将来のことを考えますと、その15名というものも果たしてどうなのかということもやはり危機感として感じていかなければならないと思います。

平成28年度におきましてもこういった危機感をずっと持ち続けて、今後どうむかわ町として対応すべきかということをいろいろと検討しなければならないと考えております。とりわけ地元高校の存続というものは地域の活性化、あるいは振興に切り離すことができない重要な問題であると認識しております。教育大綱の中でも取り上げて、町としても対応していく

ことが示されております。まず基準緩和があったとしても、その少子化というものは進行しますので、進行することが予想されますので、町内外からの生徒が通いたくなるような魅力のある高校、あるいは特色ある高校づくりの支援、こういったものを継続、拡大していかなければならないと思っております。

基準緩和の関係では、どのような方針が年度末に道教委が示せるかわかりませんけれども、 今後、我々の期待を外れるといいましょうか、余り期待ができないような方針がもし示され ましたら、今後、教育委員会あるいは町としても要望活動なりの展開というものが必要であ ろうと考えております。

〇議長(三倉英規君) 野田議員。

[13番 野田省一議員 登壇]

〇13番(野田省一君) 町の存続ということにもつながってくる問題ですので、ぜひその機会に道に存続の意志をしっかりと示していっていただきたいなと思っています。

それで、もう一つというか提案なんですけれども、町長にお伺いしたいんですけれども、 高校の存続問題、地元高校への進学対策として今いろいろなことをしていますけれども、若 年層の定住化ということも含めると、現在の看護師の奨学金の制度がありますよね。こうい ったことを例えば穂別高校を卒業して、その後、進学するときは奨学金を受けて……

[発言する者あり]

- ○13番(野田省一君) では例えばですけれども、看護師ではなくて看護師の制度のような 奨学金制度を持っていくような独自の制度をもって存続をしていくことが必要ではないかと 思うんですけれども、独自の政策をもって今後の展開というのは進めることは考えられませ んか。
- 〇議長(三倉英規君) 竹中町長。
- ○町長(竹中喜之君) 先ほどの教育長の答弁と重なるかと思いますが、現在、年度内に策定が予定されております教育大綱、この中にも地元道立高校の存続に向けて地域活性化、そして地域振興に重要な課題として町としても捉えているということで、繰り返しますが、教育大綱にも盛り込みながら今後の特色ある高校づくりの支援をできる限り尽くしながら、状況によっては関係機関に働きかけていきたいと思っております。独自制度、今この場においては控えさせていただきたいと思います。
- 〇議長(三倉英規君) どうぞ。

[13番 野田省一議員 登壇]

○13番(野田省一君) 高校存続問題、よほど特異的なことというか独自なことを施策で打っていかなければ、まあ今も十分、特異的なことを打っているにもかかわらず、なかなかそういったことに結果としてなかなか結びづらい世の中でもありますので、相当思い切った施策を打つべきだなというふうに思っていますし、そういったことを今後また委員会の中等でまた御提案をさせていただきながら言っていきたいと思います。

以上で終わります。

〇議長(三倉英規君) しばらく休憩します。

再開は午後3時20分といたします。

休憩 午後 2時48分

再開 午後 3時20分

〇議長(三倉英規君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

なお、議場の温度が上がっておりますので、上着の着用は自由とさせていただきます。

◇ 大 松 紀美子 議員

○議長(三倉英規君) 次に、4番、大松紀美子議員。

[4番 大松紀美子議員 登壇]

○4番(大松紀美子君) 一般質問をさせていただきます。

まず初めに、子育て支援対策の充実についてです。一昨年12月議会に引き続き、この点に ついて質問をいたします。

むかわ町は平成19年10月1日から子育て支援医療費還元事業を行っています。子どもが病気になっても、医療費が還元されることから歓迎をされています。しかし、一旦自己負担額を病院で全額支払わなければならないことから、お金の用意ができなければ病院にかかることができないという事態があります。せめて町内の医療機関受診の際は、医療費の窓口負担をなくし、安心して医療にかかることができるよう、子育て支援医療費還元事業をむかわ町地域経済循環の促進に関する条例から外し、一層の子育て支援の充実を図るべきと考えますが、見解を伺います。

〇議長(三倉英規君) 副町長。

○副町長(渋谷昌彦君) 子育て支援対策の充実についての御質問でございますけれども、議員もおっしゃっておりましたけれども、平成26年の第4回定例会でも同様の質問がなされたところでございます。御承知のとおり本町におきましては、平成19年10月から地域通貨事業の開始にあわせまして、病院等に支払った医療費の自己負担分を町内で買い物などに利用ができるむかわ町金券で還元することで子育て世代にある保護者の経済的負担を軽減し、あわせて町内における経済循環の促進に寄与することを目的に子育て支援医療費還元事業を開始し、事業を継続、実施してきているところであります。金券交換のために来庁される町民の皆様からは、すぐポイントの交換ができることからすごく助かると大変喜ばれております。

御質問の医療費の無料化につきましては、一般的に医療保険の給付率が変更されると受診行動の変化により医療費水準が変化し、過剰受診を招くと言われているところであります。 このため、地方単独事業による医療費助成で自己負担が軽減されると医療費波及増が生ずるとされ、波及増分の医療費については、国庫負担金の減額調整措置が行われているところであり、慎重な対応が必要だというふうに考えているところであります。

なお、現在低所得者などの特に支援が必要な方々に現行制度の中でどのような対応ができるのか調査、研究を進めている段階でございますので、御理解をいただきたいというふうに思うところであります。

〇議長(三倉英規君) 大松議員。

[4番 大松紀美子議員 登壇]

○4番(大松紀美子君) この今、一番最初に御答弁された医療費還元制度の中の、大変喜ばれているということは事実なんです。私なぜこの窓口負担をなくしたら、なくすべきではないかというふうに申し上げているかというと、これは一昨年12月の議会で質問をしたときに、子どもたち、児童・生徒の各種検診の疾病異常の発生率という点で、歯、齲歯、虫歯の発生率が最も高いという結果が出ているんです。これは、私がお伺いしたのは25年度の調査でした。それによると、齲歯の発生率ですが、小学校で、これは中央小学校で65%です。穂別小で70%、鵡川中においては84%、なぜか穂別中は0.4%という、これには何かがあるんだと思うんですけれども、こういうふうな異常の発生率になっているんです。

結局、なぜ歯が多いか。虫歯の児童が多いか。病気とかけがの場合は、命にかかわることがあるのですぐ行きます、無理をしてでも病院に。だけれども、歯は痛くならないと大体は行かないという状態があるために、結局後回しになっている実態があるのではないかというふうに私は一昨年の12月議会でも質問をさせていただいたときの、これは町のほうの生涯学

習課のほうで聞いていただいても、この発生率が高いというのはこれ全国的な傾向なんです けれども、虫歯の子どもたちが多いと。

こういうことからも、やはり窓口でお金、子どもが1人の場合だったら、例えば簡単に用意ができるかもしれない。だけれども、2人、3人になったときに、やっぱりこういうこととしてあらわれるのではないかというふうに私は思っています。

それと、還元事業だから受診が多くなるとか何とかじゃなくて、むかわ町は支払う先、相手先を変えればいいだけの話なんです。今、平成26年度の還元事業の子育て支援分は1,278万8,653円です。これは還元する、ポイントカードをもらって医療費支払って役場へ持って来て、役場は保護者に払っているんです。その相手先を医療機関に払う。新たに新しい制度をつくって金を持ち出しなさいと私は言っているんじゃないんです。支払先を変える、手続を変える、このことをしてはどうかというふうに言っているんです。

そして、今後の人口増を目指す、町長は、子育て支援は自分の一丁目一番地の大事な施策 ということでいろんな施策を打たれています。でも、この医療費の窓口負担をなくすという ことは、大きな子育て支援の充実に私はなるということでもう何回もしつこく質問をさせて いただいているんですけれども、町長、この私の言っているこの虫歯の関連だとか、どうい うふうに思いますか。

〇議長(三倉英規君) 渋谷副町長。

○副町長(渋谷昌彦君) 先に私のほうからちょっとお答えをさせていただきたいと思います。 町の持ち出しの問題でありますけれども、確かに議員のおっしゃるとおり費用負担が変わるわけではありません。直接本人というか保護者のほうに支払うか、金券として町が支出するかということでございますけれども、そこは先ほど言いましたように地域循環ということがまず一つ。それと、実質窓口無料という形になりますと、先ほど申し上げましたように直接助成という形になります。そうなりますと、国庫負担の減額措置というのがございます。そういったことで、実質的に町に入ってくる国庫負担金が減っていくという問題もございます。そういったことから、直接的な負担については避けたいというふうに考えているところでもあります。

それで、議員おっしゃるように非常に低所得の方、非常に現金がなくてかかれないというようなケースもあろうかと思います。そういったことで、先ほど申しましたように、特に低所得者の対策として、窓口負担がなくてもいいような制度というのは今検討をしているところであります。

それと、本町の制度につきましては、本来は初診のとき一部負担というのはどこの町もかかるようになっていると思います。本町につきましては、それも全て金券で還付をするということになっておりますので、お金と金券という差はありますけれども、手厚いものというふうに考えております。

それともう一点、齲歯の関係の話もあったんですけれども、実は要保護、準要保護というような児童・生徒の場合なんですが、そういった場合につきましては、要保護、準要保護児童・生徒就学援助要綱というのがございまして、それで就学援助の対象項目となっております。そういったことから、学校保健安全法施行令に定めます疾病の治療費を実費支給するという制度も定めているようであります。これは何でもいいというわけではないんですが、結膜炎、中耳炎、齲歯というようなことに限定されておりますけれども、そういった制度もございますので、ぜひそういった制度を活用して自己負担を減らすという、なくすということもできますので、御理解を賜ればというふうに思っております。

〇議長(三倉英規君) 大松議員。

[4番 大松紀美子議員 登壇]

○4番(大松紀美子君) 国庫負担調整措置、このことについてペナルティーというお話されましたけれども、実は今この子育て支援の医療費無料制度というのが全国で広がっていまして、無料制度を取り組んでいるところは、道内でいえば無料化の拡大をしている市町村は、小学校まではもう65%、中学校まで無料化の拡大をしているのは60%、むかわと同じように18歳まで行っているところは16%です。そのうち現物給付とむかわのような、むかわ償還払いとは言えませんけれども、似たようなものです、金券で、それを併用している市町村は、入院で77%、通院では約97%にもなっているということをまずお知らせしておきます。

医療費無料化のペナルティー、これを回避するというようなお話ありましたけれども、実はこの問題について、全国で無料化制度がもう本当に広がっているということで、国の制度としてつくるべきだという議論が国会で行われています。それで、このペナルティー問題では、全国知事会含め地方団体から、子どもの医療費無料化に対する国庫負担金減額の撤廃、ペナルティーをなくしなさいという声がどんどん出されて、ことしの2月に国と地方の合意文書に、地方単独事業に係る国庫負担調整措置の見直しについて、見直す方向で議論をしていくということが書かれまして、今年度中にもこのペナルティーが撤廃されるのではないかという話になっています、私の情報では。

ですから、ペナルティーの心配、確かにこの制度ができたときに苦肉の策でした。2年間

ほどの期間を使って、この地域還元事業、むかわ町内の経済循環の促進というところに金券 を発行して、還元の対象となる事業の範囲ということでさまざまなものをやっています。

しかし、子育て支援の医療費還元事業の一番の目的として、子育てに伴う保護者の経済的 負担を軽減し、子どもを安心して産み育てる環境づくりの一助とすることを目的とする、こ れが一番先なんです。あわせて、これをむかわ町金券により行うことで、町内経済循環の促 進にも寄与する。親の負担を軽減して健康な子どもたちをつくるということがこの一番の問 題ですから、例えばこの地域経済循環の促進に関する条例の10条から子育て支援の医療費還 元事業を外したからといって何の弊害もない、私はそういうふうに考えているんですが、こ のペナルティー問題等外すということはどうですか。

〇議長(三倉英規君) 渋谷副町長。

○副町長(渋谷昌彦君) ペナルティー問題でありますけれども、今議員がおっしゃられましたように、子どもの医療費制度検討会というもので審議をされているというところは私どもも聞き及んでおります。そういった中で、昨今の流れを受けて町村会、知事会、そういったところからペナルティー措置についての撤廃、そういったものの意見等も多く出されているということでも聞いてございます。そういったものを受けながら、夏に向けて一定の結論を出していくというようなことで聞き及んでおりますので、結果はどのようになるのかわかりませんが、そのような経過であるということは、私ども多少承知はしているつもりでございます。

それと、負担の関係でございますけれども、確かに現金のほうが使い勝手がいいということはあろうかと思いますけれども、金券でお返しをするということで、一定程度の地域への還元、そういったことに使われていくというふうに思っておりますので、税で負担をしているということを考えれば、少しでも地域のために、地域循環になる方法で進めていくほうがよいというふうに今考えているところでもございます。

ただ、一つ、低所得者の一時的な窓口払い、これ確かにそういった負担の懸念もあろうか と思いますので、そこについては、何とか解消する方向で考えていきたいというふうに考え ておりますので、御理解をいただければというふうに思います。

〇議長(三倉英規君) 大松議員。

〔4番 大松紀美子議員 登壇〕

○4番(大松紀美子君) 御了承ができないのでこのように話しているんですけれども、むかわ町では、ちょっとその前に、確かに要保護、準要保護の家庭、低所得者の方々に対して何

とかできないか、そういう制度をつくるということは大変結構なことだと思います。私もそう思います。そして、私は、この経済循環で金券発行するということは悪いと全然思っていないです。本当にほかが、ほかの町が羨むような制度を早々とつくってやってきたということでは、大変いい制度だと私も思っているんです。

ただ、それをより使いやすいようにする時期にあるんじゃないか。19年ですから10年目に入ります。ですから、この10年を境に、もっと一歩使いやすい制度としてこの子育て支援の充実を図るべきではないか。

なぜかというと、総務省の家計調査、これ発表されていますけれども、2人以上の世帯のうち勤労世帯の実質可処分所得が30年前以下の水準に落ち込んでいるということが明らかになっています。消費税8%の引き上げで消費者物価指数が昨年104.6まではね上がって、物価の上昇は過去最高水準になっている。このままでいくと、来年4月からは、執行方針にもありましたけれども、消費税は10%になっていく。何度も申し上げますけれども、子どもが多い家庭ほど大変なんです。風邪ひいても1人だけでは済まない。町民の暮らしは確実に大変になっている。そういうところから、この制度を抜本的に、10年目に入るわけですから、見直してもいいのではないか、見直すべきではないかということで提案をしています。

そして、町長の執行方針でもありましたけれども、人口増を目指しているんですよね。定住する方もいっぱい来てほしい、そういうふうに言っています。まち・ひと・しごと・創生総合戦略では、人口の将来展望を目指す水準を、何と、これは協議会でもいろいろ意見言わせてもらいましたけれども、人口で2040年に6,297人、2060年には4,767人となると。出生率については、現状1.55人を20年度には1.60、30年には1.80、40年には2.07人とするという壮大な目標を立てているんです。そうしたら、町全体のあらゆる施策をこの方向に持っていかなければ、この水準をクリアすることは、私はできないと思うんです。

だから、先ほど何回も言いますけれども、新たにお金をつくりなさいと言っているんじゃなくて、出し方を変えたらどうですかと。それは制度の条例を改正したりすることで、気持ちがあれば私はできることだというふうに思っているんですけれども、いかがですか。

〇議長(三倉英規君) 竹中町長。

○町長(竹中喜之君) 大枠の中でお答えさせていただきたいかと思います。

まず、現行の子育て支援還元事業、それとむかわ町の地域経済循環の促進に関する条例、 この関係につきましては、確かに取り巻く時代の背景というんでしょうか、そういったこと も十分照らしながら、さらには議員がおっしゃるような現在が地方創生のスタートの時だと いうことも踏まえながら、直ちに見直す云々の前に、現状に照らしながらどういった改善点が工夫できるのかといったような視点の中での調査、研究、これはやぶさかでないと思っております。

それと、先ほど副町長のほうから答弁があったかと思うんですけれども、乳幼児等の医療 費助成制度、この関係について、対象の範囲の拡大もあわせながら支援が必要な方を現行制 度の中でどのように対応ができるのか。わかりませんか。いいんですよね、入院制度。いい んですよね。

- ○4番(大松紀美子君) 全部助成していたから。
- ○町長(竹中喜之君) だから、その支援をさらに拡大できるのかということを調査、研究しておりますので、いましばらくこの関係についてはお時間をいただきたい。あわせて、この関係、先ほどから触れられておりますように、自治体単独のもう問題ではない、構造的な問題がありますということで、知事会もさることながら、私たちの町村会においても、しっかりとこの間においても道の町村会、さらには国の町村会におきましても、医療費助成に対し、全国全道の町村会を対しながらしっかりと国に要望してきておりますので、この辺の動向も見ながら、今後もこの関係については慎重に対応していきたいと思っております。
- 〇議長(三倉英規君) 大松議員。

[4番 大松紀美子議員 登壇]

- ○4番(大松紀美子君) 結局医療機関とのかかわりになってくるんです、協定を結ばなければいけないということで。私もちょっと調べさせていただいたんですけれども、むかわ町は古い昔から苫小牧医師会と協定書を交わしていて、受給者証を持っていけば、窓口負担は道の基準どおりの支払いで済むというようなことになっているんですけれども、この苫小牧、例えばむかわに、歯のことばっかり言いますけれども、歯とても大事だと思って歯のこと言うんですけれども、罹患率も高いということで言うんですけれども、苫小牧医師会に入っている医師の方というのは、歯医者さんでいえばむかわ町内全部が全部入っているわけではないんです、加入、要するに苫小牧医師会に。苫小牧医師会とはもう既に結んでいるわけですから、例えばむかわ町がこんなふうに変えていきますと言ったときにスムーズに行くのではないかなと思いますけれども、例えば苫小牧医師会に入っていない医院の方々とは具体的に直接役所と協議することになると思うんですけれども、その辺はどういうふうに考えていますか、もしやるとしたら。
- 〇議長(三倉英規君) 八木町民生活課長。

○町民生活課長(八木敏彦君) 医師会とのかかわりの部分につきましては、当然医師会と協定を結んだだけではとても病院、歯科、それから調剤薬局とかかなりな数がありますので、そちら一軒一軒に周知していかなくてはならないというふうに考えてございます。

あと、先ほどの子どもの医療費の国の動向について、最新の情報がちょっと入っています ので、そちらのほう御報告させていただきたいと思います。

子どもの医療費の問題につきましては、厚労省が設置しております子どもの医療制度のあり方等に関する検討会、こちらのほうで今、先ほどから言われております地方単独事業で子どもの医療費の助成を行っている市町村の国庫負担金の減額調整について、最大の論点となっているというところでございます。それで、国庫負担金の公平な配分という観点から、現在の制度が適切だという意見と、それから国が推し進める少子化対策に逆行するものだという廃止を求める意見と、今意見が2つに割れているという状況でございます。こういうことから、当初7月ごろをめどに報告書を出す予定であったものが5月ごろに早まるということになっているようでございます。

あと、子どもの医療費の問題につきまして、前回の議会のときに議員のほうも言っていましたが、地方単独事業の現状を踏まえて、社会保障制度の一環としてナショナルミニマムを基本とした国の制度設計の中で実施されるべきであるというのが基本にあると思います。しかし、一部の自治体で実施しております所得制限を設けない医療費の無料化につきましては、やっぱりモラルハザードを生じる危険がありまして、余り好ましくないというふうに考えているところでございます。

先ほど理事者の答弁にもありましたけれども、医療費を一律に下げるのではなくて、低所得者に、特に支援が必要な者に限って負担割合を引き下げるなどのことを基本に現在調査、研究を進めているというような状況でございますので、御了承いただければと思います。

〇議長(三倉英規君) 大松議員。

[4番 大松紀美子議員 登壇]

○4番(大松紀美子君) 町長のほうで慎重に検討していきたいというふうな御答弁、先ほどございましたけれども、やはり何回も言いますけれども、町全体として本当に人口増を求めていく、出生率を高めていく。そうしたら、むかわ町として、ともかくあちらでもこちらでも、例えば子育て支援対策をやっています。でも、やっぱりむかわ町として、むかわ町の特徴として、そういうものを出していこうと思ったら、この窓口負担をなくしていく。

私、別にそれでめったやたらに病院にかかるなんてことないと思います。全国的にもそう

いう傾向ですから。学者も言っています。それだからと言って、めったやたらに病院にかかって医療費が上がるということはないということは、学者も言っていますからないと思います。

だから、全体的な政策の中で、むかわ町として特徴のあるというところで、窓口負担をなくすという制度をつくっていく。改めてここから変えていくということをぜひ28年度中に検討していただきたいというお願いを申し上げて次の質問に入りますが、御答弁ありますでしょうか。いいですか。

では、次に移ります。

高齢者支援対策の充実についてです。昨年4月からの改定介護保険法により、要支援サービス、ホームへルプ、デイサービスを2017年4月1日までに自治体の総合事業に移行することが求められました。むかわ町は移行時期を期限の2017年4月からとしています。安倍首長が先進的な取り組みと持ち上げた埼玉県和光市では、必要な介護を打ち切られる事態が起きています。要支援2の人はデイサービスに週2回、ホームへルプサービスを週1回受けていましたが、突然サービスを打ち切られ、市が総合事業で民間事業者に委託する健康教室に週1回、わずか90分の利用しかできないようになり、身体能力が後退する事態がおきているとのことです。総合事業に移行してからも、現在のサービスを必要とする全ての要支援者の受け皿の確保の見通しと具体的な事業内容についても伺います。

2つ目に、介護報酬の引き下げにより、大きな事業者はもとより、小さな事業者ほど経営が厳しくなる事態が生まれています。2014年度道内介護事業所の倒産、休廃業は175件に上っていると言います。訪問介護と通所介護の事業者の40%以上が赤字経営で、60%近い事業者が改定後に報酬が減少したという調査があります。むかわ町でも同じような状況になっていることは、昨年行いました私の質問で明らかになっています。事業者にとって介護報酬がほとんど唯一の収入源です。軽度者と認定された高齢者がこれまでと同様のサービスを受けられることが、要介護度が高くなることを防ぐことになります。そのためには事業所の存続がどうしても必要です。町独自の制度として、報酬単価の上乗せを行う考えはないか伺います。

〇議長(三倉英規君) 竹中町長。

○町長(竹中喜之君) 総合事業への移行後の要支援者の受け皿についてでございますが、胆振管内で平成27年度中に総合事業に移行したのは壮瞥町、厚真町、安平町でございます。平成28年4月からは苫小牧市が移行する予定となっております。それぞれの市、町とも要支援

認定者が現在利用しております介護予防、通称訪問介護につきましては、現在のサービスを 引き続き利用できる現行相当サービスで対応をしております。むかわ町におきましても、当 面現行相当サービスで対応しながら、地域包括ケアシステムの構築とあわせまして、サービ ス体制を整えていく方向で考えているところでございます。

次に、介護報酬の引き下げについてでございますが、町内サービス事業所は介護報酬の引き下げとサービス利用者の安定的な確保が困難な状況等の影響により、事業経営は厳しいものとなっております。特に小規模の事業所につきましては、重度の認定者の動向等により収支が大きく影響するため、経営の難しさというのがあらわれているかと思います。

なお、報酬単価の上乗せについての考えでございますが、これについては、現在上乗せに ついては考えていないところですが、小規模通所介護事業所につきましては、平成28年度か ら指定・監督等の権限が北海道から市町村に移譲されることとなりますので、現状のサービ スというのを低下させることのないよう事業所との連携、相談し、運営状況等の動向を見定 めながら調査、対応をしてまいりたいと考えております。

〇議長(三倉英規君) 大松議員。

[4番 大松紀美子議員 登壇]

- ○4番(大松紀美子君) 現状のサービスをそのまま受けられるようになるだろうということは大変いいことだと思っています。前回の質問をしたときの御答弁の中で、町から事業所に支払われる報酬単価についてなんですけれども、協議をされているという御答弁がありましたけれども、それについてはこの前と変わらなく支払われるということでよろしいんでしょうか。
- 〇議長(三倉英規君) 今井主幹。
- **〇健康福祉課主幹(今井喜代子君)** 多分前回お話しした報酬単価の検討というところにつきましては、総合事業の中の通所介護、通所型サービスにかかわる部分の報酬単価の検討をしていますということですので、今ある、今の介護サービスの報酬単価についての検討ではございません。
- 〇議長(三倉英規君) 大松議員。

[4番 大松紀美子議員 登壇]

○4番(大松紀美子君) 当然今度受けて、来年4月から受けていただく事業所に支払われる 通所介護と訪問介護の報酬単価です。そのことを私は心配したんです。これまでの介護保険 制度の中から支払われていた単価より低くなってしまっては困るわけだから、私は昨年もそ れを聞いたし、今もそれを聞いているんですけれども、報酬単価の話し合いというのは、じゃどこの報酬単価の話し合いだったんですか。

- **〇議長(三倉英規君)** 今井健康福祉課主幹。
- O健康福祉課主幹(今井喜代子君) 報酬単価の検討につきましては、総合事業で新しくつくる部分の通所型介護、訪問型介護についての報酬単価の部分を話し合いしているというところでありまして、今の介護サービスにつきましては、国のほうで定められている報酬単価がありますので、現行相当のサービスにつきましても、これもみなしサービスということで国のほうで定められている単価がございますので、そちらのほうで利用していく形になりますので、当面は変わらない形になります。
- 〇議長(三倉英規君) 大松議員。

[4番 大松紀美子議員 登壇]

○4番(大松紀美子君) わかりました。

それから、今町長が御答弁していただきました小規模通所施設が指定・監督が町に移ると。 それで、低下させないように運営を見ながら見届けていくというか、具体的に、例えば経営が大変になったときに何をしようと。私は、それは報酬単価の上乗せ、独自の上乗せでなければ解決できないと思うんですけれども。

町長の言う様子を見ていく。でも、もしそれが経営が大変困難になると、介護度が高い人が来ていると上がるけれども、軽度の人が多いと低くなるのはこれ実態ですから、それを具体的に様子を見ていてどうするのか。そういうお気持ちがあるんだったら、町の単独で報酬単価の上乗せすることがこれを解決することに私はなるのではないか。

それともう一つは、当面は続けていく、町長が言う当面というのは、介護保険制度は3年 ごとに見直されて、今6期です。今度7期です。7期は来年度見直しです。当面の間整えて いくというのはいつまでのことを言っているんですか。2点について。

- 〇議長(三倉英規君) 竹中町長。
- ○町長(竹中喜之君) 期限の関係につきましては、次期の見直しまでというのが一つの期間となるのかなと思いますが、事業所の運営状況の動向につきましては、先ほども触れたかと思うんですが、地域密着型サービスへの移行による状況の変化というのを踏まえながら、今後においてもしっかりと向き合い、むかわ町における介護サービスの低下につながらない持続が図られるよう調査、対応に努めていきたいと御理解願いたいかと思います。
- 〇議長(三倉英規君) 大松議員。

[4番 大松紀美子議員 登壇]

- ○4番(大松紀美子君) 前回の質問の前にも、各事業所を訪問して事業所の経営状況とか総合事業に移行する上でのいろんな心配な点だとかということを私たちも聞きました。その中で、やはり総合事業に移っていくということが、自分たちの事業所の運営を本当に困難にしていくと。事業所を存続していくことができるかどうか本当に不安に思っているという声をもうあちこちから聞きました。そういうことを聞いてきたんですけれども、ホームヘルプサービスでは2カ所です、町内。それからデイサービスは4カ所あります。この事業所が本当に経営を何とか安定させて、これからも存続していっていただけるというふうになるんでしょうか。
- 〇議長(三倉英規君) 高橋健康福祉課長。
- ○健康福祉課長(高橋道雄君) 御指摘のありましたとおり小規模事業所につきましては、昨年からことしに向けて、今回もいろいろ確認はしているところです。基本的には、むかわ地区においても、大手というか大規模なところはある程度収入金というのは少なく抑えている場合もございますし、ある意味、利用者によっては収入がふえているというケースもございます。小規模につきましては、昨年に引き続き経営状況が厳しい状況は続いているという現状にざいます。同じ小規模のところでも、定員枠を見直したり利用内容を改めたりという形で、工夫、改善を図りながら何とかやりくりしている現状もございますので、町といたしましても、収支状況をある程度見定めながら、状況に合わせた対応がどういうものがあるかというのを一緒に考えながら、今後相談していきたいというふうに今のところは考えているところでございます。
- 〇議長(三倉英規君) 大松議員。

[4番 大松紀美子議員 登壇]

- ○4番(大松紀美子君) 総合事業というふうに銘打っているんですけれども、一体総合事業という事業はどんなものがあるのかというのは私もよくわからないんですけれども、具体的にこの事業、この事業、だからさっき和光市のことも言いましたし、苫小牧市でも、多様な事業をボランティアも含めて、NPOも含めてできないということをいろいろ議論したという報道を見ます。むかわ町としては、総合事業というのは訪問と通所のほかに何か考えているんでしょうか。
- **〇議長(三倉英規君)** 今井健康福祉課主幹。
- **〇健康福祉課主幹(今井喜代子君)** 総合事業につきましては、地域包括ケアシステムと絡む

部分がすごく大きくあるかと思っております。地域の中でどのようなサービスが必要なのか というところの議論がまずないと、むかわ町の中でのサービスというものがつくれていけな いというふうに思っているところです。

むかわ町におきましては、地域支え合い研修等で住民さん方の御意見をこの間もグループワークのほうでいただいたりとかしながら、今後も協議体をつくる中で意見交換をして、地域の中でのサービスが何が必要なのかというのを検討していく考えでございます。そこの中で、さらに事業所さんがやったほうがいいような事業につきましては、通所型とか訪問型という形で移行していくという形で考えておりまして、それ以外のところにつきましては、ボランティアさんのほうでやっていただく部分も出るのかとは思うんですけれども、今段階ではまだ話し合いが、これから進めていく段階ですので、今これをやりますというところまでは決まっていない状況です。

〇議長(三倉英規君) 大松議員。

[4番 大松紀美子議員 登壇]

○4番(大松紀美子君) 何回も同じことをお聞きしているのではないかと思いながら、ここにいるとあがっちゃうんです。1回聞いたことを忘れてしまう。ちょっと勘弁していただきたいというふうに思って、町長の声が聞こえるものですから、ちょっとすみません。

今後なんですけれども、終わりになりますけれども、社会保障改革という財務省案というのは出されています。新聞報道もありますけれども、第7期の介護保険制度について、要支援1、2を介護保険から外すということももう大変困ったことなんですけれども、今度は要介護1、2の生活援助サービスを介護保険から外すとか、あとは原則自己負担にする、今1割負担を10割負担にするとか、65歳から74歳までの利用料を所得にかかわらず2割にするなど、サービスをさらに受けにくくするような提案がなされています。介護報酬の引き下げを撤回して引き上げていくこと、これ以上の改悪は行わないように強く国への要望をしていただきたいというふうに考えていますが、町長いかがですか。

〇議長(三倉英規君) 竹中町長。

○町長(竹中喜之君) 今までのやりとりも含めた中でお話させていただきたいんですが、総論的になりますが、高齢化というのが間違いなく進んでいるという中で、言わずもがな健康であり続けるための疾病予防、さらに介護予防に力を入れていく必要があると思っております。一方で、介護が必要になったときに、必要なサービスを利用できる体制というのがこれまた必要になってきているかと思います。町といたしましては、先ほどから申し上げていま

すようにサービス利用者、さらにサービス事業者、ボランティアの皆さん、町民の皆さんと それぞれの意見交換というのを行いながら、高齢者事業を進めていきたいと考えております。 なお、この関係につきましても、先ほどの子育で支援ではございませんが、それぞれの市 町村の枠を超えた国全体の問題ともされているかと思います。介護サービスの基盤整備の人 員確保、これらも含めながら、今後に向けましても、この制度を運営している介護サービス の充実等に向けて町村会等を通じて国に要望をしてまいりたいと思いますので、御理解を願 いたいと思います。

○4番(大松紀美子君) 終わります。

◇ 星 正臣議員

〇議長(三倉英規君) 次に、6番、星 正臣議員。

[6番 星 正臣議員 登壇]

○6番(星 正臣君) 通告に基づき一般質問させていただきます。

まず1つ目ですが、この4月から一般家庭を含めた電力小売の自由化が始まります。民間 大手の事業所、またはこういう地方自治体などの大口需要者への電力小売というのはもう既 に始まっているわけですけれども、当町の庁舎や公共施設での電力購入を検討する時期に来 ているかと思いますが、いかがでしょうか。

- 〇議長(三倉英規君) 奥村総務企画課長。
- 〇総務企画課長(奥村誠治君) 新電力に関する御質問にお答えをさせていただきます。

ただいま議員からありましたように新電力、これは既存の大手電力会社であります北電などの一般電気事業者とは別の特定規模電気事業者のことで、これまで高圧受電、特別高圧受電と段階的に電力小売事業の自由化が進められ、これまで規制部門でありました低圧受電、つまり契約受電が50キロワット未満の一般家庭や事業所などについても、ことしの4月から供給できるようになったところでございます。公共施設への新電力からの受電につきましては、かねてより電気事業者及び先行自治体の聞き取り調査を行ってきたところでございまして、電気料金の一定の削減効果ができるものと期待をしています。

このことから、新電力からの受電を進めてまいりますが、昼夜を通して電気を使用している施設の場合、電気料金体系から必ずしも削減効果があるとは限らないこと、またことし発生をいたしました電力事業者の突然の撤退や契約後の料金変更など経営リスクが内在していること、公共施設の場合、高圧受電と低圧受電など契約の違いもあることなどから、総合的

に、かつ慎重に判断をし、導入時期と方法を決定し進めてまいりたいと考えておりますので、 御理解をお願いいたします。

〇議長(三倉英規君) 星 正臣議員。

[6番 星 正臣議員 登壇]

○6番(星 正臣君) 今課長のほうから説明があったとおりだと思います。この2月から突然のように大手、全国で5番目ぐらいの小売業者が撤退したいということで、全国はもちろん全道でも、また近隣市町でも入札終わっているのに買えないとか、また大きい農協等では配電、それの手当がつかないとか、また、このごろになって自治体が運営する発電所、そこへ業者が不払いを起こすというような、まだ電力会社の送電線を使っているんですけれども、それの使用料が払われないとか、非常に大きな問題になっているんです。この業者については、何か3.11以降急速に伸びて、二、三年で何百倍というような電力の小売を行っているというような業者だと聞いています。だから、そういう面からいきますと、今課長がおっしゃったように、この検討というのはなおかつ慎重に行っていかなければならないのかなというような判断をしているのはいいと思います。

ただ、この中でまた新しい事業所が次々と出てくるわけです。そのところの判断といいますか、それをどのようにデータをとってやっていくのかというようなところの難しさというのはあろうかと思います。その中で、コストの削減というような、いろいろ調べてみますと大体7%だとか、最大は20%とかいう会社があるわけですけれども、7%も削減できれば、これは最大いいとしなきゃならないのかなというような部分もありますが、この町内、今太陽光発電が盛んにつくられておりますけれども、それらの電力は全部電力会社へ売るというようなことなので、町としてはその部分のところで固定資産税をいただいたほうがいいのかなというようなことも考えますが、その辺はどうでしょうか。

- 〇議長(三倉英規君) 奥村総務企画課長。
- ○総務企画課長(奥村誠治君) ただいまの御質問の趣旨は、現在建設が進められているいわゆるメガソーラーの部分について、そこから受電するよりも固定資産税をいただいたほうが有利ではないかやの御質問に受け取りましたが、これはそのとおりでございまして、メガソーラーは、これは北電に政府の買い取り価格に基づいて、それによってメガソーラーを運営していくわけでございますから、私どもが町内に立地をするメガソーラーは、これは固定資産税として税収が上がっていくという、そういう基本的なスタイルになっておりますので、それはそのとおりかというふうに思います

〇議長(三倉英規君) 星議員。

[6番 星 正臣議員 登壇]

○6番(星 正臣君) そういうことも含めて、電力小売自由化に参加するのかしないのかというようなところを慎重に検討していただければと思っております。

続いて、まちづくりと公共施設の管理についてお伺いいたします。 4 つについて質問いた します。

27日に合併10周年の式典が行われます。次の10年の展開をどのように考えていますか。

合併後学校の統廃合が進んでいます。校舎、教員住宅等現在のところ町民への貸与はできないということでございますけれども、貸与または売却する考えはないかお伺いいたします。

指定避難場所でテレビ等情報端末がない場所がありますが、この指定避難所での避難訓練の結果を見ますと、穂別地区ですが、庁舎との光ケーブルを使った会議、そういうことにもあるんですけれども、どうしても避難場所で避難をするということになると情報が入ってこない。だから、普通のニュース等も見たいというような形と、それから天候状況がわかるんです。ですから、水位とかそういうの全てわかりますので、今後の天候状況または現在の状況、どうなっているのかというようなところをぜひ知りたい。去年の避難訓練の後も、自治会長さんのところからそんな話が出ています。秋の26年度の決算報告の中でもお話ししたんですけれども、調べてみますとやっぱりテレビ等ついていないということで、設置をどう考えるのか。

それから、これも秋の決算委員会の中でお話ししたんですけれども、葬送場控室、テレビがないということで、私どもの近くでもこの何カ月の間に10名程度亡くなって、係の人が行って全然することもないということで、あの広いところで火をいっぱいたいて寝ているほかないんだという形でお話をされております。せめてラジオぐらいでもどうなのかという話も出ています。今まであったわけですから、それがなくなったということは非常に、まだうちらの穂別地区では斎場に詰めかける人が各地域、葬儀ありますと2人ぐらいずつは必ずつくような形になっております。その辺のところの考え方を伺います。

〇議長(三倉英規君) 竹中町長。

○町長(竹中喜之君) まちづくりと公共施設の管理についての1点目の御質問にお答えをしたいかと思います。なお、次の10年間の展開という言葉がちょっと厳しいものと捉えておりますので、展望という形でお話をさせていただきたいかと思います。

本年3月にむかわ町、合併して10年の節目というのを迎えます。この間多くの町民の皆様

の御協力と御尽力により、新町としての調整期、そして形成期を経て10年を迎えるものでございます。次の10年の展望に向けてですが、町民皆様がいつまでもこの町に住み続けたい、住んでよかったと思えるまちづくりを進めていくこと、当然必要と認識しているところでございます。そのためにも、町民の皆さんと行政が相互理解のもと、信頼のもと目的を共有し、連携や協力をしながら、地域の公共的な問題の解決というのを目指す、まちづくり計画にあります協働の取り組みを進めていくことが一層必要と考えているところでございます。

今後の10年に向けましては、まず現在計画期間中であるまちづくり計画というのを基本にしながら、本年度策定しましたむかわ町まち・ひと・しごとの地方創生総合戦略の推進に努めてまいりたいと考えております。また、本年2年目となります地元力の向上促進事業などの活用をしながら、町民皆様とともに重ねて協働のまちづくりに取り組んでまいりますので、御理解を賜りたいと思います。

残余の2番、3番、4番については、担当のほうから説明をさせていただきたいと思います。

- **〇議長(三倉英規君**) 奥村総務企画課長。
- ○総務企画課長(奥村誠治君) 私のほうから2点目と3点目のお尋ねにお答えをしたいと思います。

まず、御質問2点目の校舎、教職員住宅の関係でございますが、これらの貸与あるいは売却についてですが、基本的には公共施設としての取り扱いに沿って対応をしていく必要がございます。まず、学校整備に当たって、国庫補助金や地方債を財源とした場合、財産処分上の制限がございます。これを確認の上利活用することとなります。処分制限期間内の場合、特定の町民への貸与及び売却は国が示す財産処分手続によらなければできませんが、処分制限期間を経過しているものは逐次教育財産から普通財産に所管がえをし、関係法令及び条例の範囲において管理及び処分することになりますが、この場合において、町の財産である以上は公益上の観点に配慮していく必要がございます。

そこで、これまでの基本的な考え方でございますが、まずまちづくりの観点で利活用を検 討し、方向が定まるまで時間を要するものは、暫定的な対応として、町民の皆様から利用希 望があった場合に一定の基準のもとで現に貸し付けを行っております。これは利用許可する ことで地域振興に資する場合、地域のコミュニティの維持や移住・定住の促進につながる場 合などでございます。また、学校施設の売却については、校舎、屋体、住宅等が同一敷地に あるという現状から、一体的な利活用が望ましく、個別に売却する考えは持っておりません。 いずれにしましても、貸付等の希望に応じて個々に判断することになりますので、御理解を お願いしたいと思います。

次に、3点目の指定避難場所へのテレビ等の設置に関する御質問でございます。むかわ町 地域防災計画における避難所は34施設ございますが、全施設においてテレビが設置をされ、 また、むかわ地区では全ての避難所に防災行政無線、戸別受信機、穂別地区では全ての避難 所に情報端末が設置されているものと認識をしてございます。当面、避難時において、仁和 会館は保育所内のテレビ、仁和下生活館は自治会設置のテレビを利用させていただくことに なりますが、災害発生時の緊急的な利用として御理解をいただきたいと考えております。

- 〇議長(三倉英規君) 萬地域振興課参事。
- ○地域振興課参事(萬 純二郎君) 4点目の葬送場の控室でのテレビ等情報端末がない、自 治会への必要性を聞いてほしいについてお答えさせていただきます。

現在穂別斎場控室には情報端末は設置しておりますが、テレビについては設置していない 状況であります。穂別斎場の平成27年度の利用回数は本日現在52件ありまして、控室の利用 はそのうちの44件となっております。斎場控室にテレビを設置するためには、テレビサービ ス利用料とNHK受信料及びテレビの確保を行わなければなりませんが、これまで決算特別 委員会等での御意見もあったことから、平成28年度の穂別地区自治会長会議にて御意見をお 聞きし、対応を検討したいと考えております。

〇議長(三倉英規君) 星議員。

[6番 星 正臣議員 登壇]

○6番(星 正臣君) この問題の中の一番目の町長答弁の中でお聞きをいたします。

まずは10年間の展望ということですが、まち・ひと・しごと総合戦略という地方創生を含めた中でお示しいただいておりますけれども、これは長期にわたっての展望といいますか、そういうことが盛られておりますけれども、まず新型交付税とか合併特例債の延長とかで今議会でも3つほど議案に上っておりますけれども、これらでは5年の延長ということでそのほかのものには触れていない。具体的にはあるんですけれども、それが実現できるかできないか。

また、どれを優先して取り組むのかというようなこともまだ具体的には出ていないような 気がいたします。恐竜ワールド構想だけは何かほかの議員も騒いでいるように進めていくの かなというようには思います。そういう中でもう少し具体的に、5年間延長される中でのも のというか、そういうものが出てこないのかというようなことをお聞きしたいと思います。

- 〇議長(三倉英規君) 竹中町長。
- ○町長(竹中喜之君) 議員御案内のとおり、地方創生のまち・ひと・しごとの総合戦略、これも期間は5年間の計画とされているところでございます。この5年間をどうしっかりと戦略向き合って実践していくか、そういうことから次の時代にどうつなげていくか、そこが今試されているかなと思っているところでございます。

事業そのもののその後の展望というのは、まずは今示されている、繰り返しますが、むかわ版のまち・ひと・しごとで人口減少対策を徹底的に行う、少しでも歯どめをかける、さらに最上位計画でありますまちづくり計画というのがむかわ町にもございます。人と自然が輝く清流の健康とまちづくり、これに向けても残りが平成32年度まで、こういったところをまずは基盤づくりをしっかりとしながら、それをどう将来につなげていくのか。そういった事業を通しながら、一体感の醸成というんでしょうか、10周年の記念事業というのを一つの区切りとしながら、次の10年に向けてのこれからの歩みというのが今まさに問われているのかなと思います。

何度も申し上げますけれども、今住んでいる方々がこれからも住み続けるためにどうしっかりと向き合ってこの時代を乗り切っていくのか、大事な時を迎えていると思います。

〇議長(三倉英規君) 星議員。

[6番 星 正臣議員 登壇]

○6番(星 正臣君) 町長はまち・ひと・しごと、この中で、この町に住みたい、住み続けたいと思われる町民を育てていくんだというようなことで今お話をされました。その中で、去年の簡易国勢調査というそういうような中で、当町人口減少の歯どめがかからないというような、東胆振また近隣町村の中でも人口の減少が上位だというようなことで速報で発表されておりますけれども、このまち・ひと・しごと総合戦略ということで、少しでも減らさない政策をというような形でございますけれども、そこをどのように展開するのかということが問題になると思います。

それに絡んでですけれども、ここの部分での2つ目に質問しました学校、教育関係の教員住宅と町民への貸与というような、貸与や売却というようなことでのお話ですけれども、お話あるのは、ここ受験、進学する人が例えば仁和地区まで出てくると、苫小牧方面に通学できるんです。そういう中で、ぜひ通学したいからこちら、家があいていればそれを借りて、子どもを通学させたいんですけれどもというようなお話も出ています。

また、仁和小学校は統合になるわけですけれども、そういう中で割と新しい校長住宅とか、

そういうものとか、結構トイレも含めて整備されているんです、簡易水洗というような形だとは思うんですけれども。その中でコミレス等をやりたいというような話も出ているんです。そういう中でも、ちょっと暮らしというんですか、そういう形で二、三名散歩している老人の方はもう見ましたけれども、それと震災の被災者に入れるというような形で何戸も直しているわけです。何年もたっていますから、これらがまた老朽化で人使わない、老朽化して何にもならないというような形になろうかと思います。そして、周りには町営住宅があるんですけれども、これももう古くなって、できれば学校の先生の住宅なら新しいところもありますから、そこに入りたいという老人の方々もいます。

それと、この頃農業または林業などで後継者戻ってきて、結婚されている部分もあるんです。ですけれども、まだ両親が50代ぐらいで、またその中でお父さん、お母さんも含めて2世帯で暮らしている。そういう中に3世帯として一緒に入れないというような事情もありますし、若い2人、別に暮らしたいというような事情もあって、うちを近間に借りたいと。だけれども、うちがないというような状況なんです。限定的とはいえ、その人たちが数年でも入れればというようなことも希望されている方もいます。その辺のことも考えながら、このまちづくり、先ほどのことも含めてどのように判断され、どのように進めていくのか、その辺のところをもう一度伺います。

〇議長(三倉英規君) 奥村総務企画課長。

○総務企画課長(奥村誠治君) ただいまの御質問は仁和小学校にかかわるお尋ねかというふうに理解をしてございますが、仁和小学校の校舎につきましては、昭和39年に建築をされておりまして、築後相当数経過をしてございます。体育館につきましては、平成14年に建築をされておりまして、これも一定程度経過をしてございますが、先ほど申し上げましたように校舎等、屋内運動場等につきましては、基本的に耐用年数を経過したものとそうでないものとの取り扱いが変わってまいります。そういう意味では、全体としてのまちづくりの観点での利活用というものは、そういったものに基づいて検討していくということになろうかというふうに思いますが、いずれにしましても仁和小学校につきましては、平成28年度いっぱいをもって29年から穂別小学校に統合していくという、そういう今の段階になっているわけでございまして、そういう意味では、全体としての利活用というのは、これはやはり統合された後に速やかに検討に入っていくということがタイミングとしてはベストではないかなというふうに考えているところでございます。

なお、午前中にも議論ありましたが、この利活用については、地域とよく協議をした上で

進めてくださいということが地域の保護者の方から、代表の方から要望をいただいてございますので、これを最大限尊重することになろうかと思いますので、御理解をいただければと思います。

〇議長(三倉英規君) 星議員。

[6番 星 正臣議員 登壇]

○6番(星 正臣君) 校舎、体育館等よりもむしろ教員住宅、それと震災当時の被災者の避難場所確保、それから現在も何か誘致企業、町内の企業で働いている人が入っているというような情報もありますけれども、あいている住宅等の利用を、先ほども言いましたように非常に要望が出ているわけです。また、中学校はもう既に閉校になっていて、中学校の職員の住宅等も直接のところ小学校閉校してあくというんじゃなく、もうあいているような状況もあります。

それから、また新築と予定している人が、できるまで家を貸してほしいけれどもというような話もあって、その辺の利用を許可といいますか、できるようにできないかというのが私の質問の本旨でございます。

小学校、中学校については、特にもう中が傷んできて、動物が外から自由に出入りできるような状態で、昨年アライグマを何匹もとったというような状況にもあります。もう速やかに取り壊し等していただければというような気もいたします。校舎、体育館、中学校校舎、これらをどう利用するかということじゃなく、新しい教員住宅、そういうものをどのように利用していくかというようなことをお聞きしているところです。

また、栄地区、下水道があって、教員住宅もそちらのほうに幾らか移っています。現在のところ独身の穂別小学校等の先生方が利用しているようですけれども、まだ空きもあるというようなところもありますし、若い人たちは結婚して、そういう下水完備していますから、そういうようなところにしばらくの間住みたいというような希望があるということで、その辺の考え方はいかがですかということをお聞きしているんです。

- ○議長(三倉英規君) 星議員、もう少し簡潔明瞭に質問するように。 奥村総務企画課長。
- ○総務企画課長(奥村誠治君) まず、財産上の扱いで御理解をいただきたいと思いますが、 現に教職員住宅として利用されているものは、これは教育財産ですので、直ちに今議員がお 話しされたような部分について、将来どのような使い方をしていくのかということは、これ は現段階ではお答えはできないところでございますが、一方で、既に教育財産から普通財産

に移行しているものがございます。仁和でございますと6棟7戸がございますが、先ほども申し上げたようにそれぞれ利用の希望があった場合に、地域振興に資する場合、あるいはそれぞれのコミュニティというものを維持する上で効果が認められるもの等々について、貸し付けを行っている現状にございますので、現在私どものほうにそのような御希望届いておりませんが、具体に希望があるとすれば、それぞれ御相談に応じてまいりたいというふうに考えております。

〇議長(三倉英規君) 星議員。

[6番 星 正臣議員 登壇]

- ○6番(星 正臣君) 最後の部分での質問なんですが、この避難場所等でのテレビの設置、または斎場でのテレビがない問題、これらについては、今年度の自治会長会議の中で聞いてみるという話です。それにしても、四十何件の、四十何回の使用ということで非常に多いわけですから、ぜひこれらの情報といいますか、テレビ放送を見られるような形に戻していただきたい。いかがでしょうか。
- 〇議長(三倉英規君) 萬地域振興課参事。
- ○地域振興課参事(萬 純二郎君) この前の決算特別委員会でもお話ししたとおり、私たちとしては平成26年度に一度テレビを設置することをやめたんですけれども、その後特別これまで私たちのほうには来ていなかったんですけれども、決算特別委員会のほうでお話を受けましたので、皆さんの御意見を聞きたいというふうにそのときもお話をしました。それで、今私のほうがやります、やりませんではなくて、自治会長さんたちの御意見を聞いて、そこで必要となれば設置するような方向、そういうことを検討していきたいと考えております。
- ○6番(星 正臣君) 終わります。

◇ 北 村 修 議員

○議長(三倉英規君) 次に、11番、北村 修議員。

[11番 北村 修議員 登壇]

〇11番(北村 修君) お疲れさまでございます。幾つかについて御質問をさせていただき たいというふうに思います。

まず、第1点目は、通告のようにJR日高線の問題についてであります。御存じのように 鵡川までで、鵡川以降、様似方面までは途絶えたままということになっておって、道内の国 鉄全体で見れば、日高線を初め留萌線など幾つかのところでローカル線が危うい状況になっ て、関連住民の足が心配されるという状況。

一方で、新幹線が来るということで、先ほどの執行方針にもありましたけれども、そういうような中でなされています。やはり北海道の未来にとって、新幹線というのは大事なんだろうというふうに思いますが、それをともに喜び歓迎するという意味では、地域の人々の足を守る鉄路の確保も、これは大事だというふうに考えなければなりません。そういう点で、日高方面では随分頑張っておられますが、むかわ町としてどのような取り組みをされておるのか、その認識について、まず最初に伺っておきたい。

〇議長(三倉英規君) 渋谷副町長。

○副町長(渋谷昌彦君) JR日高線の存続についての御質問にお答えをいたします。

JR日高線につきましては、本町と都市圏や日高管内を結ぶ公共交通機関として重要な役割を担っております。御承知のとおり昨年1月から鵡川から様似の一部区間が不通となっており、現在は代行バスにより運行がされている状況であります。これまで、町といたしましては、JR北海道に対し早期復旧の意見反映を行い、苫小牧総合開発期成会や移動政調会などによる要望活動を行ってまいりました。

また、本町も参加しております北海道新幹線×nittan戦略会議におきましても、日高、胆振へ連絡する重要な鉄道線区として、早期復旧に向け要望をしていくことが総会で確認をされているところであります。現在、北海道、国土交通省、JR北海道の3者による協議会が設置され、JR日高線の早期復旧の取り扱いについて、現在も協議が進められている状況であります。

また、鵡川駅から不通となっている日高管内においては、北海道、JR日高線沿線7町の 自治体、JR北海道によるJR日高線沿線自治体協議会が設置され、この間2回の会合が開 かれております。

今後については、JR北海道の動きに注視をしながら、沿線自治体の苫小牧市、厚真町とも連携をし、苫小牧総合開発期成会の要望事項に盛り込むとともに、日高管内の関係自治体を初め関係機関と連絡、情報の交換に努めながら、JR日高線の早期復旧と存続に向けた要望活動を展開してまいりたいというふうに考えておりますので、御理解をお願い申し上げます。

◎会議時間の延長

○議長(三倉英規君) 本日の会議時間は、審議の都合によってあらかじめ延長させていただ

〇議長(三倉英規君) 北村議員。

[11番 北村 修議員 登壇]

○11番(北村 修君) そのような要望をぜひやっていただければというふうに思うんですが、私は、むかわ町がこのJR問題で発信する役割というのは非常に大きなものがあるというふうに思っているんです。そういう点では、もっと目に見える形で積極的に発信するということが大事だと思っているんです。

なぜかというと、鉄路がなくなって町が大変になったという経験をしているのは、この沿線ではむかわ町だけなんです。富内線がありました。これがなくなりました。これによってどれだけ地域が過疎化になっていったか。これは我々が経験しているんです。だから、こういう事態をつくらせてはいけないということをJR側に、あるいは国土交通省などに働きかけていくのでは、大事な役割を持っているというふうに思うんです。

今、我々はこれから新しいまちづくりというのをつくらなきゃいけませんけれども、この 鉄路の果たす役割というのは、北海道においても、本州とは違った役割を持ってきたという ことなんです。鉄路が延びたことによってそこに人が住み、町ができるという構造は、これ は北海道ならではの特徴を持っていたこともあるんです。そういうものがなくなると大変で すし、特に我が町にとって、今言われているように日高沙流川管内との連携もつくるとか、 いろいろやっています。つまり、これからのむかわ町のまちづくりにとっては、この鵡川以 降、日高に向かうものとの連携、ここがやっぱりむかわ町の存在に大きな影響を与えるとい うふうに思っています。そういう立場で私は係っていく必要があると思いますが、いま一度 その辺を含めてお考えを伺っておきたい。

〇議長(三倉英規君) 渋谷副町長。

○副町長(渋谷昌彦君) 議員おっしゃるように、非常に富内線の廃止というようなことで、確かに地域の衰退ということがあったかと思います。確かにたまたま鵡川まで今現在運行されているわけでありますけれども、そういった意味では、とりあえず今むかわ町はJRの恩恵に浴しているというところでありますけれども、日高沿線、対岸の火事ではないというふうに考えております。廃止となれば、当然ながら本町もJRがなくなるわけですから、本当に非常に大きな交通を失うこととなるわけであります。そういった意味で、日胆の戦略会議という中で取り組みもしておりますし、日高沿線との今交流も進めているところであります。

今後、沿線であります苫小牧、また厚真、そういったところでも十分に連携をしながら、 存続に向けた要望活動というものを積極的に進めてまいりたいというふうに思っております ので、御理解を賜りたいと思います。

〇議長(三倉英規君) 北村議員。

[11番 北村 修議員 登壇]

○11番(北村 修君) よろしくお願いします。

続いて、2つ目に入りたいと思いますが、町政執行方針にかかわってお尋ねをしたいと思います。全体的にと思っていたんですけれども、限ってやりたいと思いますが、先ほど来るる議論もされておりますが、合併10年ということで、合併の記念式典ということになるんでしょうか、お祝いというような状況かというふうに思いますが、しかし、私は今ここで合併の賛否を議論するつもりはありませんが、合併10年ということを考えたときに、やっぱりそのことによって町民の皆さんがどのように受けとめられているのか、どのような生活実態になってきたのか、ここのところもしっかりと我々は掘り下げて考えていかなければならないというふうに思うわけであります。そういう点では、るる努力してきたさまざまな前進面あったでしょう。

しかし、私は、一方でまだ大きな課題もあるだろうと思っています。中には、合併して本当によかったのかという、そういうことを思っている方もいらっしゃるでしょう。しかし、そういう人たちを含めて、これからのまちづくりを私たちはしていかなければなりません。その点では、そういうものを洗い出して、今総合戦略の中でさまざまなものをやっています。それがそうだと言えばそうなのかもしれません。しかし、もっと合併10年というふうに考えたときに、我々は我々の行政目線からではなくて、住民目線からも考えていく、ここが大事なんです。

例えて言えば、私のところによく御意見をいただくのは、穂別、鵡川間一体化というような状況だけれども、例えばバス路線一つとっても、もう少し利便性のよいものにならないのかと。言われてみたら3便ほどあるようですけれども、穂別から来た、朝来て夜でないと帰れないというような、今の大ざっぱにいえばそういう状況です。お昼から出てきて夜には帰れるとか、そういうものを含めた、これは医療の機関への問題等々もあるだろうと思います、そういうふうな課題というようなものも、私はこの10年の中で真摯にそういうものに我々が耳を傾けていかなきゃならない。そういう上での合併10年の記念というような運びにしていかなきゃいけないんじゃないかというふうに思っているわけですが、それらの点でまずどの

ようにその辺を捉えておられるかお伺いをしたい。

- 〇議長(三倉英規君) 竹中町長。
- ○町長(竹中喜之君) 町政執行方針についての御質問にお答えをしたいと思います。

本年3月にむかわ町、町民皆さんと築いてきた歴史の一つの区切りとして合併10年の節目を迎えるところでございます。合併によって、人、そして自然、農林、漁業など、町の宝とされるものが厚みを増したと受けとめております。今後はこれらの宝というのをさらにお互いが認識し、磨いていくことが必要であると思うところでございます。合併は、議員御案内のとおり、最大の行政改革とも一命されております。本町も町の将来を見据えて、2つの町が合併した経過でございます。

合併後のまちづくりにつきましては、合併協定を結び、合併の新町建設計画に基づきながらこの間進められてきております。行財政の健全化、スリム化、これらが進み、また合併による財政上の国の優遇措置を最大限に活用し、基幹公共施設の課題に取り組み、一定の施設整備の充実、さらに両地区で進められております学校給食施設整備などの大型事業などにも着手をしてきているところでございます。

町の一体感につきましては、旧町のこれまでのそれぞれの歴史、そして経過から10年間で達成できるものではないと認識しておりますが、この間各種団体等の合併やさまざまな場面での町民同士のつながり、そして交流の機会というのもふえてきているのは事実でございます。町の一体感の醸成の素地というのは、徐々にできていると感じているところであります。現在人口減少問題、予想以上の速さ、速いテンポで進んでおりますが、これらの対応には町全体で危機意識を保ち、共有していかなければならないと思っております。そのためにも、先ほどから申し上げております地方創生の取り組み、町民の皆様と一緒に進め、今ある資源というのを磨いて地元力の向上を図り、消滅ではなく持続可能なむかわ町のまちづくりに取り組んでまいりますので、御理解を賜りますようお願いをいたします。

〇議長(三倉英規君) 北村議員。

[11番 北村 修議員 登壇]

〇11番(北村 修君) 今述べられたことは、この10年間の本当によかった経過だというふうに私も共通の認識であります。

しかし、我々がもう一つ考えてみなければならないのは、我々が本当にこの住民目線で、 住民の気持ちに立ってそれがなされたんだろうかという思いが私はあるんです。この合併は 行政改革最大の効果だというふうに言います。しかし、そのことによって何が起きたか。こ れはもう言う必要はないかと思いますけれども、やはり、例えば穂別の側で見れば、役場がなくなって、小さな町は役場を中心にお金が回るという仕組みであります。そうすると、地域にお金が落ちなくなります。そういうことで、商店街が疲弊をしていきます。

こういうことは顕著にあらわれました。これは合併当初から予測はされたことであります。 しかし、そういうことが私たちの予測を超えた中で、後に人口問題で御質問しますが、これ が広がっていっているのではないか。そういう点では、我々の進めてきたまちづくりがどこ か欠けたことはなかったのか。

確かに10年前、両町とも財政大変な中での状況を脱する、そういうがための内容でありました。それが一つになって、いろんなものが、懸案のものができて、財政的にも計画どおりに償還が進み、そして被災も予定どおりに減少していくという状況をつくってまいりました。しかし、これは行政側からの目線といいますか、我々からの目線じゃなかったんだろうかと。住民一人一人の側から見たら、本当にどうだったんだろうかと。地域では保育所もなくなっていった、今学校も次々なくなって、子どもが減ったからしようがないというふうにしていいだろうか。

これ、なぜ私このことを言うかというと、これからのまちづくりを考えたときに、やっぱりこの少子高齢化、子どもをたくさん産み育てていってもらうという場合には、近間に保育所があり、近間に学校がある、そういうものがやっぱりなきゃだめなんです。

だから、そういうことをあわせながら我々は考えていかねばならないんじゃないか。こういうことをやっぱり一つ一ついま一度、10年たって我々は足をとめることはできませんけれども、そういう点に思いをはせながら次に向かっていくという必要があるんじゃないかというふうに私は思っているんですが、その点でいま一度町長の見解をお聞きしておきたい。

〇議長(三倉英規君) 竹中町長。

○町長(竹中喜之君) つい先日、町内でのある会合がありました。その席上で、町民の方のお一人がお話しされた言葉があります。今議員がおっしゃられたことに近いものもあるかと思いますが、その方がお話しされたのは、合併からもう10年がたつんだということで、両地区での学習だとか研修だとかイベント等々にいろいろ参加もしてきている。しかし、やっぱり10年たっても住みなれた自分の地区というのか、そういったところへの思いがすごく強く、まだまだ距離感というのがあるんだというふうなお話がされていたかと思います。

2つの町が合併して10年。お互いが向き合って努力して、やっと10歳の誕生日を迎えているかと思います。間違いなくこの10年、皆さんで築かれた10年で、1年1年調整期を踏まえ

て、課題解決というのも踏まえながらきょうの日を、そしてこれからの10周年を迎えようかと思っております。何度も申しますが、この10年をいきなり節目ではなくて一つの区切りとして、今は、ことしはさらに成長するこれからの次の10年に向けて、一歩を踏み出すときと捉えているところでもございます。

抽象論ばかりで失礼かと思いますが、執行方針の最後のほうにも記載されているかと思います。合併前のそれぞれ九十有余年の歴史、これもしっかりとお互いが認識しながら、合併後の10年、こういったところでまかれてきている種、さらにはこれからまかれる種というのがしっかりと芽をふいて花をつけて実を結ぶ、町民皆さんの底力、改めて地元を支える力の地元力ということを起こしながら、地元力を起こしてまちづくり計画にあるむかわ力、総合力を高めていきたいと考えております。

〇議長(三倉英規君) 北村議員。

[11番 北村 修議員 登壇]

○11番(北村 修君) この議論をやっていますと次に行けませんのでやめますが、この今 私がお話しした点、もっと具体的に、これ後で予算審議の中で触れていきたいというふうに 思っていますが、例えば地域自治区のあり方、これが今度のことしの予算を見たら、また予 算が減っています。この地域自治区をもって、それぞれ旧町の形の中でこれからのそれぞれ の地域づくりに向かっていこうというはずでありまして、ここのところが私は非常に形骸化 していきている感じがいたします。

こういうものを一つとってみても、我々が今やっぱりきちっと見ていかなければならない点というのはあるんだろうなというふうに思っています。そういう意味で、これからも予算審議を通じてまた質問させていただきたいということでかかわりますので、次に移らさせていただきたいと思います。

次に、まちづくり計画と地方創生戦略についての問題でございます。これは、言いましたように前段と関連をいたしますが、総合戦略ではいわゆる3つの柱をつけてやるということになっています。そして、そういう中で、最大の課題として人口減少問題をちょっと取り上げることになっています。これはいわゆる国のほうからの総合戦略をつくる上での条件的な内容でありますから、そういうことをせざるを得ないという状況になるんでしょう。そういうことを含めて、その中の幾つかについて御質問をさせていただきたいというふうに思います。

改めてですが、人口問題の具体的に入る前に、まちづくりと地方創生という絡みで先ほど

からるる述べられておりますけれども、改めてまちづくり計画と地方のいわゆる5カ年、まちづくり計画も残り5カ年だったというふうに思いますが、重なるんですが、そこのところをどのような整合性を考えられておられるのか、どういうふうに位置づけておられるのかということを改めてまず1点伺っておきたいというふうに思います。

その上で、人口問題でありますが、まずは人口減少対策として20年、5年後、もう16年になりますから4年後になりますけれども、には1.60、さらに近いところで30年には1.80、なかなかこれは容易でない課題だというふうに思いますが、どのように具体的にこの数字をはじき出されておられるのか改めてお伺いをしておきたいと思いますし、そこへの対策、ここにるる書いてありますけれども、例えば婚活などというのはどういうふうな形、どういうところでやっていただこうとしておられるのか、役場の役割というのはどんなことなのか、そういう点についてどのようにお考えになっておられるのかお伺いをしておきたいと思いますし、さらに、2060年代には4,000人台ということでやっておりますが、こうなると町のイメージというのはどういうふうにしたらいいのか。

そのときまでに、これをはじき出された中では社会減、自然減という形で見れば、どういう形を予測していく、数字的に出ているのはグラフ化されていますが、町のイメージとしてどういうふうなことをイメージされておるのか。していないと言えばそれまでですけれども、そういうことも伺っておきたいと思いますし、さらには、次にかかわって、定住対策の問題を出されております。この中ではるるいろんなことが述べられておりますが、対策で移住・定住世帯数を5世帯というふうにしておりますが、5世帯ぐらいというのは非常に少ないんじゃないかという思いもしますが、ここら辺、いわゆる産業別に見てどういうことを検討されておるのか、もうちょっと具体的にお願いをしたいというふうに思いますし、さらに、やっぱり定住対策という点で言えば、大事なことは先ほどから町長が誰かの質問に答弁されておられましたように、こんな町に住んでみたいというふうに思ってもらえる、そういうことが大事なことになるんではないかというふうに思うんですが、そういう点ではどういうことを考えておられるのかお聞きしたいと思います。

私はちょっと例として上げましたけれども、例えば我が町で今言われました林業がございます。多くはカラマツがございます。50年以上のものもあるというふうにお聞きしております。50年以上のカラマツであれば、いわゆるログハウスにはある意味で使えるという状況もあります。こういうものを活用して、そういうところに住んでみたいというふうなことを思っていただくような計画というのも考えておられるのか。

さらには、やはり何よりも住宅政策というのであれば、定住政策というのであれば、町長が掲げている住宅政策の中にある、もとは一般のリフォーム、ここの充実、これは私は非常に大事になるだろうというふうに思っているんですが、その点ではどういうふうに考えておられるのか。

さらに、これは私、実は厚真にヒントを得たんですが、今の苫小牧の東部開発というのは、 工業団地地帯を中心に非常にたくさんの企業の中に若者がおられます。こういう人たちの住 宅地として、厚真の上厚真地区が非常に大きな人口流入をしております。こういうようなこ とを私たちの町でもやっぱりある意味では一つはやっていく必要があるんでないかというふ うに思っているんですが、そこら辺についてはどのように思っておられるのか。

さらに、空き家の問題で出ました、今全道幾つかの中で新たな空き家対策というのが進められておりますが、町として、これから道の方向を見ながら検討していくというような方針のようですが、例えば本別町では住みかえ住宅というようなことをやっておられるというのが報道されています。つまり、町の中でも地域のほうにいて高齢で大変になった人たち、あるいは旦那さんが御病気になった人たちが町へ出てきて住む、あるいは施設に1人が入って1人が住むというようなことを空き家を利用してやるというような本別の住みかえのようでございますけれども、こういうようなことなんかを含めながら、そういう対策を考えていくというようにならないのかどうか、その辺を含めてお伺いをしておきたいというふうに思います。

さらに、最後になりますが、総合戦略という形では、こういう形で町長が説明会というか 懇談会もやっているということをお聞きしておりますが、なかなかそこに参加した人たちの 話を聞くと、すんなりという理解というのもかなり難しいようなものもございますが、そう いうこの戦略全体、きょうは私は一部しか取り上げませんが、これを本当にやっていくとす れば、言われているように人材を育てる、本当にそういうものがあって、そのことが推進力 となっていかなければならないというふうに思っているんですが、そういう点では、私は役 場の役割、議会の役割、それからそれぞれ地域の役割というのはあると思っているんですが、 その辺のところをどのような形で実践をしていこうとしておるのか、これらを含めてお伺い をしておきたいというふうに思います。

〇議長(三倉英規君) 竹中町長。

〇町長(竹中喜之君) 質問が多岐にわたっております。簡潔にしますけれども、お時間をいただきたいと思います。

まず、1つ目の人口減少の要因分析と課題についてでございます。むかわ町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン、この中で社会減と自然減の両方で人口減少が進んでいることが示されているところでございます。具体的に申し上げますと、2010年度から2014年度まで5年間で、社会減で105人、自然減で91人の計196人が毎年減少しております。要因としましては、15歳から24歳までの進学、就職期を中心に転出が極端に多いこと、つまり町内に高校卒業後の進学先がないこと、そして就職先が少ないこと等々、進学後も戻ってくる人が少ない結果、若年層が薄くなっているものとも考えられます。

自然減につきましては、若年層が薄くなっているため、結婚、出産機会が減り、地元での 出生数が伸び悩んでいること、高齢化率の高まりで亡くなられる方が相対的に多くなってい ることなどが考えられるかと思います。

就労人口につきましては、一次産業、特に農業の占める割合が高く、次いで建設業、医療、福祉、小売業、製造業の順となっております。課題としましては、雇用の場が少ないため、雇用を生み出す各産業基盤の強化がまず必要と考え、波及効果の高い基幹産業でもあります一次産業の支援を重点的に行っていくこととしております。全道的に見ましても、一次産業の基盤の強いところは、先日出ていたかと思います、出生率の数値も高い傾向にありますので、新規就農や担い手育成を支援していくこととしているところでございます。

次に、2つ目の出生率の向上対策についてでございますが、直接的に妊娠、出産を支援するものとして不妊治療助成を継続するほか、胆振東部消防組合とも連携し、出産緊急時の移送体制を強化し、出産への不安を軽減する出産サポートとして、新年度からママサポート119を新規に行っていくこととしております。

子育て環境としましては、子育てコンシェルジュの配置、子ども・子育て支援事業の充実、 学校給食の開始等々段階的に進めていくこととしております。

負担軽減としましては、従来の子育て支援医療費還元事業に加えて、要望のありました乳 児支援事業として紙おむつ用ごみ袋の支給を行いながら、少しでも子育てのしやすい町とな るよう、今後の検討につなげていきたいと考えております。

婚活関連事業につきましては、とりわけ農業分野で農業後継者のパートナー対策事業として新規に取り組んでいきます。農業以外の分野におきましては、まだ組み立て、検討段階であり、小規模自治体としての限界もあることから、北海道及び町内関連団体とも連携をしながら、今後組み立てていきたいと考えているところでもございます。

次に、3点目の2060年の推計イメージについてでございます。人口ビジョンの中で2060年

の人口推計を行っており、国が示す推計値は3,248人となっておりますが、何とか今回の戦略の効果で4,763人を目指していこうというものにしているところでございます。したがって、戦略効果は、人数としては1,515人となっておりますが、年齢別構成でも効果も大きく、国の推計値に比較して年少人口比率及び生産年齢人口比率では合わせて1割増加し、老人人口比率が逆に1割程度減少する効果が見込まれているところです、数字上でございます。長期ビジョンを描くに当たって、現実的な数値と目標値とすべき数値があり、議員の皆様からもさまざまな御意見をいただいておりましたが、これから45年後を見据えて、現時点で考えられる情報の範囲で整理しているものでございますので、まず御理解をいただきたいと思います。

次に、定住対策の具体的な対応についてお答えをさせていただきます。総合戦略の数値目標として、移住・定住世帯数を5世帯として設定しております。この世帯数につきましては、今回の戦略の実施効果に基づき、U、I、Jターンなどでむかわ町に移住していただける世帯数をカウントすることとなります。具体的には移住・定住推進事業として、田園回帰促進PR事業、空き家・空き店舗対策事業等による展開により、むかわ町への移住に至るケースを想定しており、1年間に1世帯の移住を当面の目標とし、5世帯としているところでございます。

これまで移住対策としては、平成21年からちょっと暮らし、ショートステイ、平成24年からおためし暮らし、ロングステイに取り組んできましたが、移住実績に結びつかなかったこともあり、今後は北海道空き家情報バンク、移住情報ポータルサイトとの情報連携の中でPRに努めていくことで考えております。

また、町内に就業される方などから住宅不足の状況を伺っておりましたので、住宅建設や アパート等賃貸住宅の整備、促進を図るためのハートフルホーム及びハートフル賃貸制度を 創設して住宅環境の改善を行い、地元の方はもとより町外からも移住しやすい環境整備とし て、移住・定住の推進の効果も期待しているところでございます。

次に、産業別の検討状況ですが、現段階では、基本的には定住対策に特化するというよりは産業の経営基盤強化でまず雇用を生み出し、定住対策につなげていく方向で考えております。一次産業においては、総じて後継者不足が深刻化しておりますから、担い手対策を重点的に考え、あわせて移住・定住を推進していく形になっているところでございます。

農業につきましては、議員も御存じのとおり、これまでも重点的分野として地域担い手育成センターを中心に担い手の確保対策、新規就農支援事業、農業体験受け入れ事業等々さま

ざまな取り組みを行ってきているところでございます。

林業につきましては、就業の安定化及び人材育成として、北海道森林整備担い手センター、 岐阜県立森林文化アカデミーとの連携を進めており、あわせて産業基盤の強化のため、地域 材認証や地域材、地材地消の推進を図っているところでございます。

漁業につきましては、漁家数は安定しており、世襲制度がほとんどとなっているところも 実態もあることから、担い手確保と安定経営に向けた支援を行っていくこととしているとこ ろでございます。

商工業につきましては、現在空き店舗調査を行っております。空き店舗の活用として、移住・定住推進に向けた仕組みづくりをしていきたいと考えております。

観光におきましては、恐竜、化石、自然、食といった本町が持つ地域資源や特性を生かした観光事業へと結びつくよう観光協会、そして平取、日高、むかわ3町によるWAKUWAKU (わくわく)協議会と連携し、地域の活性化に向けた取り組みを行ってまいりたいと考えております。

続いて、定住対策の1つ目でございます。むかわ町の資源、魅力を生かした住宅対策として、定住対策を進めることについての御質問と考えますが、具体的にカラマツ材の活用の御提言がありましたので、その視点で答弁をさせていただきたいと思います。

町内のカラマツ林は伐採期を迎え、建築資材としての活用技術も開発されておりますことから、今後に期待されているところでございます。町としましては、地域材の認証と地材地消を進めていくシンボルとして、公共施設での活用を進めているところでございます。昨年の鵡川放課後子どもセンター、ことしの末広団地住宅に引き続き、新年度では富内銀河会館での地域材活用を行い、目に見える形で地域材のPRを行っていくこととしているところでございます。しかし、一般住宅への地域材活用を行うための流通体制整備につきましては、まだ条件が整っていない部分もありますので、北海道や関係者と調査、研究を進めていきたいと考えているところでございます。

2つ目の一般住宅のリフォーム制度につきましては、昨年の第4回定例会でも御質問がありました。担当より本制度の利用の状況、課題等、今後に向けた課題整理を行うこととしております。今年度があんしん住宅リフォームの制度の最終年となりますことから、制度の課題を分析し、整理を図りながら制度内容をリニューアルしていきたいと考えておりますので、御理解を願いたいかと思います。

3つ目の苫小牧地区からの若者を迎える団地対策については、沼ノ端地区の発展が顕著と

なっていることもあります。就労場所、むかわ町に接近している状況にもあるかと思います。 平成25年には子育て支援住宅の建設に際し入居募集を行い、なかなか苦戦した経緯がありますが、最終的には1世帯の移住実績があったところでございます。

御質問のありました団地対策につきましては、要望等は伺っておりませんが、具体的な検討は現段階ではされているところではないです。当面はハートフル賃貸制度の反響、空き家の活用可能状況なども見ながら、今後ともニーズを最大限に捉えながら、移住・定住の推進につながる住宅対策として改善していくことを目指していきたいと考えているところでございます。

4つ目の空き家対策の関係でございますが、道内の空き家は平成25年調査で38万8,000戸となっており、住宅総数の14.1%になる推計とされております。本町におきましても、空き家が目立ってきており、現在空き家バンク整備に向け実態把握調査を進め、新年度調査に結果に基づく現状分析と課題対策協議を行うこととしているところでございます。北海道としましても、具体的な対策として市町村支援を強化してきており、特に活用面では空き家情報バンク、移住情報ポータルサイトが構築され、全国的にも情報提供ができるネットワークが整備されており、今後その連携をしていくことが可能となってくるかと考えております。

また、空き家の活用につきましては、現在移住・住みかえ支援機構によるマイホーム借り 上げ制度というのもつくられております。北海道銀行も加わり、連携して活用する制度も進 んでおり、活用の幅が広がるものと期待されているところですが、まずは基本となる本町の 空き家情報の把握と整理に優先的に取り組み、対応策を構築しながら、所有者の方への働き かけに進んでいくものと考えているところでございます。

次に、総合戦略の町民理解と実践についてのお答えをさせていただきたいと思います。今 回の戦略策定に当たりましては、さきに実施されております住民アンケート調査では、むか わ町のよさを感じ、今後も住み続けたいという方が6割以上となっているところでもござい ます。不満足としている要因につきましては、買い物等の生活の不便、雇用不足というのが 大きなものになっております。人口減少に立ち向かうため、今現在町に住まわれている方の 満足度を高めていくことが最も大事なことではありますが、まずは地域住民の方々に現状と 課題の共通認識を持ってもらうこと、そして次に対策をどうしていくかを考え、さまざまな 段階で町民の方々の参画を得て戦略を練ることとしており、そうしたスタンスに立って今回 の戦略を立ち上げたところでもございます。

実際に人口ビジョン総合戦略につきましては、広報によるPRも行いましたが、日本全体

の少子化、人口減少はわかっていただいているものの、我が町のショッキングな将来人口推 計値については、ほとんどの方がそこまでは危機感を持っておらず、驚きの声が聞かれ、戦 略への関心を得られた効果というのも見られているところでもございます。

今後におきましては、それぞれの戦略のKPI、目標指標の達成に向けた検証が行われ、 各施策もバージョンアップしていくものと考えておりますので、引き続きそれぞれ各種機会 を通じ、町民の皆様の意識を喚起し、参画、そして協働していただけるよう一層の努力に努 めていきたいと考えているところでございます。

2つ目の戦略推進に当たっての役場と町民の皆さんとの役割についてでございますが、人口減少対策は、大きく言いますと、国が進める根本的なものと地方の特性を生かして進めるものがあると考えております。町としましては、さまざまな場面で情報を示し、ニーズに応じた施策展開を進めていくこととなります。役場はそうした事務局機能と、施策的に決定し進める行政機能を発揮し、議会を初めとする町民皆様の御意見を十分伺いながら進めていきたいと考えておりますので、町民の皆様にも積極的に実践活動にも参加をしていただきたいと考えております。

今後の戦略の見直しに当たりましては、今回の策定経過と同様にまちづくり委員会を町民 意見の最終反映の場とし、その前段階で町民対話型集会、有識者会議、そして議会の皆さん の御意見を伺いながら、地方創生本部会議の場で政策決定して進めていくことで考えている ところでございます。かなり走りましたが、御理解を願いたいと思います。

〇議長(三倉英規君) 北村議員。

[11番 北村 修議員 登壇]

〇11番(北村 修君) 大分後ろが騒がしくなっておりますので、できるだけ時間を短縮したいというふうに思っております。

そこで、幾つかについて述べますが、1つは、私が人口問題で産業別のことをあえて聞きました。これは人口ビジョンや今度出されている過疎自立計画を見れば、出ている内容でもある。なぜこう言ったかというと、大きく町で人口が減ってきたのは一次産業なんです。とりわけ農業なんです。やっぱりこの間の日本の政治の流れの中で一番犠牲を、この近代的に見れば受けたのはここだということが明らかになっているんです。本当に残念なことですけれども。

しかし、今ここまで来て、そこを立ち上げ、そこに大きな力になろうとしているのも一次 産業であり、とりわけ農業が我が町では育っているということなんです。そのことを本当に 私たち理解をしなければいけないというふうに思って、あえてこのことは聞きました。

私は、定住対策を含めてこの間町が担い手センターでやっている、何人かの職員の人たちがやっている、東京に出かけ、大阪に出かけ、そして我が町での営農をしませんかと呼びかけているあの取り組みは、非常にすばらしいものがあるというふうに思っています。これ必ずや僕はもっともっと大きな実を結ぶというふうに思っています。こういうものをもっといろんな分野で進めていく必要があるんだろうなというふうに思います。町長も今述べられましたので、ぜひそういう点の引き続きの努力をお願いしたいというふうに思います。

また、いま一つでありますが、私は、ここではカラマツのログハウスの問題を言いましたけれども、そういういろんなことをやりながらも、やはりこんな町だから住んでみたいというのは、目にも見えてというのでなければならないと思っているんです。そういう点では、やっぱり木材の町として、それを本当に見える形、地域もいろいろあります、この町には。ログハウスを建てるようなところ、ログハウスだけに固執するつもりはありませんが、そういうようなことを知恵を出していく必要があるだろうというふうに思って、あえて述べているところでございます。

そういう点で御答弁があればいただきたいと思いますが、最後に、私はこれからどうこれを、総合戦略を進めるか、国の役割、地方の役割があってというふうに町長述べられました。確かにそのとおりだというふうに思います。この戦略についても、思いつきのようにいわば出されてきた。こういう取り組みというのは、早いところではもう10年も15年も前から人口減少対策なんていうのはやられているわけで、それが今国が突然持ち出したような内容もあるんですけれども、しかし今実態に見れば、このことで頑張らなければならないというのも事実だというふうに思います。

大事なことは、私は、ここに書かれたこのものをどういうふうに進めるのか。第一にただ 残念だったのは、書かれたこの文言の最初のところに、総合戦略に取り組むことにしました、 むかわ町まちづくり委員会、むかわ町議会、関係者の御意見を聞きました。議会も意見を聞 く場なのかな、議会というのは違うんでないかなと思って、そういうふうに扱われたのはち ょっと残念だなと思って、意見があれば伺っておきたいと思っていますが、いずれにしても、 これらを進めていく、この計画を進めていくのには、私は、第一に役場職員の皆さんがこれ の推進者にならなければいけないと思っているんです。私たちはこんな計画つくったぞと。 あなた何やってくれると。

こういうふうに絶えず住民の中で、まず職員の皆さんがそれ率先しなきゃならないと思っ

ているんです。そうでないとこの方針伝わりません。決めただけでいいんだという問題ではないと思っているんです。やっぱりそういうふうな汗をかく、こういうところにこれからの厳しい状況の中でまちづくり、そしてこの計画を前進させていく大きな力になるんだろうと思っています。そういう上で、住民の皆さんにどうやっていただけるのか、私は今度のワールド構想についても、本当に住民の皆さんの中に落として、その中から自分たちは何やっていくんだという発想もあってここからできたの、ちょっとそういう点では弱かったんじゃないかと正直思っているんです。やっぱりそういうものにしていかなければならない。そこに私たちがこの構想を、あるいはまちづくりを成功させて、厳しい状況を打開していく道があるんではないかというふうに思っています。御意見あれば伺っておきたいと思います。

〇議長(三倉英規君) 天野産業振興課主幹。

O産業振興課主幹(天野良信君) 婚活関連の農業分野の取り組みについてお答えいたします。 地方総合戦略に関しまして、未婚、晩婚対策の充実に係る農業分野の取り組みについてで ありますが、むかわ町の基幹産業であります農業の持続的発展に寄与するため、農業の担い 手が安定した農業を営み、農業への定着化が図られるよう、平成28年度におきまして、むか わ町地域担い手育成センターが青年農業者のパートナー対策として、総合戦略でいいます出 会いの場創出事業を実施したいと考えております。

事業概略でございますけれども、3つの取り組みを考えておりまして、1つ目がいわゆる婚活イベントの参加者の事前講習会の開催、2つ目が11月上旬を想定した婚活イベントの開催でございます。3つ目が、さまざまな婚活イベントの情報提供の実施を考えております。農業の分野、かなり配偶者対策が必要と考えまして、地域担い手育成センターが主体となって取り組むことといたしました。

以上でございます。

〇議長(三倉英規君) 渋谷副町長。

○副町長(渋谷昌彦君) ちょっと質問とずれているのかと思いますけれども、ログハウス等のそういった特徴あるものを建てられるような、そんな町に住みたいというような、そんな場所の提供、そんなものも考えていったらどうだというようなことでございますけれども、お話の中にございましたように、厚真町でやっておりますルーラルビレッジとかそういったものが関連のお話だというふうに思いますけれども、そのような場所といいますか団地が本町に本当に合うのかどうかということもございます。ただ、いろんな考え方をしながら、広い意味で移住・定住対策というのを考えていかなきゃならないというふうには思ってござい

ます。

定住促進ということで、子ども・子育ての支援住宅というものをパイロット事業でつくったわけでございますけれども、先ほどもちょっと答弁の中で申し上げましたけれども、できれば移住対策、定住してほしいということで、移住をある程度視野に入れて進めたところでもございますけれども、実際問題多くの問い合わせがあったんですが、やはり実際の移住となるとやっぱりお子さんの学校の問題ということで、お子さんが最終的に行きたがらないというようなことでキャンセルが結構出たような経緯もございます。そんなこともございまして、いろいろなことを分析しながら、どうすれば移住・定住に結びつくのか、今後とも研究していきたいというふうに考えておりますので、御理解を賜ればというふうに思います。

〇議長(三倉英規君) 竹中町長。

〇町長(竹中喜之君) 簡潔にお話をさせていただきたいかと思います。

地方創生、御案内のとおり地域全体を対象としてどういうふうに今回の施策が波及効果をもたらすのか、これが最も多く求められてきているのかな、行き渡るのかが求められているかなと思っております。その実践には、議員も先ほどおっしゃいましたが、町全体でどういうふうな危機感として捉えて、共通認識を持ちながら知恵と工夫、これをどう発揮していくかというのも並行して問われているかと思います。そのためには、これまで培われてきているさまざまな分野での協働の仕組みと、そして協働の実践、これがさらに充実し、進めていかなければならないと考えているところでもございます。

また、先ほど来出ている地域産業をいかに存続して発展し、成長させるかといったところも大きなポイントとされているんではないかと捉えております。そのための協働の場、協働の仕組みづくり、重ねて大切にしていきたいと考えております。

役場の役割と町民の皆さんの取り組む実践的な協議等々の対応策という御質問でございますが、御質問に対しての答弁のポイントというのは、町全体での情報だとか認識だとか、そして、それに結びついていく政策をそれぞれがどういうふうに共有していくか、ここがポイントとされているかと思います。総合戦略の、これは実践にもかかわらずまちづくりの実践に向けては、これまでも町民の皆さんで確認されてきております。まちづくり基本条例に基づく情報の公開、共有、そして町民参加。さらには、それぞれの役割分担というのが記されているかと思います。ここで改めて基本的な基準、役割分担、ルールに関して、まちづくりの推進に照らし合わせて推進すべきではないかと考えているところでございます。

〇議長(三倉英規君) 北村議員。

[11番 北村 修議員 登壇]

〇11番(北村 修君) ありがとうございます。

終わりにしたいと思いますが、私は人口問題でも、我が町は、言ってみれば今3層の世代間があると思っています。1930年前後の生まれの方、1950年以降の生まれの方、そして1980年代、90年代の方々。これは構造的に言えば、なくなっていく町ではありません。これからまだまだ頑張れる町の人口形態にあるというふうに思っています。そういう意味で、ぜひ我々も頑張らなきゃいけないなと思いますが、先ほどの別の方の答弁の中に、24時間受け付けているというお話がありました。そういうふうな、やっぱりそれは言葉だけでなくて、そういうふうな立場でこのまちづくりに職員の皆さんが先頭になっていただく。そして、我々もそれに一緒になって取り組む。こういうまちづくりをぜひ進めたい。そのことを強くお願いをして、私の質問終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

◎散会の宣告

〇議長(三倉英規君) 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。

御苦労さまでした。

なお、あすの開会時間は午前10時とさせていただきます。

散会 午後 5時47分

平成28年第1回むかわ町議会定例会

議事日程(第2号)

平成28年3月14日(月)午前10時開議

- 第 1 諸般の報告
- 第 2 議会運営委員の辞任について
- 第 3 議会運営委員の欠員補充の選任について

町長提出事件

- 第 4 同意第 1号 むかわ町教育委員会の委員の任命につき同意を求める件
- 第 5 同意第 2号 むかわ町固定資産評価員の選任につき同意を求める件
- 第 6 同意第 3号 公の施設の長期かつ独占的な利用につき同意を求める件
- 第 7 議案第 1号 むかわ町まちづくり計画(合併新町建設計画)の変更に関する件
- 第 8 議案第 2号 むかわ町過疎地域自立促進市町村計画の策定に関する件
- 第 9 議案第 3号 むかわ町恐竜の卵基金条例案
- 第10 議案第 4号 むかわ町農業基盤整備事業基金条例案
- 第11 議案第 5号 むかわ町行政不服審査条例案
- 第12 議案第 6号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案
- 第13 議案第 7号 むかわ町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例案
- 第14 議案第 8号 むかわ町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
- 第15 議案第 9号 むかわ町特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例案
- 第16 議案第10号 むかわ町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改 正する条例案
- 第17 議案第11号 むかわ町立保育所の設置及び特定教育・保育の実施に関する条例の 一部を改正する条例案
- 第18 議案第12号 むかわ町税条例の一部を改正する条例案
- 第19 議案第13号 むかわ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案
- 第20 議案第14号 むかわ町上水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を 改正する条例案

- 第21 議案第15号 平成27年度むかわ町一般会計補正予算(第4号)
- 第22 議案第16号 平成27年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 第23 議案第17号 平成27年度むかわ町後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第1 号)
- 第24 議案第18号 平成27年度むかわ町介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 第25 議案第19号 平成27年度むかわ町病院事業会計補正予算(第1号)
- 第26 議案第20号 平成28年度むかわ町一般会計予算
- 第27 議案第21号 平成28年度むかわ町国民健康保険特別会計予算
- 第28 議案第22号 平成28年度むかわ町後期高齢者医療特別会計予算
- 第29 議案第23号 平成28年度むかわ町介護保険特別会計予算
- 第30 議案第24号 平成28年度むかわ町上水道事業会計予算
- 第31 議案第25号 平成28年度むかわ町下水道事業会計予算
- 第32 議案第26号 平成28年度むかわ町病院事業会計予算

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(14名)

	1番	Щ	崎	満	敬	議	員		2番	佐	藤		守	議	員
	3番	中	島		勲	議	員		4番	大	松	紀美	急子	議	員
	5番	三	上	純	_	議	員		6番	星		正	臣	議	員
	7番	長名	11(2	健	夫	議	員		8番	小	坂	利	政	議	員
	9番	山	崎	真	照	議	員	1	0番	津	Ш		篤	議	員
1	1番	北	村		修	議	員	1	2番	木	下	隆	志	議	員
1	3番	野	田	省	_	議	員	1	4番	三	倉	英	規	議	員

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 竹中喜之 副 町長 渋谷昌彦

支 彦	斤	長	Щ	岡	康	伸	会計管:	理者	光	井		淳
総務企	画課	長	奥	村	誠	治	総務企同課	画 課 長	齊	藤	春	樹
総務分主	と画	課幹	西		幸	宏	総務企同主	画 課 幹	石	Ш	英	毅
総務分主	色画	課幹	酒	巻	宏	臣	総務企同主	画課 幹	上	田	光	男
町民生	活課	長	八	木	敏	彦	町民生产主	活 課 幹	飯	田	洋	明
健康福	祉課	長	高	橋	道	雄	健康福	祉 課 幹	今	井	喜作	弋子
健康福主	畐 祉	課幹	藤	田	浩	樹	産業振興	課長	成	田	忠	則
産業扱主	長 興	課幹	天	野	良	信	産業振り主	興 課 幹	鎌	田		晃
産業 扱主	長 興	課幹	今	井		巧	建設水道	課長	為	田	雅	弘
建 設 / 主	と 道	課 幹	藤	井	清	和	地域振興	課長	大ク	、保	利	裕
		幹	藤萬	井	清純二	,	地域振興地域振り主		大グ田	八 保	利	裕博
主地域扱	長 興	課事		井澤		二郎	地域振	興 課 幹			利	
主地域が参地域が	長興	幹 課事 課幹	萬		純_	二郎	地域振り主	興 課 幹 課 長 保険	田	П	利政	博
主 地参 地主 地 城 城 城	ē	幹課事課幹課	萬中	澤	純_	二郎	地域振り地域経済地域経済国民健診	興 課 保療 課幹 長 険所長	田藤	口江		博伸
主 地参 地主 地主 地主	辰 展 圣 育	幹 課事 課幹 課幹 長	萬中山	澤本	純二十四	二郎 写三 徹	地主地域経済国穂事	興 課 保寮 課課幹 長 険所長 長	田藤石	口江垣	政	博伸志
主 地参 地主 地主 教 描	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	幹 課事 課幹 長 課幹	萬中山阿	澤本部	純二十四	二郎 9三 徹 之	地主 地 国穂事 生 生 生 生 生 生 生 生 生 生 生 生 生 生 生 生 生 生 生	興 課 保寮 課 習課幹 長 険所長 長 課幹	田 藤 石 高	口江垣田	政純	博伸志市
主 地参 地主 地主 教 生主 域 域 域 域 運 涯	辰	幹 課事 課幹 長 課幹 長 員	萬中山阿中	澤本部村	純二十四博	二郎 四三 徹 之 博	地主 地 国穂事 生 生主 教 振 経 健診務 学 学 振 資 康	興 課 保寮 課 習 興 員課幹 長 険所長 長 課幹 室幹 会	田 藤 石 高 大	口江垣田塚	政 純 治	博 伸 志 市 樹

事務局職員出席者

事務局長 新 正之 主 任 山 本 美 幸

◎開議の宣告

○議長(三倉英規君) おはようございます。

ただいまの出席議員数は14名でございます。定足数に達しておりますので、ただいまから 平成28年第1回むかわ町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

開議 午前10時00分

◎議事日程の報告

○議長(三倉英規君) 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

◎諸般の報告

○議長(三倉英規君) 日程第1、諸般の報告を行います。

昨日、総務厚生文教常任委員会が開催され、長谷川健夫副委員長辞任願いの件について審議され、その結果が議長の手元に届いておりますので報告いたします。

副委員長の辞任の件について許可されました。また、副委員長の辞任許可に伴い、副委員 長が欠けてしまいましたので、委員会で副委員長の互選が行われ、副委員長に山崎真照委員 が選任された旨の報告がありました。

議会の運営に関する基準第107号の規定により報告いたします。

◎議会運営委員の辞任の件について

○議長(三倉英規君) 日程第2、長谷川健夫議員の議会運営委員の辞任の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、除斥の対象となりますので、議案の審議の終了まで、 長谷川健夫議員の退場を求めます。

[7番 長谷川健夫議員 退場]

○議長(三倉英規君) 3月13日、長谷川議員より、諸般の都合により議会運営委員を辞任したいとの申し出があります。

お諮りします。

本件は申し出のとおり、長谷川議員の議会運営委員の辞任を許可することに御異議ありま

せんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(三倉英規君) 異議なしと認めます。

したがって、長谷川議員の議会運営委員の辞任を許可することに決定いたしました。

除斥対象議案が終了しました。

長谷川議員の除斥を解除します。

長谷川議員は議場へお入りください。

〔7番 長谷川健夫議員 入場〕

◎議会運営委員の欠員補充の選任について

○議長(三倉英規君) 日程第3、議会運営委員の欠員補充の選任の件を議題といたします。

本件は長谷川健夫議員の辞任に伴い、議会運営委員定数に欠員が生じたことから議会委員 会条例8条第4項の規定により議長において補充指名したいと思います。

議会運営委員に、山崎真照議員を選任したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(三倉英規君) 異議なしと認めます。

したがって、山崎真照議員を議会運営委員に補充選任することに決定いたしました。

◎同意第1号の上程、説明、採決

○議長(三倉英規君) 日程第4、同意第1号 むかわ町教育委員会の委員の任命につき同意 を求める件を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

竹中町長。

〔竹中喜之町長 登壇〕

〇町長(竹中喜之君) 同意第1号 むかわ町教育委員会の委員の任命につき同意を求める件 について説明をいたします。

本件は、本年5月11日の任期満了に伴う教育委員として、むかわ町花岡275番地、小坂幸司氏を引き続き任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

○議長(三倉英規君) 提案理由の説明が終わりました。

これから同意第1号 むかわ町教育委員会の委員の任命につき同意を求める件を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(三倉英規君) 異議なしと認めます。

したがって、同意第1号 むかわ町教育委員会の委員の任命につき同意を求める件は原案 のとおり同意することに決定いたしました。

◎同意第2号の上程、説明、採決

○議長(三倉英規君) 日程第5、同意第2号 むかわ町固定資産評価員の選任につき同意を 求める件を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

竹中町長。

[竹中喜之町長 登壇]

〇町長(竹中喜之君) 同意第2号 むかわ町固定資産評価員の選任につき同意を求める件に ついて説明いたします。

本件は、本年4月1日から新固定資産評価員としまして、むかわ町美幸2丁目87番地18、 渋谷昌彦氏を選任いたしたく、地方税法第404条の規定により、議会の同意を求めるもので ございます。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長(三倉英規君) 提案理由の説明が終わりました。

これから同意第2号 むかわ町固定資産評価員の選任につき同意を求める件について採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(三倉英規君) 異議なしと認めます。

したがって、同意第2号 むかわ町固定資産評価員の選任つき同意を求める件は原案のと おり同意することに決定いたしました。

◎同意第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(三倉英規君) 日程第6、同意第3号 公の施設の長期かつ独占的な利用につき同意 を求める件を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

藤江地域経済課長。

〔藤江 伸地域経済課長 登壇〕

○地域経済課長(藤江 伸君) 同意第3号 公の施設の長期かつ独占的な利用につき同意を 求める件につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案書の5ページをお開きください。

本施設は平成11年11月1日に、しいたけセンターに係る経営権が有限会社穂別町ふるさと開発公社緑竜から社会福祉法人愛誠会に移譲されたことに伴い、町は穂別町しいたけ菌床供給センターと賃貸契約を締結し、その後平成18年3月27日付にて新町むかわ町と穂別しいたけ菌床供給センター及び穂別しいたけ生産センターの利用許可をしているものであります。

この利用期間について、期限を平成28年3月31日としており、利用期間満了に当たり、愛 誠会から引き続いて利用したい旨の申請がされているものであります。

利用者は、穂別80番地10、社会福祉法人愛誠会理事長、横山宏史氏からの申請で、申請施設は穂別稲里418番地1に位置する穂別しいたけ菌床供給センター1棟と、穂別しいたけ生産センターの5棟及びダストサイドであります。

利用期間は平成28年4月1日から平成38年3月31日までの10年間であります。

町といたしましては、この間、許可書に基づき適正に利用され、今後も就労継続支援、B型事業所として利用されることから、この申請に対し許可をすることが適当と判断し、許可をするに当たり、地方自治法第244条の2第2項及びむかわ町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分並びに重要な公の施設の利用又は廃止に関する条例第4条の規定に基づきあらかじめ議会の同意を求めるものでございますので、よろしく御審議、御同意を賜りますようお願い申し上げます。

〇議長(三倉英規君) 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(三倉英規君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(三倉英規君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから同意第3号 公の施設の長期かつ独占的な利用につき同意を求める件を採決します。

本案は、地方自治法第244条の2項並びにむかわ町議会の議決に付すべき契約及び財産の 取得又は処分並びに重要な公の施設の利用又は廃止に関する条例第4条第1項により、特別 多数決の案件であります。

出席議員の3分の2以上の同意を必要といたします。

また、この場合、議長も表決権を有しますので、表決権を有するただいまの出席議員数は 14名でございます。

この採決は起立によって行います。

本件は原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

〇議長(三倉英規君) 起立多数です。

したがって、原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(三倉英規君) 日程第7、議案第1号 むかわ町まちづくり計画(合併新町建設計画)の変更に関する件を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

石川総務企画課主幹。

[石川英毅総務企画課主幹 登壇]

○総務企画課主幹(石川英毅君) 議案第1号 むかわ町まちづくり計画(合併新町建設計画)の変更に関する件の提案内容について御説明申し上げます。

議案書の7ページをお開きください。

本件は、東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律第2条及び旧市町村の合併の特例に関する法律、いわゆる旧合併特例法附則第2条第2項の規定により、なおその効力を有するものとされる同法第5条第8項に規定されております北海道知事との協議が整ったことから、同法第5条第7項の規定により、むかわ町まちづくり計画(合併新町建設計画)の変更について議会の議決を求めるものであります。

現在の計画につきましては、合併時に旧市町村の合併の特例に関する法律に基づき、計画 期間を平成18年度から平成27年度までの10年間と定めて策定したものであります。この間、 貴重な財源として活用しております合併特例債につきましては、本計画の事業費として特例 的に合併後10年間に限り活用できる地方債で、本年度が最終年度となっております。

しかし、平成24年6月に東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律が改正され、本町が適用される旧市町村の合併の特例に関する法律第11条の2第1項に規定する地方債の発行可能期間が10年から15年に延長されております。このことから、町の優良な財源であります旧市町村の合併の特例に関する法律に基づく合併特例債を確保するために、現計画を変更する必要があることから、所要の変更を行うものでございます。

議案説明資料3ページをお開きいただきたいと思います。

むかわ町まちづくり計画(合併新町建設計画)新旧対照表により主な変更点についてのみ 御説明を申し上げたいと思います。

現行計画、I序論、2計画策定の方針、(3)計画の期間については、平成18年度から平成27年度までの10年間を平成18年度から平成32年度までの15年間に変更するものであります。 次に、WII財政計画、1前提条件、(1)基本的考え方については、(1)の表題を「財政計画の基本的な考え方」に変更し、計画文については社会状況を鑑み、現状に合った表現に変更をするものでございます。

- (2) 表題、「計画の前提条件」については、「財政計画の期間」に変更し、「①計画期間」を削除し、計画文中の「合併後10年度間(平成18年度から平成27年度まで)」を「合併後15年度間(平成18年度から平成32年度まで)」に変更し、②の「物価上昇率・経済成長率」については、表題、計画文ともに削除をし、新たに「(3)設定条件」を加えるものでございます。
- (3) の記載内容につきましては、本資料をお読み取りいただきますようお願いいたします。

次ページをお開きください。 4ページでございます。

2、財政計画については、歳入計画、歳出計画ともに平成28年度から平成32年度までの計画を新たに追加するという内容でございます。

以上、議案第1号の説明といたします。よろしく御審議、御決定くださいますようお願い をいたします。

○議長(三倉英規君) 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

北村議員。

○11番(北村 修君) 2点ほどお伺いしますが、私もまだ詳しくは精査をしておりませんので、お聞きしますが、5年間の延長ということで、これまでの計画を延ばすということなんだけれども、具体的に言えば、例えば、建設事業の中でどういうものがその中に入れるというふうに考えておられるのか。それともただ財政的な側面だけを捉えてということで延長ということになるのかという問題が一つであります。

それから、財政の指数が出ておりますけれども、これは、過般の中長期財政フレーム、計画、これらと即応しておられるのかどうかという点をお伺いしておきたい。

さらにもう一点、この合併特例が出されて、これを利用するかしないかということが届け 出というふうな形にもなっているような報道もありますけれども、そうしたことに鑑みて、 町としてはどのような対応を既にとられたのか、お聞きをしたい。

以上、3点。

- **〇議長(三倉英規君)** 石川総務企画課主幹。
- 〇総務企画課主幹(石川英毅君) ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

まずは、この計画の延長につきましては、まず財政的な側面からこの計画を延長するとい うことで、御理解をいただきたいと思います。

また、財政計画の延長につきましては、中長期財政フレーム、これに基づいてそのものを この計画の中に盛り込んでございます。

- 〇議長(三倉英規君) 奥村課長。
- ○総務企画課長(奥村誠治君) もう一点、起債発行、合併特例債の発行に係る手続のお尋ねがあったかと思いますが、これは御承知のように、かつては許可制になっておりましたが、その後、財政状況に応じて特例債だけではなくて、起債の発行全般について基本的には届け

出制ということになってございます。

- 〇議長(三倉英規君) よろしいですか。
 野田議員。
- ○13番(野田省一君) 1点だけ。計画ということで、この財政計画の書き方なんですけれども、これ、実質、比べていないからわからないんですけれども、平成27年度まではこれ、結果を計画の中に表記してしまっているんですかね。数字的には、過去の話を計画というふうに持ってきているというの、ちょっとそこがはっきり見えないところなんですけれども。改正したときの、改正した数値というのは、過去の数値を計画に持ってくるようにという考えで出したんですか。
- 〇議長(三倉英規君) 奥村総務企画課長。
- ○総務企画課長(奥村誠治君) 財政計画の部分につきましては、先ほど担当のほうからお話し申し上げたように、現在、私どもの町では、中長期財政フレームにのっとって財政運営を行っておりますので、28年度から32年度までについて、財政フレームをつけ加えたという形になっております。したがいまして、18年度から27年度までの計画の部分については、これは従前どおり、登載をしているということで、結果に基づいて修正をしているものではございません。
- 〇議長(三倉英規君) 野田議員。
- ○13番(野田省一君) 例えばですけれども、平成18年の歳出の計画だって、どこを見ても、数字が違いますよね。それは結果を表示したということではないんですか。修正して、それで正しいのだろうか。計画だから、本来であれば新旧というか、歳出の計画、古いものをそのまま計画にしていて、28年からはわかりますけれども。ちょっとそこ説明していただきたい。
- 〇議長(三倉英規君) 石川総務企画課主幹。
- ○総務企画課主幹(石川英毅君) 18年度から27年度までについては、道との協議の中で従来の計画に記載されている数字をそのまま載せるという形にさせていただいてございます。28年度以降については、中期財政フレームに定められている数字を載せているというような状況になってございます。

[発言する者あり]

- **〇議長(三倉英規君)** 石川総務企画課主幹。
- **〇総務企画課主幹(石川英毅君)** 結果に置きかえてございます。実績に基づいた結果に置き

かえてございます。

これにつきましては、道と事前協議の中で、道のほうから指示をされて、それに基づいてこの計画を修正してございますので、そのように御理解賜りますようお願いいたします。

- 〇議長(三倉英規君) 小坂議員。
- ○8番(小坂利政君) 説明は大体わかるような気がするんでありますけれども、ただ、合併当初、それぞれの2町が合併に向けていわゆる枠組みを決めた経過があるわけです。これは10カ年。これは今回消えるというようなことで5年間延長しましょうやという、言ってみれば緩和措置なのかなというふうには考えるのですけれども、ただ、合併当初に、それぞれ我慢した経過も多少なりともあると思うんです、新町の計画の中で。これ、取り急いでやらなければならない、やはりやろうというような中で10年間経過をしたわけです。じゃあ、今回の新たな緩和であろうが何であろうが、5年間延長しますよというときに、過去のそういう積み残した部分、ある意味今回遠慮しようやということで我慢したところが仮にあったとすれば、今回これ、組み込む可能性というのはあるのか。

前回というか、合併当初、両町の町民にお示しをした新町の合併計画というのは、それぞれ非常に説明が細かくてわかりやすかったんですよ。今回、5カ年の延長の部分については、降って湧いたような経過である意味わかりづらいところがあるんです。じゃあ、この分はどうなんだろうと町民があったとしても、なかなか声を上げて言えない、既に終わった部分だという認識が先に立ってしまうものですから、もうちょっと行政側の細かな説明というか、町民にとってわかりやすい説明があってしかるべきだと思うんですよ。これから32年までやるのであれば。やはり、文化も歴史も違う町が一つになって10年間経過したわけですから、やはりまだあるわけですよ、それぞれの町には。したがって、この緩和措置の中で、救済とは言わないまでも、一定程度、救う道があるとすれば、この5年間だと私は思うんです。それにはもう少し丁寧な説明が必要だと。予算がないんだということで我慢している部分もありますので、もし可能であればそういった説明も加えたわかりやすい内容についてやはり、お示しをするべきだなと思うんですが、いかがですか。

- 〇議長(三倉英規君) 奥村総務企画課長。
- ○総務企画課長(奥村誠治君) ただいまの議員の御指摘はまちづくり計画という形である以上、今後5年間新町としてむかわ町としてどんな事業を行っていくのかということが見えないと、なかなか町民にもわかりづらいのではないかという御指摘かというふうに理解をしてございます。

この点につきましては、先ほど担当のほうからもちょっと触れましたが、基本的には私ども5年間延長するというのは想定をしておりませんでした。そういう意味では今後5年間の中でどのような事業を選択をし、実施をしていくかということ、新たな課題が出てきたという側面はございます。ただ、道と協議をする中では、一つとしては先ほどの、前段の議員の御質問もありましたように、財政的になかなか単独町でできなかったものを合併特例債等々を使いながら実行していくというところが一番の主眼でございまして、そういう意味では実施を検討しているものについては、道とすり合わせをしながら、この計画の中で合併特例債の発行というものが可能であるというふうなことを確認してございます。

今後、それらの具体的な事業の中身ついては、議会とも御相談をさせていただきながら、 実施段階に向けていくということで御理解をいただければと思います。

- 〇議長(三倉英規君) 小坂議員。
- ○8番(小坂利政君) いや、そのとおりだと思うんですよ。私も非常に期待をしている一面もございます。産業であれ、文化であれ、日常の町民の生活であれ、やはり、特例債というのは非常に有利な起債でありますから、本当やはりその辺についても、これらの関係するところと一定の協議をしながら、この5年間の中で整理を進めていただきたいということを要望しておきたいと思います。
- O議長(三倉英規君)ほかに質疑はありませんか。4番。
- ○4番(大松紀美子君) 建設的というよりも、財政的な面からの延長だというふうなことおっしゃっていましたけれども、今の議論わからないわけではないんですけれども、国がそもそも、なぜ5年間の発行の延長みたいなことを決めたのかという、そのそもそものところをもっと詳しく説明したほうがわかりやすいのではないかと。数字的なことは当然、どの数字を持ってくるとかということはありますけれども、そもそもなぜ5年間を延長をするということを国が決めたのかと。そのことにただ飛びついて、特例債を、積み残しがあるからといって発行すればいいというものではないというふうに私は捉えているんですけれども、その辺の説明をもっと丁寧にされたほうが理解されるのではないかというふうに私は思うんですけれども。
- 〇議長(三倉英規君) 奥村総務企画課長。
- ○総務企画課長(奥村誠治君) もともとこの特例措置につきましては、御案内のように、東 日本大震災がございまして、被災をされた町、特に合併をした町の復興というものが非常に

大きな課題になってございました。特例法の改正の第1弾ではそうした被災された町の支援をしていく必要があるということで、まず法改正がされましたが、第2弾として、私どものようないわゆる平成の大合併をした町についてもこれを適用していくというそういう拡大が実はされました。その背景には、交付税の関係でこれまで御説明を申し上げてまいりましたが、国は、当初、合併10年間の中で、一定程度の特例措置を置きますので、この合併によるまちづくりというものを加速的に進めてくださいと、そういう実は背景がありましたが、実態としては、これは私どもの町もそうでございますが、なかなか10年で一つの町をつくり上げていくというのは、これは現実としては難しい面がございます。そういう意味では、まだまだ私どもも時間がかかりますが、そういったところに国が配慮をし、一定の財政的な措置というものを講じながらより一層合併新町としてのまちづくり、形づくりを進めると、そういう実は背景になっているところでございます。

議員の御指摘の中で、暗に、合併特例債に飛びつくのではなくというところは、これは、 私どもも中長期財政フレームの中で心をして注意をしながら、いわゆる後年度における負担 というものがふえないようにということに十分留意をしながら事業配置をしていきたいとい うふうに考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長(三倉英規君) ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(三倉英規君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(三倉英規君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第1号 むかわ町まちづくり計画(合併新町建設計画)の変更に関する件を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(三倉英規君) 異議なしと認めます。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

〇議長(三倉英規君) 日程第8、議案第2号 むかわ町過疎地域自立促進市町村計画の策定 に関する件を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

石川総務企画課主幹。

[石川英毅総務企画課主幹 登壇]

○総務企画課主幹(石川英毅君) 議案第2号のむかわ町過疎地域自立促進市町村計画の策定 に関する件の提案内容について御説明申し上げます。

議案書の8ページをお開きください。

本件は、むかわ町過疎地域自立促進市町村計画を策定するに当たり、過疎地域自立促進特別措置法第6条第4項に規定されております北海道との協議が整ったことから、同法第6条第1項の規定により、むかわ町過疎地域自立促進市町村計画を定めることについて議会の議決を求めるものでございます。

現在の計画につきましては、時限立法として制定された過疎地域自立促進特別措置法を根拠とした平成22年度から平成27年度までの計画でございます。

しかし、平成24年6月に過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律が施行されたことにより、過疎地域自立促進特別措置法の執行期限が平成33年3月31日まで延長されてございます。このことから、過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎対策事業債を初めとする財政上の特別措置を活用する場合には、過疎地域自立促進市町村計画の策定を要することから、現行の計画期間が終了する今年度中に平成28年度から32年度までの新たな期間の市町村計画を策定するものであります。

計画の概要につきましては、別途配付しております議案説明資料により御説明申し上げます。

議案説明資料の5ページをお開きください。

本計画の構成については、過疎地域自立促進特別措置法第6条第2項の規定に基づき、説明資料に記載のとおり1、基本的な事項から、10、その他地域の自立促進に関し必要な事項までの10項目により作成をしてございます。

1の基本的な事項については、むかわ町の概況、人口及び産業の推移と動向、行財政の状

況を整備し、その状況等を踏まえて地域自立促進の基本方針をまとめ、計画期間を平成28年度から平成32年度までの5カ年とすることを計画に登載してございます。

2の産業の振興から10、その他地域の自立促進に関し必要な事項の各項目については、現 況と問題点、その対策、事業計画、公共施設等総合管理計画との整合を項目ごとに整備し、 登載をしてございます。

資料の各項目、個々の説明は省略させていただきますが、資料については、特徴的な施策を整備し、重立ったものを記載させていただいてございます。

今回策定いたします計画には、今後において取り組む課題と、その対策としての事業が盛り込まれますが、むかわ町として優良な財源である過疎対策事業債を確保するための根拠となる計画でございますので、計画する事業につきましては現行のむかわ町まちづくり計画を基本に、むかわ町総合戦略も考慮しながら今後において考えられる多くの事業を網羅する計画として策定作業を行ってございます。

なお、新たな事業への対応が必要となった場合は、過疎計画の変更手続を行いながら対応 していく考えでございます。

以上、議案第2号の説明といたします。よろしく御審議、御決定くださいますようお願いいたします。

○議長(三倉英規君) 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(三倉英規君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(三倉英規君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第2号 むかわ町過疎地域自立促進市町村計画の策定に関する件を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(三倉英規君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(三倉英規君) 日程第9、議案第3号 むかわ町恐竜の卵基金条例案を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

酒巻総務企画課主幹。

〔酒巻宏臣総務企画課主幹 登壇〕

○総務企画課主幹(酒巻宏臣君) 議案第3号 むかわ町恐竜の卵基金条例案について御説明申し上げます。

議案書の11ページをお開きください。

本件は、地方創生総合戦略に基づく活力ある地域社会づくりに向けた先導的プロジェクト事業であります。恐竜ワールド構想を町内各階層の地元力の結集と協働による着実な推進を図るため、将来にわたる円滑な推進に資するための財源確保に向けて地方自治法第241条第1項の規定により条例を定め、基金を設けるものでございます。

なお、基金の名称につきましては、構想の実現に向け協働を重要視していることを踏まえ、 恐竜ワールド構想とその夢を恐竜の卵と置きかえ、町民の協働、総力で恐竜の卵をふ化させ る、つまり、構想を実現するということを基金の名称に込めたものでございます。

それでは、主な条文について説明させていただきます。

第1条は、平成27年度に策定した恐竜ワールド構想に基づく事業を地域の協働により実施 し、活力ある地域社会づくりを推進することを目的とし、むかわ町恐竜の卵基金を設置する ことについて規定するものでございます。

第2条から第5条は他の特定目的基金条例との整合性を図り、その管理及び運用について 定めるものでございます。

第6条は、基金の処分に関する規定でございます。

第1条の事業のために基金の全部又は一部を処分できることとしております。

積立基金原資の処分をこの目的によって可能としているものでございます。

なお、施行日につきましては、即日施行とし、別途提出議案の平成27年度一般会計補正予算(第4号)でふるさと納税による寄附金、一般寄附による積立金合わせまして1,000万円を計上してございます。

今後も、ふるさと納税による寄附金などで積み増しをしていく考えでございます。

以上で、議案第3号 むかわ町恐竜の卵基金条例案の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議、御決定いただきますようお願い申し上げます。

〇議長(三倉英規君) 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

2番、佐藤議員。

- **〇2番(佐藤 守君)** ちょっと勉強不足な面もありまして、ちょっとお伺いしたいと思うんですが、この後も出てきますけれども、第3条の2項、この有利な有価証券に代えることができるというふうに記載されているんですけれども、今までこういった基金関係、むかわ町の中で、こういう運用というのは過去にあるのでしょうか。その辺ちょっとお伺いしたいと思います。
- 〇議長(三倉英規君) 酒巻総務企画課主幹。
- ○総務企画課主幹(酒巻宏臣君) 基金の運用の実績についてでございますが、今現在むかわ町の基金に関しましては、有利な定期預金にて運用してございまして、有価証券その他の運用については行っていないというのが実態でございます。過去の別の運用方式としまして実施しておりますのは、振り替え運用、内部の資金が不足した、生じた際に、一時借り入れ、外部からの金融機関からの借り入れを行わず、この基金から一時内部で資金を融通するという措置を講じることはございますけれども、これにつきましても、定期預金をしている利子と同額の利子、つまり、基金側のほうの損失のないような運用を行ってございまして、その中で安全かつ金融機関との金利の比較の中で有利な運用を図っていくということでございます。
- 〇議長(三倉英規君) 佐藤議員。
- **〇2番(佐藤 守君)** 今の説明では有価証券、そういった事例がないということですけれど も、国においては年金関係、いろいろな運用というのはされて、何兆円損をした、もうけた という、そういう報道は耳にしますけれども、過去にこういった利用がないということであ れば、これ、削除してもいいのかなという気がするんですけれども、ここで残す理由をもう

- 一度説明お願いいたします。
- 〇議長(三倉英規君) 奥村総務企画課長。
- ○総務企画課長(奥村誠治君) 地方自治法におきまして、町が保有する財産については、最適な条件のもとで運用するということがまず基本としてございます。議員御指摘のように、有価証券方式になりますと、メリット、デメリット、実は内在をしております。預け入れとしては長期間になるわけでございまして、その間の運用リスクというものは伴います。しかしながら、昨年金融機関からこういった御提言もいただきましたが、かなり金融市場も変動してきてございます。自治体で採用している、そういったところもございますので、この辺はやはり有利に運用していくという意味では、まだ調査をしていく可能性があるものというふうに判断をしてございます。
- ○議長(三倉英規君) ほかに質疑はありませんか。 10番、津川議員。
- ○10番(津川 篤君) ちょっと確認だけをしておきたいと思いますが、先ほどの説明の中で、この基金そのものをつくることに私は反対ではないんですが、ただ、ふるさと納税をそのまま全部入れるということが果たしてそれがいいのかどうなのかということがあると思うんですよ。ふるさと納税された方々については、いろいろな思いがあって納税されているんだろうというふうに思うので、これに全額そこに繰り入れするというのはいかがなものかというふうに思いますので、その点の説明だけをお願いします。
- 〇議長(三倉英規君) 奥村総務企画課長。
- ○総務企画課長(奥村誠治君) 説明が言葉足らずな部分があったのかというふうに思いますが、ふるさと納税につきましては、昨日の一般質問でも取り上げられて、現状御説明申し上げたところでございます。議員御指摘のように現在4つの事業ということで御案内をし、それぞれ希望する事業に充当していくという仕組みになってございますが、ここのところは基本的には変える予定はございません。むしろつけ加えるというふうに御理解をいただければと思います。と申しますのは、恐竜ワールド構想、今後、やはりこの数年間は私どもの町の人口減対策のいわばリーディングプロジェクトとしての位置づけがございます。そういった意味で、このふるさと納税の中でワールド構想を町外にPRをしながら、そこに夢として託していただけるのであれば、その一部を基金に積み立てをしていくということでございますので、御理解をいただければと思います。
- ○議長(三倉英規君) ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(三倉英規君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(三倉英規君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第3号 むかわ町恐竜の卵基金条例案を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(三倉英規君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(三倉英規君) 日程第10、議案第4号 むかわ町農業基盤整備事業基金条例案を議題 といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

酒卷総務企画課主幹。

[酒巻宏臣総務企画課主幹 登壇]

○総務企画課主幹(酒巻宏臣君) 議案第4号 むかわ町農業基盤整備事業基金条例案について御説明申し上げます。

議案書の13ページをお開きください。

本件は、平成26年度に事業採択、平成27年度から着手され、平成32年度を完成予定として おります国営新鵡川地区土地改良事業につきまして、地元負担が多額となることから、事業 の進捗に応じた後年度の財政負担に備え、地方自治法第241条第1項の規定により新たに条 例を定め、基金を設けるものでございます。

なお、本事業は、国営事業と道営、団体営事業で構成されておりますが、これに関連した 町単独事業も想定されていることから、これらの財源確保を対象としているところでござい ます。

主な条文について御説明させていただきます。

第1条は、条例の設置に関して、農業基盤整備事業を円滑に実施し、活力ある農業、農村 の形成を推進することについて規定しているものでございます。

第2条から第5条は、他の特定目的基金と整合性を図り、その管理及び運用について定めるものでございます。

第6条は、基金の処分についての条項でございまして、第1条の目的に沿った事業である場合は、全部又は一部を処分できる取り崩し型の基金として定めるものでございます。

なお、施行日は即日施行とし、別途提出議案の平成27年度一般会計補正予算(第4号)で 積立額を計上しておりますことを申し添えまして、議案第4号 むかわ町農業基盤整備事業 基金条例案の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議、御決定をくださいますよう お願い申し上げます。

○議長(三倉英規君) 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

- 〇議長(三倉英規君) 北村議員。
- ○11番(北村 修君) 議案第4号の基盤整備事業基金なんですが、基金の趣旨は、事業にかかわって地元、本町持ち出し分が出てくるよと。そういうことに対する基金ということなんですが、この事業の中で、完成後、その管理を町がしなければならないというような事態も聞き及んでいるわけなんですが、そうした場合に、そうしたその後の管理にも充てるというふうにしておくということが、私は必要ではないかというふうに思っているんですが、そいうこと含めてどのように考えられておるのか、改めて伺っておきたい。
- 〇議長(三倉英規君) 奥村総務企画課長。
- ○総務企画課長(奥村誠治君) この基金の設置目的、重なっての説明になるかもしれませんけれども、これは現在予定をしております70億を超える非常に大きな国営かん排事業でございます。中身につきましては先ほど申し上げたように、国が行うものと道が行うもの、団体で行うもの、さらには附属をして町が単独で行わなければならないものも出てくるかというふうに考えているところでございます。

そういう意味で、まず国営事業につきましては、これは御存じのように、事業が完了した 後、一括をして地元負担分を納めていくということが実は方式としてあるわけでございます。 そういう意味ではその分を一般財源で負担をするというのはこれは現実的に難しい、そう いう実態がございますので、実際は起債を借り入れをし、それをもって負担金を支払ってい くという形になるわけでございます。

道営事業、団体事業につきましては、事業の進捗に応じてその年度年度精算をしますが、 国営事業については、数億の地元負担、町負担というものが想定をされておりますので、こ のことが後年度の町の財政負担への影響というものが想定をされるということで、この基金 の設置というものを考えたところでございます。

まずは、この事業を円滑に行っていくと、進めていくということを主眼にした基金の内容 になっているところでございます。

議員御指摘の部分については、現在のところ32年の竣工ということになっておりますが、 そういった部分、その維持管理に関する経費等々どの程度になるのか、これは現段階でちょっと見積もることができない状況もありますので、そういった推移を見定めながら、しかるべき措置を講じていくということが必要かなと考えているところでございます。

- 〇議長(三倉英規君) 北村議員。
- ○11番(北村 修君) 趣旨はよくわかりますが、いろいろこの事業を進めていく中で国等との説明を伺っている中で、意外と地元、町を初め、関係地主といいますか、地権者等の負担もかかるような、そういうこともいろいろ議論がなされてきているようであります。今、言われた点で、私は了解するものでありますけれども、しかし、その後の、でき上がり後の管理についても、やはり、国なり道なりが一定程度の責任といいますか、そういう役割を持っていただけるように強く要望していただきたいし、現状では地権者や受益者の方々が労力提供などというようなこともあるやに言われております。そういうことができるだけ少なく、なくしてとは言わないけれども、そういうような方向で事業が推移されるよう、御配慮願いたいというふうに要望しておきたいというふうに思います。
- O議長(三倉英規君) ほかに質疑ありませんか。 小坂議員。
- ○8番(小坂利政君) 類似した事業というの、近隣町でもこれ、行われているのが実態であります。それぞれやり方が違うと思うんでありますけれども、ただ、今、基金によって将来の負担に対応する基金というふうにお伺いをさせていただいたのでありますけれども、そもそもこの事業の仕分けというのはできているのか、できていないのか。できているからそういうふうになるんだと思うんですが、基盤整備でありますから、持ち分というか、例えば受益者負担というのも今、質問があったようでありますけれども、受益者負担もあるだろうし、共通経費については町は一定程度負担しなければならないというところもあると思うのです。

この仕分けというのが非常に我々にとってはわかりづらいというか、その負担割合というの が見えにくいところにあるんですよ。

一例を挙げますと、近隣町の例でありますけれども、国営でやりましたよと。しかし、受益者負担がなくて町民全体で負担をしなければならないという割合があったという過去があったんです。これが大きな問題だったこともあるものですから、やはり、その負担割合というのは、町民にわかりやすく、なぜ私がこれを負担しなければならないというそういう議論のないような仕組みというものをつくるべきだと思うんです。これは非常にわかりづらいですよ、我々にとっても。実際、受益者にとってもわかりづらいと思うんです。我々の基盤整備ですから、本来は我々も負担をしながら国も道も町もと。じゃあ、町民もというふうになるかというと、そうならない部分もあると思いますので、そこは一定程度の整理等が必要だと思うんです。この事業やる場合についてはわかりやすく。基金もつくるわけでありますから、その辺の配慮の中で、これは負担のないほうがいいことに決まっているんですけれども、しかし、わかりやすい説明をしておかないと、町民の間で混乱を起こす場面もこれ、ままあるわけでありますから、どうぞひとつ、御注意をいただきたいと思います。

〇議長(三倉英規君) 奥村総務企画課長。

○総務企画課長(奥村誠治君) 国営の新鵡川土地改良事業、これは長年の農業者の皆様含めて念願でありました。そのきっかけになったのは、御案内のように平成18年合併して間もなく大きな豪雨災害がございました。これを契機に、いわゆる農業基盤という側面ではございますが、やはり農業施設というものが地域のいわゆる排水機能を含めて、防災機能を兼ねているという現実、実態があるわけでございまして、そういった意味で、このかん排事業というものを、つまり、排水路と用水路というものをいち早く整備していくことが農業にとっても大きな効果がありますし、同時に防災、減災という観点でもこの事業の必要性というものが喫緊の課題であり、議会にも御相談を申し上げながら進めてきたという経過になっているところでございます。

負担の問題につきましては、今、申し上げたような事業の進めに当たりまして、町として もやはり防災という観点を持ちながら、排水路部分については応分の負担をしていく必要が あるんではないかということで、基本的にはこの事業につきましては、ガイドラインという ことで国の中では地元の自治体は3%という負担を示しておりますが、町といたしましては、 排水部分についていわゆる受益者負担分の5%も含めて負担をしていきますと。そういった かかわりの中で地域の防災機能を高めていくというふうな御説明をしてきた記憶がございま す。

そういった意味でその辺の部分について、まだ事業の進捗している過程の中ですので、今後、町民の皆様にお知らせをする、そういった機会も必要なのかなというふうに思っております。

また、受益者負担の部分につきましては、現在聞き及んでいるところでは、いわゆる用水の部分について、これは受益をする農家の皆様が負担をすることになりますが、基本的には 土地改良区が一定の資金をここに充てていくということで、実質的に受益者の皆様の、農家 の皆様の負担は相殺をしていくというふうなことで聞いております。

いずれにしましても、そういった全体的な取り進め、議会にも今後進捗に合わせて御説明をすることも必要かなというふうに考えておりますので、御理解をいただければと思います。

○議長(三倉英規君) ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(三倉英規君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(三倉英規君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第4号 むかわ町農業基盤整備事業基金条例案を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(三倉英規君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(三倉英規君) 日程第11、議案第5号 むかわ町行政不服審査条例案を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

奥村総務企画課長。

[奥村誠治総務企画課長 登壇]

○総務企画課長(奥村誠治君) 議案第5号 むかわ町行政不服審査条例案につきまして提案 理由と概要を御説明いたします。

本条例案は行政不服審査法の全部改正に伴いまして、同法の施行について町の必要な事項を定めるものでございます。

別冊議案説明資料7ページをお開き願います。

上段におきまして、行政不服審査法の改正趣旨とポイントを整理してございます。

今回の法改正は、行政処分、つまり、行政が行った決定行為について、国民が不服を申し立てる制度について、簡素化あるいは公正性の向上などを目的に改正されたものでございます。

特に公正性の向上を図るため、1点目として、行政処分に関与しない職員を審議員として 指名をし、公正な審議を行うこと。2点目として、審査庁、町の場合、行政機関の長になり ますが、イメージとしてはそれぞれ所管をする課というふうに御理解をいただければという ふうに考えておりますが、審査庁は有識者からなる第三者機関への諮問、答申に基づき遅滞 なく裁決をすること。3点目といたしまして、審査請求人が審議のため提出された書類の閲 覧や写しの交付を受けることができるものでございます。中段におきまして、現行制度と改 正後の流れを簡潔に整理、掲載しておりますので、お目通しをお願いいたします。

こうした行政不服審査法の改正によりまして、町におきましても第三者機関である行政不 服審査会の設置、運営に関して、必要な事項を規定するため新たに条例を制定しようとする ものでございます。

下段に、条例案のポイントを整理をしてございます。

1点目として、審査会は委員5人以内をもって町長が委嘱するものでございます。

2点目、行政不服審査法に基づき、審査請求がされた際には、事件ごとにこの審査会を設置をし、調査、審議終了で廃止するものでございます。

会長を置きまして、この会長がこの会務を総理をし、審査会を招集する形になります。 委員は、退任後も守秘義務があるものでございます。

審査請求人が審査会へ提出された書類の写しの請求、交付につきましては、実費相当額を 徴することになってございますので、別途手数料条例にて規定をいたします。

最後に条例の施行日は、行政不服審査法、改正された審査法の施行日でございます平成28

年4月1日からとするものでございます。

以上、議案第5号について御説明申し上げました。よろしく御審議、御決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長(三倉英規君) 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(三倉英規君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(三倉英規君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第5号 むかわ町行政不服審査条例案を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(三倉英規君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

〇議長(三倉英規君) 日程第12、議案第6号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理 に関する条例案を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

奥村総務企画課長。

[奥村誠治総務企画課長 登壇]

○総務企画課長(奥村誠治君) 議案第6号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に 関する条例案につきまして提案理由と概要を説明いたします。

本条例案は、行政不服審査法の全部改正に伴いまして、町関係条例について文言整理など、所要の改正を一括して行うものでございます。

別冊議案説明資料8ページの新旧対照表をお開き願います。

まず、町関係条例につきましては、8ページ上段、改正条例第1条による改正として、むかわ町情報公開条例、10ページ中段、改正条例第2条による改正として、むかわ町個人情報保護条例、12ページ上段、改正条例第3条による改正として、むかわ町行政手続条例、同ページ中段、改正条例第4条による改正として、むかわ町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例、13ページ下段、改正条例第5条による改正として、むかわ町手数料徴収条例でございます。

それぞれ改正箇所を新旧対照表にて表示をしてございますので、お目通し願います。 次に、主な改正内容でございます。

1点目といたしまして、文言整理でございますが、「不服申立て」を「審査請求」、「不 服申立人」を「審査請求人」、「決定」を「裁決」など、それぞれ文言を法律に従いまして 改めるものでございます。

2点目でございます。

本町は既に条例に基づく情報公開、個人情報保護審査会が設置をされてございます。個人情報関係に係る審査会として既に機能しており、行政不服審査会との併存関係が生じることから、行政不服審査法第9条第1項により、情報関係案件につきましては、適用除外の規定を設けるものでございます。

3点目として、行政不服審査会の委員報酬及び審査会提出書類の写しを交付する際の手数料についてでございますが、それぞれ関係条例にて追加規定するものでございます。

なお、条例の施行日は法の施行日でございます。平成28年4月1日からとするものでございます。

以上、議案第6号について御説明申し上げました。よろしく御審議、御決定を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長(三倉英規君) 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

11番、北村議員。

○11番(北村 修君) 一点だけ質問しますが、最初に、私の質問、第5号にちょっとかかわってさせていただきたい。なぜなら、私の議案書に第5号がないことを私、気づいておりませんで、なぜだろうなと思いながら今、やっとわかった。第5号の議案書が抜けていたということなんで、そういうこともありますので、かかわりますが、一点だけ。この審査法に

かかわってお伺いします。

新たにそういう機関を設置して行うということなんですが、これまでは、監査委員に対してそういう不服について申し出るということがございました。そういう点では、そういう監査制度とのかかわりというのはどのように整理されていくのか、これだけお伺いしておきたい。

- 〇議長(三倉英規君) 奥村総務企画課長。
- ○総務企画課長(奥村誠治君) 改正行政不服審査法の中では、適用除外が幾つか設けられて ございます。いわゆる行政委員会と言われております教育委員会、あるいは監査委員制度等 につきましては、既に合議体としてその公正性が確保されておりますので、この審査会にお いては適用除外になるものでございます。
- O議長(三倉英規君) よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(三倉英規君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(三倉英規君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第6号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(三倉英規君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(三倉英規君) 日程第13、議案第7号 むかわ町固定資産評価審査委員会条例の一部 を改正する条例案を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

飯田町民生活課主幹。

〔飯田洋明町民生活課主幹 登壇〕

○町民生活課主幹(飯田洋明君) 議案第7号 むかわ町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例案につきまして提案理由を御説明いたします。

議案書21ページをお開きください。

本条例改正につきましては、行政不服審査法の改正に伴いまして、文言整理等所要の改正 を行うものであります。

改正の内容につきましては、審査の申し出に関する規定及び資料の交付を受ける際の手数 料についての規定の整備でございます。

新旧対照表につきましては、議案説明資料の15ページから16ページに記載してございます。 恐れ入りますが、議案書の22ページをお開きいただきたいと思います。

附則といたしまして、1に施行期日、こちらは法律の施行日と同様、平成28年4月1日から施行するものでございます。

2に適用区分について規定しているものでございます。

以上がむかわ町固定資産評価審査委員会条例の一部改正の内容でございます。

よろしく御審議、御決定いただきますようお願いいたします。

○議長(三倉英規君) 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(三倉英規君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(三倉英規君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第7号 むかわ町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例案を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(三倉英規君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号から議案第10号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

〇議長(三倉英規君) 日程第14、議案第8号 むかわ町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西総務企画課主幹。

[西 幸宏総務企画課主幹 登壇]

○総務企画課主幹(西 幸宏君) 議案第8号から第10号まで関連がございますので、一括して提案内容の説明を申し上げたいと思います。

まず議案第8号 むかわ町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

これは、平成27年8月6日の人事院勧告に基づき、国の一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の施行によるもので、支給する給与の算定基準や調整方法を改めるため、関係条例の整備を行うものでございます。

またあわせまして、地方公務員法等の一部を改正する法律に基づく等級別基準職務表の整備及び行政不服審査法の全部改正に伴う所要の改正を行うものでございます。

説明の都合上、説明資料の17ページ、人事院勧告に基づく給与改定の概要をごらんいただ きたいと思います。

まず初めに、一般職の職員の月例給でございますが、人事院の調査におきまして、民間給与との差に較差が生じておりますことから、給料表を改定し、月例給を引き上げるものでございます。

民間との給与比較を行っております行政職給料表1におきましては、平均0.4%を引き上げるもので、一般職試験採用職員の初任給について、民間の初任給との間に差があることを踏まえまして、2,500円引き上げることとしまして、若年層についても同程度の改定を行うものでございます。

その他については、給与制度の総合的見直し等により、高齢層におきます官民の給与差が 縮小することとなることを踏まえ、それぞれ1,100円引き上げることを基本としております。 再任用職員の俸給月額につきましてもこの取り扱いに準じて改定を行うものでございます。 行政職給料表1以外の給料表につきましても、行政職給料表1との均衡を基本に、所要の 改定を行うものでございます。

次に、期末手当、勤勉手当の支給月数の改定でございます。

期末手当、勤勉手当につきましては、一昨年8月から昨年7月までの1年間におけます民間の特別給の支給割合との均衡を図るため、支給月数を0.1月引き上げまして、4.10月から4.20月へとするものでございます。

支給月数の引き上げ分につきましては、勤勉手当に配分いたしまして、本年度につきましては12月期の勤勉手当を引き上げ、0.75月を0.85月へ改定するものでございます。

平成28年度以降におきましては、6月期及び12月期の勤勉手当が均等になるように配分いたしまして、それぞれ0.80月とするものでございます。

次に、特別職、議会議員について、一くくりにさせていただきましたが、記載のとおり、 期末手当のみが該当となります。先ほど御説明申し上げましたとおり、一般職の職員と同等 の支給割合にするため、4.10月から4.20月とするもので、0.1月を引き上げるものでござい ます。

支給月数の引き上げ分につきましては、本年度12月期において2.225月としまして、平成28年度以降におきましては、6月期を2.025月へ、12月期につきましては、2.175月とするものでございます。

続きまして、資料18ページをお開きいただきたいと思います。

こちら、新旧対照表でもっての御説明をさせていただきます。

初めに、むかわ町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例第1条でございます。 この既定につきましては、平成27年4月1日から適用となるものでございます。

第29条第2項第1号で勤勉手当の支給割合を100分の75から6月の支給する場合におきましては100分の75、12月に支給する場合においては100分の85へ引き上げるものでございます。あわせて、同項第2号につきましては、再任用職員に係る支給割合の調整となってございます。

附則につきましては、6級55歳以上での給与が減ぜられて支給される者の勤勉手当減額対 象額に対する算定するための乗じる率を改正する内容となってございます。

関係となります別表第1の行政職給料表1及び行政職給料表2、また別表第2のほうにご ざいます医療職給料表1及び医療職給料表2につきましては、今回新旧対照表よりは除かせ ていただきましたので、御了承いただきたいと思います。

続きまして、19ページ、むかわ町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例第2条で ございます。

こちらの規定につきましては、平成28年4月1日から適用となるものでございます。

第4条の次に第4条の2としまして、等級別基準職務表の規定を設けるものでございます。 こちらにつきましては、地方公務員法等の一部を改正する法律に基づき整備するものでございまして、これまでむかわ町職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則におきまして級別職務分類表として整備をしていたものを、条例において定めるものでございます。

等級別基準職務表の内容につきましては、別表第3としまして、資料20ページから記載を してございます。

続きまして、第28条第6項の支給の一時差止めでございますがこちらは行政不服審査法の 全部改正に伴う所要の改正を行うものでございます。

第29条第2項第1号で、勤勉手当の支給割合を改正するものでございます。こちら、6月に支給する場合においては100分の75、12月に支給する場合においては100分の85とするものを100分の80とするものでございます。あわせて同項第2号で再任用職員に係る支給割合を改正するものでございます。

続きまして、資料22ページをお開きいただきたいと思います。

すかわ町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例第3条でございます。

こちら、平成26年の人事院勧告による地域手当及び単身赴任手当の完全実施を早める改正 となってございます。

続きまして、23ページ、議案第9号 むかわ町特別職の職員で常勤のものの給与に関する 条例第1条の新旧対照表でございます。

この規定につきましては、平成27年4月1日から適用するものでございます。

第4条では、期末手当基礎額の12月支給割合を100分の212.5から100分の222.5へ引き上げるものでございます。

次に、むかわ町特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例第2条でございます。

この規定は、平成28年4月1日からの適用となる内容でございます。

第4条におきまして、期末手当基礎額に6月に支給する場合においては100分の197.5を100分の202.5~引き上げ、12月に支給する場合においては100分の222.5を100分の217.5~調整するものでございます。

次に、資料の24ページ、議案第10号 むかわ町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の新旧対照表でございます。

改定の内容につきましては、むかわ町特別職の職員で常勤のものと同様の内容となってご ざいます。

続きまして、議案に戻って御説明を申し上げたいと思います。

議案の第8号でございます。

23ページをお開きいただきたいと思います。

議案第8号から第10号までともにですが、第1条におきましては平成27年4月1日からの 適用、第2条については平成28年4月1日からの適用となるものでございます。

まず、議案第8号 むかわ町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案でございます。

改正条例案第1条につきましては、勤勉手当における支給割合及び給料表を改正するもの でございます。

続きまして、改正条例第2条につきましては、等級別基準職務表の規定を設け、行政不服 審査法全部改正に伴う改定及び勤勉手当における支給割合を改正するものでございます。

等級別基準職務表の規定内容については、別表第3として定めております。

続きまして、39ページの改正条例案第3条につきましては、地域手当、単身赴任手当見直 しの完全実施を早める内容となってございます。

附則につきましては、第1項は公布の日から施行とするものでございますが、改正する条例案第2条の規定は平成28年4月1日から施行としたものでございます。

同じく、附則第2項につきましては、改正する条例案第1条の規定による改正後の給与条例は、平成27年4月1日から適用としたものでございます。

第3項は、施行前の一時差止め処分等に係る不服申立てについては経過措置を設けるとしたものでございます。

第4項につきましては、改正後における差額を支払うとしたものでございます。

続きまして、41ページになりますが、議案第9号 むかわ町特別職の職員で常勤のものの 給与に関する条例の一部を改正する条例案でございます。

こちらにつきましては、改正条例案第1条につきましては、期末手当における支給割合の 改正内容となってございます。

附則につきましては、第1項及び第2項については議案第8号 むかわ町職員の給与に関

する条例の一部を改正する条例案と同様となってございます。

第3項は、改正後において差額を支払うとしたものでございます。

続きまして、43ページ、議案第10号ですが、むかわ町議会議員の議員報酬及び費用弁償等 に関する条例の一部を改正する条例案でございます。

改正内容につきましては、議案第9号と同様となっております。

附則についても同様となってございます。

以上、議案第8号から第10号まで一括して提案理由の説明を申し上げましたが、よろしく 御審議、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長(三倉英規君) ただいま、私が議案第8号 むかわ町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案の提案理由の説明を求めたわけでありますが、事前に、議会運営委員会において、8号、9号、10号を一括して説明していただくという話が整っておりました。それで、レジメの訂正をさせていただきながら、議案一つ一つの質疑と討論という形で進めさせていただきますので、御理解を賜りたいと思います。

それでは、提案理由の説明を求めるわけですが、これから、議案第8号の説明に対する質 疑を受けたいと思います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(三倉英規君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから議案第8号の討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(三倉英規君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第9号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(三倉英規君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(三倉英規君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

次に、議案第10号の説明に対する質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(三倉英規君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから議案第10号の討論を行います。

まず、原案に反対者の討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(三倉英規君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第8号 むかわ町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(三倉英規君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

これから議案第9号 むかわ町特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例案を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(三倉英規君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

これから議案第10号 むかわ町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(三倉英規君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

◎議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(三倉英規君) 日程第17、議案第11号 むかわ町立保育所の設置及び特定教育・保育の実施に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

萬地域振興課参事。

〔萬 純二郎地域振興課参事 登壇〕

〇地域振興課参事(萬 純二郎君) 日程第17、議案第11号のむかわ町立保育所の設置及び特定教育・保育の実施に関する条例の一部を改正する条例案の御説明をさせていただきます。 議案書45ページ、議案第11号をお開き願います。

本一部改正条例案は、町立の認可保育所であるさくら保育園を北海道の認定を受け、保育所型の町立認定こども園とするため、所要の改正を行うものであります。

説明の都合上、議案説明資料の25ページの新旧対照表をお開き願います。

条例名及び第1条から第3条までの施設種別名称を保育所から認定こども園に改め、第2条で施設名称をさくら保育園からむかわ町さくら認定こども園に改めるものです。

議案書45ページにお戻り願います。

本一部改正条例は、北海道による認定の開設予定日である平成28年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議、御決定を賜りますようよろしくお願いします。

〇議長(三倉英規君) 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

4番、大松議員。

- ○4番(大松紀美子君) 認定こども園にするということで、保育所に通っている子どものほかに幼稚部というか、そういうところに通う子どもがふえていくという見込みだというふうに思うんですけれども、どれぐらいの数を見込んでいるのか伺います。
- 〇議長(三倉英規君) 萬地域振興課参事。
- ○地域振興課参事(萬 純二郎君) 現時点での入園申し込み等が来ております。まだ最終的なところは31日までになるんですけれども、今、先週の金曜日段階で59名の申し込みが来て

おります。そのうち、幼稚部、いわゆる3、4、5歳で親の就労は伴わない申し込みが3件、 あと今問い合わせ等が来ているのがあと1件。それに穂別地区でこれまでも説明していた就 労が5月から11月までという形で冬になると幼稚部に変わるという部分の申し込みが9件来 ております。合わせて13件ほどが年度内での幼稚部の対象になるんではないかと考えており ます。

○議長(三倉英規君) よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。 北村議員。

○11番(北村 修君) ここの保育園を認定こども園にするというのは、昨年から我々のところにも諮られて進められてきたものでありますから、今さらあれこれと言うつもりはないんですが、改めて確認をさせていただきたいと思います。

予算の中で出てくるんだろうというようには思っていますが、このことによって、国庫負担分がどのように変化をしていくのか、改めてお伺いをしておきたいというふうに思いますし、保育料等々については変わらないということになるんだろうと思いますけれども、そこら辺のところ、現況、それから近未来的な点を含めてお伺いをしておきたいというのが2つ目でございます。

3つ目に、このことによって一つ心配される点は、認定こども園というのが我が町に2つできることになります。1つは町立ということになります。そうすると、同じイメージの認定こども園でそこに働く保育士の皆さんというか、幼稚部の先生の待遇に開きが出るというようなことがあるんではないかと思うんですが、ここら辺のところ、どういうふうに考えているか、今後どういうふうに整理していくのか、そういうことの考え方についていま一度お伺いをしておきたい。

- 〇議長(三倉英規君) 萬地域振興課参事。
- ○地域振興課参事(萬 純二郎君) まず、一番最初の国庫負担の部分についてお答えさせていただきます。

基本的にこの国庫負担の部分につきましては、町立、いわゆる公立の保育所、認定こども 園については一切国庫負担というのがありません。あくまでも民間に対して国2分の1、道 4分の1という国庫及び道の負担がある形になります。今回のさくら保育園、そしてさくら 認定こども園に変わる部分につきましては、両方とも町立で行いますので、国庫負担等はこれまでもありませんし、今後もない予定という形となっております。 保育料の部分につきましては、基本的に今国のほうで所得、年収360万円以下の部分の軽減措置、そしてひとり親世帯等での軽減措置が平成28年度から加わる部分がありますので、それに伴う規則改正等をして、保育料は低所得者のところで軽減が拡大するような形となっております。

待遇の部分につきましては、公立と学校法人等の違いがありますので、そこについて私の ほうからという形にはならないかなと思っております。

- O議長(三倉英規君)
 ほかに質疑はありませんか。

 「発言する者あり」
- 〇議長(三倉英規君) 渋谷副町長。
- ○副町長(渋谷昌彦君) 3番目にありました認定こども園の公立の関係での待遇の問題ということでございますけれども、現在、待遇の差というのは調査をしてございませんが、一つの学校法人ということで、民間の事業所の中で、そこの中で進められているということでもございます。そちらに私どもとして余り関与できるところではございませんが、同じ町内ということでございますから、今後その辺に問題が生じてくるというようなことがあれば、一定程度町としても関与してまいりたいというふうに考えてございます。
- ○議長(三倉英規君) ほかにありませんか。
 北村議員。
- ○11番(北村 修君) 今、渋谷副町長のほうから後々そういうことへのということがございました。いずれにしても、全国的に見れば、公立以外の保育士さんの報酬というのは非常に低いということが問題にされております。我が町においても、町から指定管理的に受けた認定こども園で働く保育士さんの皆さんの給与というのは、やはり、これまでの公立の保育士さんから見れば相当開きがあるというのは事実であります。やはり同じ町に同じような一般的に見れば同じようなイメージを持つ認定こども園というのが、場所は違えども2つできるわけで、やはり、こういう状況の中でそういうところで働く人たちに差異がないように、やはり、低いものは引き上げていくということに私は町としても行政としても努力をしていく必要があるだろうというふうに思っているところであります。

改めて確認しますが、そうすると、さくら認定保育園ということでは鵡川地区にあるような形のように、国からの助成はほとんど見込めないということで当たるということで理解していいのかということを改めて確認したい。

〇議長(三倉英規君) 萬地域振興課参事。

- **〇地域振興課参事(萬 純二郎君)** これまでのさくら保育園で受けていた状況とさくら認定 こども園になってからは変化はその部分についてはないという部分になります。
- ○議長(三倉英規君) ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(三倉英規君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(三倉英規君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第11号 むかわ町立保育所の設置及び特定教育・保育の実施に関する条例の 一部を改正する条例案を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(三倉英規君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

◎議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(三倉英規君) 日程第18、議案第12号 むかわ町税条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

飯田町民生活課主幹。

[飯田洋明町民生活課主幹 登壇]

〇町民生活課主幹(飯田洋明君) 議案第12号 むかわ町税条例の一部を改正する条例案につきまして、提案理由を御説明いたします。

議案書47ページをお開きください。

議案第12号 むかわ町税条例の一部を改正する条例案。

本条例改正につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が平成27年3月31日に公布

され、一部が平成28年4月1日から施行されることに伴いまして、関係する条例の改正が必要となりましたので、所要の改正を行うものであります。

改正の内容につきましては、1点目は、これまで法律に規定されていたものでしたが、市町村条例への委任条項が設けられたことによりまして、徴収の猶予をする場合における徴収金を分割して納付する方法、猶予期間の延長に係る手続などについて町の条例で定めるものでございます。

2点目につきましては、たばこ税につきまして、法律改正により税率の特例が廃止された ことによりまして、所要の改正を行うものであります。

新旧対照表につきましては、議案説明資料26ページから31ページまでに記載してございます。

恐れ入りますが、議案書50ページをお開き願います。

附則といたしまして、第1条に施行期日、第2条から第4条に経過措置を規定しているものでございます。

以上がむかわ町税条例の一部の改正内容でございます。よろしく御審議、御決定いただきますようお願いいたします。

○議長(三倉英規君) 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(三倉英規君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(三倉英規君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第12号 むかわ町税条例の一部を改正する条例案を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(三倉英規君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

◎議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(三倉英規君) 日程第19、議案第13号 むかわ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

飯田町民生活課主幹。

〔飯田洋明町民生活課主幹 登壇〕

〇町民生活課主幹(飯田洋明君) 議案第13号 むかわ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案につきまして、提案理由を御説明いたします。

議案書59ページをお開きください。

本条例改正につきましては、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令の公布により、所要の改正を行うものであります。

改正の内容につきましては、国民健康保険税の軽減措置について、5割軽減及び2割軽減 の対象世帯に係る所得判定基準の改正でございます。

具体的には、5割軽減基準額の被保険者1人当たりの加算額26万円を26万5,000円に、2割軽減基準額の被保険者1人当たりの加算額47万円を48万円にそれぞれ改正するものでございます。

新旧対照表につきましては、議案説明資料の32ページから33ページに記載してございます。 恐れ入りますが、議案書の59ページをお開き願います。

附則といたしまして、第1条に施行期日、第2条に適用区分について規定しているもので ございます。

以上、むかわ町国民健康保険税条例の一部改正の内容でございます。

よろしく御審議、御決定くださいますようお願いいたします。

○議長(三倉英規君) 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(三倉英規君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(三倉英規君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第13号 むかわ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案を採決します。 お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(三倉英規君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

◎議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(三倉英規君) 日程第20、議案第14号 むかわ町上水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

藤井建設水道課主幹。

〔藤井清和建設水道課主幹 登壇〕

〇建設水道課主幹(藤井清和君) 私のほうから議案第14号のむかわ町上水道事業及び下水道 事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案につきまして、提案理由を説明させてい ただきます。

議案書61ページと議案説明資料34ページをお開きください。

改正内容につきましては、説明資料の34ページにあります表の中身のところを一部水質のよい水道水を安定的に供給するため、富内、平丘、安住地区が穂別地区水道事業への統合に向けた穂別地区簡易水道事業の変更認可を平成27年5月13日付で受けましたことに基づき、簡易水道事業等の区分、名称、給水区域、給水人口、1日最大給水量が変更になったため、所要の改正を行うものです。

議案書の61ページにお戻りください。

この条例については、平成28年4月1日から施行するものでございます。よろしく御審議、 御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長(三倉英規君) 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(三倉英規君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(三倉英規君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第14号 むかわ町上水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(三倉英規君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

昼食のため、しばらく休憩します。

再開は午後1時といたします。

休憩 午前11時54分

再開 午後 1時00分

○議長(三倉英規君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第15号から議案第19号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(三倉英規君) 日程第21、議案第15号 平成27年度むかわ町一般会計補正予算(第4号)から日程第25、議案第19号 平成27年度むかわ町病院事業会計補正予算(第1号)までの5件を一括議題といたします。

議案第15号から議案第19号までの5件について提案理由の説明を求めます。

酒卷総務企画課主幹。

〔酒巻宏臣総務企画課主幹 登壇〕

○総務企画課主幹(酒巻宏臣君) 議案第15号 平成27年度むかわ町一般会計補正予算(第4号)から議案第19号 平成27年度むかわ町病院事業会計補正予算(第1号)までを一括して御説明申し上げます。

最初に、議案第15号 平成27年度むかわ町一般会計補正予算(第4号)について御説明を 申し上げます。

今回の補正予算につきましては、将来を見据えた新たな基金の増設、マイナンバーに係る セキュリティー強化対策、国の補助金追加配分に伴います工事の追加のほかは、事務事業の 実行予算による整理が中心でございますので、主要なもののみ説明させていただきます。

議案書の63ページをお開きください。

第1条でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,927万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ94億9,455万6,000円とするものでございます。

説明の都合上、別冊配付してございます平成27年度むかわ町一般会計補正予算(第4号)に関する説明書により御説明申し上げます。

14ページの歳出より御説明申し上げます。

1 款議会費につきましては、平成27年8月の人事院勧告の内容に準拠した関係条例の改正を先ほど議案第8号から第10号で御決定いただいたところでございますが、これに関するもので、今後不足する部分について追加する一方で、旅費等の活動経費の減額による整理で4万円を減額するものでございます。

次に、2款総務費でございますが、年度末における整理で減額がある一方で、情報管理費や基金の積み立てで1億3,085万1,000円の増となってございます。主な増額の項目につきましては、16ページ2目情報管理費で国からの要請により実施するマイナンバー制度の運用に係る情報システムのセキュリティー強化に4,561万7,000円を追加し、財源といたしましては国からの補助金570万円と一般財源を充てるものでございます。

次に、17ページ5目の財政管理費の財政調整基金積立金につきましては、整理予算による 余剰見込額8,400万円を積み立てる一方で、基金利子で見込みにより33万4,000円減額となり まして、8,378万1,000円の追加となるものでございます。

また、18ページの基本基金積立金では、町有林に係ります立木の売払収入額から係る経費

に充当してなお利益となる部分につきまして、715万6,000円を積み立てするものでございます。

19ページの9目企画費で、ふるさと納税に係る寄附金収入から寄附の趣旨に基づきまして地域振興基金積立金に原資として1,763万1,000円を積み増しする一方で、基金利子につきましては見込みより44万円減額しております。合わせまして1,719万1,000円の追加となってございます。

議案第3号で御決定いただいた恐竜の卵基金条例に基づき、ふるさと納税から700万円と 苫小牧信用金庫様からの300万円の寄附金を合わせまして、1,000万円を追加するものでござ います。

また、未来担い手基金につきましては、充当先の看護師養成就学資金貸付金について110 万円の償還がございましたので、償還額と同額を積み立てするものでございます。

23ページまでお進みいただきまして、3項戸籍住民基本台帳費で153万1,000円の追加につきましては、マイナンバーの発行に関する経費について国からの通知に基づき所要な額を追加するものでございまして、財源は100%国庫支出金を充てるものでございます。

27ページに移りまして、3款民生費につきましては、国民健康保険特別会計繰出金と認定 こども園運営支援事業で増額があるものの、年度末における整理で全体で1,736万1,000円の 減額となってございます。

主な増減の内容でございます。

まず、1項1目社会福祉総務費は、1,654万8,000円の増額となってございます。これは、 社会福祉一般事務の社会福祉協議会補助金について、協議会において年度途中での職員の退 職がございまして500万円を減額するなど、合わせて602万6,000円を減額しております。

その下のアイヌ関連対策事業で、アイヌ住宅新築資金等の貸付につきましては、実績がなかったことから960万円を減額しております。

また、28ページに移りまして、国民健康保険特別会計繰出金のうち、下の直診勘定の部分でございますが、直営診療施設に係る国からの調整交付金が増額となりましたことから、一般会計からの繰出金を5,039万1,000円減額するものでございます。その一方で、一つ上の国民健康保険特別会計繰出金の事業勘定分につきましては、今年度の後半に入りまして医療費が伸びているところでございまして、これに対応するため8,557万2,000円を増額したことによるものでございます。

2目の老人福祉費につきましては、3,018万7,000円の減額でございます。これは、29ペー

ジにお進みいただき、720番居宅介護支援一般事務で介護専門嘱託職員を募集をしていたところでございますが、雇用実績がなかったことにより不用となった303万1,000円を減額することや、30ページに移りまして810番の介護保険特別会計繰出金、特別会計における保険給付費の減額に伴いまして一般会計繰出金を906万7,000円減額としているものでございます。

さらに、31ページの905番後期高齢者医療事務で、市町村医療給付費負担金の確定により 1,146万円を減額することになったことにより全体として減額となってございます。

32ページまでお進みいただきまして、2項1目児童福祉総務費につきましては910番児童福祉一般事務で、国の子ども・子育て支援制度導入に伴いますシステム改修費として21万6,000円の増額がある一方で、実績見込みにより修繕費の減額や915番子育て世帯臨時特例給付金支給事業で38万4,000円の減額などがございまして、合わせまして29万8,000円の減額となったところでございます。

その下の33ページにかけましての2目児童福祉施設費は、792万5,000円の増額となっておりますが、これは920番保育園管理運営事務と930の01地域保育所管理運営事務で実績見込みによる整理で減額となる一方で、925番の保育園運営支援事業の999万9,000円について、国の定める保育単価での改正に伴い保育事業負担金が増額となったことに伴いまして、このような数字となっているところでございます。

続きまして、4款衛生費につきましては、衛生費全体で1,478万7,000円の減額となってございます。

34ページの2目予防費で、高齢者温泉施設健康づくり事業で5万円の増額となっておりますが、健康診査事業、予防接種事業ともに実績見込みから予防費トータルで891万5,000円減額しております。

35ページの2項環境衛生費の環境衛生一般事務で、簡易給水施設敷設事業補助要綱に基づきまして汐見第一水道組合に対する改修補助金180万円が追加となっておりますが、ほか整理予算による減額で環境衛生費トータルで251万6,000円の減額となっております。

36ページにお進みいただきまして、5款農林水産業費についてでございます。

年度末の整理による減額がある一方で、2目農業振興費の37ページ地域農業推進事業において、JAとまこまい広域青年部穂別支部の東北・北海道JA青年大会参加支援分としまして穂別地域農業活性化推進基金事業補助金を15万1,000円、また、道からの補助金を100%財源としております機構集積協力金140万円を増額、さらに4目用地費に議案第4号で決定いただいた農業基盤整備事業基金積立金条例に基づきまして1285番の事業を新設し、2億の積

立金を増額したことによりまして、5 款全体で1億8,810万4,000円の増額となってございます。

それぞれ1項農業費で1億9,175万4,000円の増、2項林業費は340万9,000円の減、3項水 産費は24万1,000円の減となってございます。

40ページにお進みいただきまして、6款商工費の6,586万円の減額につきましては、1項 1目1480番の商工振興対策事業で中小企業振興融資貸付金や、1486番地域産業多角化推進事 業の企業支援等資金貸付金が執行に至らなかったことが主なものでございます。

その他は整理予算によるものでございまして、それぞれ1目の商工業振興費で6,310万5,000円の減、2目観光振興費で258万1,000円の減、42ページの4目ふるさと振興費で17万4,000円を減とするものでございます。

下段の7款土木費でございますが、45ページの1750番町営住宅維持管理事務で町営住宅長寿命化事業に係る国からの社会資本整備交付金の追加割り当てがございましたことから、平成28年度当初に予定しておりました若草団地の屋根ふきかえと、緑ヶ丘団地の屋上防水に係る実施調査委託料84万3,000円と工事費4,011万円を前倒しで平成27年度の予算に追加する一方で、土木関係を中心に国や道からの補助金等を財源とし予定している事業について、当初見込んでいた補助金が大幅に減額配分となったため、事業費を補助の配分に合わせて減額したことなどにより7款土木費全体で8,248万4,000円の減額とするものでございます。

減額の主なものといたしましては、補助金の配分によるものについては、43ページ1項1目の1615番地籍数値情報化事業で909万2,000円、2目1640番道路整備事業で7,268万円、45ページの4項3目1715番都市公園整備事業で1,370万8,000円の減額となっております。また、5項1目の住宅管理費、46ページの1760番町営住宅整備事業で、末広団地整備に係る工事の入札減2,325万6,000円の減額などによるものでございます。

次の8款消防費につきましては、胆振東部消防組合負担金の確定に基づく1,787万1,000円の減額のほか、2目災害対策費につきましては、予算の整理によるものでございます。

47ページ下段の9款教育費でございます。

基金の積み増しや教育団体活動等助成事業の一部に増額がございますが、事業整理により 全体として5,108万9,000円の減額となってございます。

増額の項目は、48ページ1項4目教育振興費の中ほど鈴木章記念事業推進基金積立金、これにつきましてはふるさと納税を積み立てるため973万8,000円を追加しているものでございます。その下の教育団体活動等助成事業は、鵡川中学校スピードスケート部の全国大会出場

への支援として28万9,000円それぞれ追加してございます。

また、減額の大きなものといたしましては、50ページの2項3目学校建設費2015番の小学校建設事業で、鵡川中央小学校校舎改築、学校給食施設整備事業の工事費が入札減により2,130万円の減額となってございます。

56ページまでお進みいただきまして、10款公債費でございますが、前年度許可債の借り入れを含め償還額及び償還利息が確定したこと、利率見直しに伴います変更等により元金308万2,000円、利子296万9,000円を減額補正するものでございます。

次に、11款諸支出金でございます。

1項1目公営企業支出金につきましては、厚生連の決算を受けて全会計年度の損失額が確定しましたことから、損失交付金として病院事業会計の補助金4,507万8,000円を追加するものでございます。

次に、12款給与費でございます。

給与費につきましては、人事院勧告の内容に準拠した関係条例の改正により、勤勉手当331万円を追加する一方で、職員の年度中の退職や最終見込みから一般職給1,400万円の減額により給与費全体として1,069万円の減額となってございます。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

説明書の3ページに戻らせていただき、歳入の説明をさせていただきます。

1 款の町税でございます。2,783万4,000円の追加となってございますが、課税及び収納見込み額の増加により追加するものでございます。主な点につきましては、固定資産税現年分で事業用太陽光パネルの整備と償却資産の増加により1,868万4,000円の増額となってございます。

6 款地方消費税交付金の2,378万5,000円につきましては、これまでに収入額が確定した分を増額するものでございます。

3ページ下段から4ページにかけましての10款地方交付税の1億9,337万円の追加でございます。普通交付税分につきましては既に決定しているところでございますが、特別交付税分につきましては3月交付分が未確定でございますので、過去の交付実績に照らして見込んだ額を含めて、今回追加補正するものでございます。

12款分担金及び負担金の345万8,000円の減額につきましては、土地改良区総代選挙に係る分担金が選挙の確定により304万9,000円の減額になったものなどによるものでございます。

下に移りまして13款使用料及び手数料の449万2,000円の減額補正につきましては、それぞ

れの事業の最終見込み額に応じ補正するものでございます。

5ページ、14款国庫支出金につきましては、1項1目民生費国庫負担金で保育所運営負担金が1,118万5,000円の増。

6ページの2項1目総務費国庫補助金で個人番号カード事業とその事務に対する補助、セキュリティー強化対策合わせまして798万5,000円の増。

5目土木費国庫補助金で末広団地整備と町営住宅長寿命化に係る補助金として、社会資本整備交付金が5,567万4,000円増となってございますが、道路関係に係る補助は3,891万円の減額となってございます。

14款全体で1,863万6,000円の追加となってございます。

7ページにお進みいただき、15款道支出金につきましては、2項1目民生費道補助金で3 節児童福祉費補助金の保育緊急確保事業で1,122万5,000円、9ページの6目教育費道補助金 の2節学校教育補助金で鵡川中央小学校改築に係るペレットボイラー部分に対し、森林整備 加速化・林業再生整備交付金879万1,000円が手当てされ追加となる一方で、事業の完了や執 行見込みによる減額で道支出金全体で343万3,000円の減額となっております。

16款財産収入につきましては、基金利子が減額する一方で、町有林の立木売払収入が612 万3,000円となるなど、増額によりまして447万6,000円の増となってございます。

10ページ、17款寄附金につきましては、苫小牧信用金庫様から地方創生の取り組みに対して300万円、ふるさと納税を今後の見込みを含めまして2,772万円追加し、歳出で御説明申し上げたとおり寄附者の御意向に沿って地域振興基金、恐竜の卵基金、鈴木章記念事業推進基金へ振り分け、それぞれ積立額を計上してございます。

18款繰入金の各基金繰入金につきましては、決算見込みから財政調整基金繰入及びバス運行事業基金繰入金を取りやめ、そのほかの特定目的基金はそれぞれの充当事業の確定または 決算見込みにより整理したものでございます。

11ページの19款繰越金につきましては、決算額に合わせ前年度繰越金を追加するものでございます。

20款諸収入の5,835万3,000円の減額につきましては、主なものとしましては中小企業振興融資資金貸付の預託金実行の減少で元金6,000万円の減額をしておりまして、その他の増減につきましては、それぞれ対象事業の確定、最終見込みによるものでございます。

12ページ、21款町債につきましては、普通交付税の算定結果により発行可能額が決定する 臨時財政対策債は2,735万9,000円の増としておりますが、その他の建設事業債については事

業の確定等によりまして町債全体で7,694万1,000円の減としております。

減額の内容につきましては、学校給食施設整備事業債の皆減など起債充当事業の事業費確定などによるものと、田浦2号道路整備事業において、当初見込んだ国庫補助金の配分が大きく下回ったことにより事業量を圧縮したほか、町営住宅建設事業においては国庫補助金が見込みより多く手当てされましたことにより財源を振り替えたことに町債が減額となったものでございます。

以上で、歳入の説明を終わらせていただきまして、議案書の70ページをお開きください。 第2表繰越明許費補正についてでありますが、これは地方自治法第213条第1項の規定に より、翌年度に繰り越して事業を行う必要から繰越明許費を定めるものでございます。事業 の内容につきましては、2款総務費1項総務管理費の地方公共団体情報セキュリティー強化 対策事業5,238万2,000円と、7款土木費の町営住宅長寿命化事業4,096万4,000円の2事業で ございます。

次に、議案書71ページの第3表地方債補正でございます。先ほど歳入の町債で御説明申し上げた町債の変更でございますので、説明は省略させていただきます。

以上で、議案第15号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第16号 平成27年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算(第3号) の説明に移らせていただきます。

議案書の73ページをお開きください。

本補正予算につきましては、国民健康保険特別会計の保険事業勘定補正予算(第3号)及び直診勘定補正予算(第2号)でございまして、第1条では、既定の保険事業勘定歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,130万2,000円を追加し、保険事業勘定歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億4,114万4,000円とするものです。

また、第2条といたしまして、既定の直診勘定歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 2,042万8,000円を減額し、直診勘定歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億6,357万 5,000円とするものでございます。

説明の都合上、先に保険事業勘定補正予算の歳出から御説明させていただきます。

別冊で配付してございます平成27年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算(第3号) に関する説明書(保険事業勘定補正予算第3号)の5ページをお開きください。

2款保険給付費の5,103万6,000円の追加につきましては、今年度後半から医療費の伸びから見込額を増額したものでございます。

6ページにお進みいただき、9款基金積立金3万9,000円の増額につきましては、利息収入の増額によるものでございます。

10款諸支出金1項5目の償還金につきましては、過年度分の療養給付費負担金等の国庫負担金の償還金672万9,000円と直営診療施設に係る国からの調整交付金が増額となりましたことから、直診勘定への繰出金7,349万8,000円の追加を合わせまして8,022万7,000円追加するものでございます。

次に、歳入の説明に移らせていただきます。

2ページをお開きください。

1 款国民健康保険税の536万1,000円の減額につきましては、課税及び収入見込額により計上するものでございまして、3 款国庫支出金で7,850万4,000円の増額、6 款道支出金で48万8,000円の減額、8 款財産収入のうち保険給付費支払準備基金利子につきましては、歳出で御説明したとおりでございます。

9款の繰入金では、次年度以降の財政運営を考慮し基金の繰り入れを減額する一方で、一般会計からの繰り入れを増額し5,235万円の増額。

4ページ目、10款繰越金は前年度繰越金523万円を追加し、11款諸収入の102万8,000円の 追加は、個々の事業の実施状況から最終の収入見込みを整理したものでございます。

次に、直診勘定の説明に移らせていただきます。

説明の都合上、こちらも別に配付してございます、国民健康保険特別会計補正予算(第3号)に関する説明書(直診勘定補正予算第2号)により御説明いたします。

4ページをお開きください。

1 款総務費の1,262万7,000円の減額につきましては、年度途中の看護師退職を含め最終見込み額による減額です。

2款医療費の780万1,000円の減額につきましては、主なものといたしまして他の医療機関に特殊な検査を委託した受診者の方が減少したことにより特殊検査委託料、また医師に係る人材派遣委託料が見込みより減額となったものでございます。

次に、歳入の説明に移らせていただきます。

2ページをお開きください。

1款診療収入の4,207万6,000円の減額、2款診療外収入の145万9,000円の減額につきましては、それぞれ収入額の最終見込額による補正でございます。

ページをめくっていただきまして、3款繰入金につきましては、一般会計と事業勘定で御

説明申し上げたとおり、直営診療施設に係る国からの調整交付金が増額となりましたことから、国庫事業勘定からの繰り入れが増額となる一方で、一般会計の繰り入れが減少となり2,310万7,000円を追加するものでございます。

以上で、議案第16号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案書の77ページをお開きください。

議案第17号 平成27年度むかわ町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)でございます。

第1条ですが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ34万2,000円を増額し、歳 入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,612万5,000円とするものでございます。

別に配付されてございます後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)に関する説明書により御説明いたします。

歳出から御説明させていただきます。

3ページをお開きください。

1 款総務費の46万2,000円の減額につきましては、事業の最終見込額によるものでございまして、2 款分担金及び負担金80万4,000円の追加につきましては、広域連合への保険料負担金と事務費負担金の最終見込みによるものでございます。

次に、歳入でございますが、2ページをごらんください。

1 款後期高齢者医療保険料の120万円の追加につきましては、保険料の収入見込額により 補正するものでございまして、2 款繰入金173万8,000円につきましては、歳出事業の最終見 込みに合わせまして減額するものでございます。

3款繰越金は、前年度繰越金88万円を追加するものでございます。

以上で、議案第17号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案書79ページをお開きください。

議案第18号 平成27年度むかわ町介護保険特別会計補正予算(第2号)でございます。

第1条ですが、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,482万円を減額し、歳 入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億5,603万3,000円とするものでございます。

別に配付されております介護保険特別会計補正予算(第2号)に関する説明書により御説明かたします。

歳出から御説明させていただきます。

4ページをお開きください。

1款総務費でございます。介護認定審査等が最終見込みから110万円を不用額として減額してございます。

2款保険給付費以降の歳出につきましては、それぞれ事業の利用実績を踏まえ最終所要額への調整でございます。

次に、歳入の説明に移らせていただきます。

2ページをお開きください。

1款介護保険料の280万8,000円の増額につきましては、保険料の収入見込額より計上するものでございます。

3款国庫支出金から3ページ5款1項1目の介護給付費負担金までは、介護給付費及び事業費の負担割合等に基づきまして収入見込額の調整を図ったものでございます。

7款1項1目の一般会計繰入金につきましては、介護給付費や事務費の所要額の最終的な 見込みから繰出し基準に応じた額を整理するものでございます。

2項1目介護給付費準備基金繰入金の920万9,000円の減額につきましては、事業の最終見込みより整理したものでございます。

8 款繰越金592万5,000円につきましては、前年度繰越金を計上するものでございます。 以上で、議案第18号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案書の83ページをお開きください。

議案第19号 平成27年度むかわ町病院事業会計補正予算(第1号)でございます。

第2条でございますが、平成27年度むかわ町病院事業会計の収益的収入に4,507万1,000円 を増額し2億5,542万6,000円とし、収益的支出に4,507万1,000円を増額し2億5,542万6,000 円とするものでございます。

こちらも別に配付されております、病院事業会計補正予算(第1号)に関する説明書により御説明いたします。

2ページの収益的支出から説明させていただきます。

1 款病院事業費用 1 項医業費用の4,507万1,000円の増額につきましては、主なものとして 平成26年度の損失額を補塡するための交付金4,551万1,000円が追加になることによるもので ございまして、その他につきましては、それぞれの所要額の確定によります整理予算でござ います。

これに対する収益的収入でございますが、1ページをごらんください。

1款病院事業収益1項医業収益の2万1,000円の減額につきましては、収入の最終見込み

により整理したものでございます。

2項医業外収益の増額につきましては、一般会計からの補助金4,507万8,000円増額するとともに預金利息1万4,000円を追加するものでございます。

以上で、議案第19号の説明を終わらせていただきます。

議案第15号から議案第19号まで一括して説明させていただきました。よろしく御審議、御 決定いただけますようお願い申し上げます。

○議長(三倉英規君) 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑の順番は議案番号順といたします。

各会計とも質疑をされるときは、ページ数及び款、項、目、節または事業番号を指示の上、 質疑願います。

議案第15号 平成27年度むかわ町一般会計補正予算(第4号)に関する説明書、事項別明 細書の3歳出の14ページから27ページまでの1款議会費、2款総務費について質疑はありませんか。

大松議員。

- ○4番(大松紀美子君) 16ページの90番の情報管理一般事務のところで、マイナンバーカードのことが出されていましたけれども、通知書をいただきました私も。カードの交付というのは1月からだったと思うんですけれども、これまでにどれほどの実績があったのでしょうか。
- 〇議長(三倉英規君) 八木町民生活課長。
- **〇町民生活課長(八木敏彦君)** 今の個人番号カードの関係ということでよろしかったでしょうか。

正確な数字はちょっと今持ち合わせてございませんが、むかわ町で今個人番号カードが到着しているのが大体650ぐらいです。その中で350件ほどはもう交付済ということになっております。

- 〇議長(三倉英規君) 大松議員。
- ○4番(大松紀美子君) そうじゃなくて、通知いただきましたよね、番号の。私の番号は何番と。それで個人カードを受け取る人は受け取るでしょう。私は受け取りませんけれども。その交付を受けにきた方、受けた方はどれぐらいいらっしゃいますかと。その650というのは、総務省から送ってきて届かなかった分が650。違う。その辺もうちょっと解明してくだ

さい。私が聞いているのはカードを受け取った方の数です。

- 〇議長(三倉英規君) 八木町民生活課長。
- **〇町民生活課長(八木敏彦君)** ただいまの答えた数字というのが、写真付きの個人番号カードを申請した方が約650ぐらい今届いていて、そのうち350ぐらいはもう既に交付済みであるということでございます。
- ○議長(三倉英規君) よろしいですか。はい、4番、大松議員。
- ○4番(大松紀美子君) 650申請して350しか受け取っていないということはどういうことなんですか。あと残りの方はどうなっているんですか。
- 〇議長(三倉英規君) 八木町民生活課長。
- ○町民生活課長(八木敏彦君) こちらにつきましては、カードが簡易書留で日々送られてきます。それに対しましてそのカードを機械のほうで前処理というものをいたしまして、処理が終わったものからはがきで本人に期間を定めて取りに来ていただけるように御案内を差し上げているというところでございまして、その取りに来るのもすぐ来る人もいれば、日にちがたってから来る人もおりますので、このような状況になっているということでございます。
- ○議長(三倉英規君) ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(三倉英規君) 質疑なしと認めます。

次に、27ページから36ページまでの3款民生費及び4款衛生費までについて質疑ありませんか。

野田議員。

- ○13番(野田省一君) 28ページの660の02直診勘定の関係で、5,000万ぐらい交付税がふえたということなんですけれども、これしばらくの間この金額で、当面この金額で来年度も行くのかそこの部分を教えていただきたかったのと、当初の予定金額より幾らふえたのか、全体で幾らになったのか、交付額を教えてください。
- **〇議長(三倉英規君)** 八木町民生活課長。
- **〇町民生活課長(八木敏彦君)** すみません、ちょっとお時間をかけてしまいましてどうも申しわけございません。

こちらの部分につきましては、27年の3月31日付で省令が改正になりまして、今までの基準からかなり多くなったというところでございまして、今までの単価に比べますと、それに比べて年間の診療日数だとか入院日数というものが加味されたということで、今と同じよう

な形で入院等がある場合はこのような金額で推移するというようなことになると思います。

○議長(三倉英規君) ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(三倉英規君) 質疑なしと認めます。

次に、36ページから46ページまでの5款農林水産業費、6款商工費及び7款土木費までについて質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(三倉英規君) 質疑なしと認めます。

次に、46ページから57ページまでの8款消防費、9款教育費、10款公債費、11款諸支出金、 12款給与費について質疑はありませんか。

5番、三上議員。

- ○5番(三上純一君) いろいろ老朽化の話が一般質問でもさせていただいたんですけれども、この49ページの小学校の施設管理事務の関係でお伺いしたいと思いますが、さまざまな学校内の維持管理については改善しなければならないという点は多々あると思います。平成28年度の新年度予算にも組み込まれている部分はありますけれども、この補正の中でちょっと伺いたいことは、宮戸小学校の学校内の照明器具、これが相当球切れを起こして十何個も球切れを起こしていると。学校のほうから教育委員会を通していろいろ要望されているんだろうなというふうに思うんですけれども、その辺の経過とその辺は新年度の予算にも組み込まれていないし、学校どういう対応をしていくのかその辺伺いたいと思います。
- **〇議長(三倉英規君)** 中村生涯学習課主幹。
- **〇生涯学習課主幹(中村 博君)** 宮戸小学校の照明器具についてでありますけれども、照明器具については工事費ではなくて需用費の修繕費のほうで進めているところでございます。 今宮戸小学校の照明、若干、議員言われたとおり切れている部分がありますので、早急に蛍光灯等を検討して今進めているところでございます。

今後も次年度においても継続して随時修繕をしていく、予算内でできるだけ早急に進めて いるところでございます。

○議長(三倉英規君) ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(三倉英規君) 質疑なしと認めます。

次に、1ページから13ページまでの1総括の歳入歳出、2歳入全般について質疑ありませ

んか。

4番、大松議員。

- ○4番(大松紀美子君) 5ページの民生費国庫負担金の中で、保育所運営費国庫負担金が1,100万円入っていてということなんですが、先ほど条例の質疑の中でもありましたし、それから先ほどの歳出のほうの児童福祉施設費の保育事業負担金として1,006万8,000円というところがあるんですけれども、この公立保育所への色がついていないということで、国庫負担金という形では入らないという説明が条例改正のところでもあったんですけれども、ここにきている、じゃあそういうことであれば国庫負担金というものが何なのだと。何に使うのだというふうに思うんですけれども、この部分は何の部分で来ていると。保育所運営国庫負担金ということで、今はまださくら保育所が27年度ですからその部分になるのか、それではさきの条例改正のときの説明とちょっと私は理解ができないなというところなんですけれども、ちょっと教えてください。
- **〇議長(三倉英規君)** 藤田健康福祉課主幹。
- ○健康福祉課主幹(藤田浩樹君) これはですね、むかわひかり認定こども園の運営費に対する国庫負担金でございます。子ども・子育て支援新制度では認定こども園や幼稚園、保育所などに共通する施設型給付を創出しておりまして、市町村の確認を受けた施設、事業に当たって財政支援を保障していくものであります。
- 〇議長(三倉英規君) 大松議員。
- ○4番(大松紀美子君) ということは、先ほどの条例改正のときの説明というのは間違っているということではないですか。保育事業に対する負担金というのはあくまでもまだきちんと分かれて支給というか、交付されているということになると私の頭では判断されるんですけれども。これは今後の新年度予算の中でも聞かせていただこうと思っていたことなんですけれども、今の時点で疑問に思いましたので、もうちょっとわかりやすく詳しく教えてください。
- 〇議長(三倉英規君) 萬地域振興課参事。
- 〇地域振興課参事(萬 純二郎君) お答えさせていただきます。

先ほども御説明したのは、保育園とか認定こども園の公立の施設については国庫・道費が 出ない。民間の保育園、認定こども園については国庫・道費が出るという部分でございます。 今回のここに出ている部分につきましても、学校法人で運営していますむかわひかり認定こ ども園に対する国庫の部分でございます。

- 〇議長(三倉英規君) 大松議員。
- ○4番(大松紀美子君) その表現がおかしいんだと思うんですよ。出ないという言い方ないでしょう。交付税の中に当然のごとく含まれてくるわけですから、そういう言い方するとじゃあ何もなくて全部一般財源からかとなっている。確かに色がつかなくなったのは私もそれはいいことではないと思っていますけれども、現実として色がつかなくなっているから、なかなか難しい運営をしなければならないという実態になってきているわけですから、そういう説明ではなくて、出ないんじゃなくて交付税の中に含まれて、何年前からかちょっと私も忘れましたけれども、やはりそういう丁寧な説明というのがなければ誤解するんではないですか。
- 〇議長(三倉英規君) 萬地域振興課参事。
- ○地域振興課参事(萬 純二郎君) 説明の仕方悪い部分があるかとは思うんですけれども、 普通交付税措置されているのは保育所認定こども園があろうがなかろうが人口規模等に対し て普通交付税措置されていると。保育所の運営費として出ないという部分で御説明させてい ただいたつもりでございます。
- ○議長(三倉英規君) ほかに質疑はありませんか。
 北村議員。
- **〇11番(北村 修君)** 2点ほどお伺いします。

1つは4ページの地方交付税、3ページからですが、交付税に係る分なんですが、ふえたのが特別交付税に係る分という表現をされていたような気がするんですけれども、だとするとここの説明の欄には特別交付税で書いたほうがいいんじゃないかなという気がするんですけれども、改めて交付税、一般交付税そのものの変化はなかったのか。そしてこの1億9,337万円というのは特別交付税分なのかということを改めてちょっと確認をさせていただきます。

2点目は5ページですが、教育使用料の中の、言いたくない話ですが、穂星寮の使用料が ちょっと減額にしては大きいなという感じがするんですけれども、これは当初見込みの生徒 数の大きな違いなのかどうかということを含めてお伺いします。

それから、3つ目に6ページの土木国庫補助金なんですが、いわゆる道路橋梁関連の交付金が3,800万何がしが減額になっているんですが、これは当初の事業見積もりを進めて行けなかったということなのかどうか、そういう意味でお伺いをしたい。その下の住宅のやつについては次年度の繰り越しでやるということなんだろうと思っていますが、そこら辺の解明

をお願いをしたいというふうに思います。

- 〇議長(三倉英規君) 酒巻総務企画課主幹。
- ○総務企画課主幹(酒巻宏臣君) 地方交付税についての御質問でございますが、地方交付税の予算につきましては、普通交付税と特別交付税を合わせましてこの予算の中で計上させていただいておりまして、これにつきましては普通交付税、特別交付税含めて今年度中の見込みも含めまして追加をさせていただいたという内容でございます。
- 〇議長(三倉英規君) 金本教育振興室長。
- ○教育振興室長(金本和弘君) 私のほうから穂星寮の寮費の収入状況でございますけれども、 議員おっしゃるとおり寮生の当初の見込みの人数減とあわせまして、途中で進路変更して減 った分というようなことで約8名差が生じておりまして、その分の減ということでございます。
- 〇議長(三倉英規君) 為田建設水道課長。
- ○建設水道課長(為田雅弘君) 土木費の国庫補助金の減額につきましては、一番大きなものといたしまして田浦2号の道路改良事業の当初国に対して要求していた額が約7,000万でありますが、決定額が約2,100万ということで5,000万程度落ちました。補助率が10分の6程度ですので、その金額が一番大きくなっております。

以上です。

- 〇議長(三倉英規君) 北村議員。
- **〇11番(北村 修君)** 今の最後のやつはそうしたら道路部分ということですね。橋ではなくてということで確認させていただきました。

交付税の関係なんですけれども、我々にもわかるように、決算の段階ではちゃんとするんでしょうけれども、これは見込みだということで一本化しているのかもしれないんだけれども、おおよその額が確定したということであれば、一般交付税部分がおおよそどのぐらいで、特別交付税分の見込みというのはこうこうぐらいになりますよという表示をしてくれると、交付税の流れというのはよりわかるんじゃないかと思うので、もしその辺のところがおおよその見込みが出ているのであればお伺いをしたいなというふうに思います。

それからあわせてもう一度お伺いしますが、臨財債で補正かけたわけなんですけれども、 これの具体的な中身について教えていただければと思います。

- 〇議長(三倉英規君) 為田建設水道課長。
- ○建設水道課長(為田雅弘君) 町道田浦2号道路改良事業の社会資本整備交付金の減額でご

ざいます。

- 〇議長(三倉英規君) 酒巻総務企画課主幹。
- ○総務企画課主幹(酒巻宏臣君) 交付税の内訳についてでございます。

普通交付税につきましては、既に確定したほか国の補正予算に対応しまして当初算定において調整、減額調整された部分についても合わせまして44億3,700万円ほどの収入と確定となってございます。これに加えまして、特別交付税は最終の見込み、これはあくまでも見込みでございます、4億5,000万円と見込んで今回合わせた数字の差をいったん増額させていただいたという内容でございます。

また、臨時財政対策債の考え方でございますが、これは議員も御承知のとおり、交付税の 算定の一部から出た交付額の一部について後年度やはり交付税の中に算定するということを 前提としまして、その振替分としてまず一旦町で起債を起こしまして一般財源収入とすると いう内容でございまして、国からの地方財政計画、それに基づきまして算定されるものでご ざいまして、こういった内容となっているところでございます。

○議長(三倉英規君) ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(三倉英規君) 質疑なしと認めます。

次に、議案書63ページから71ページまでの予算総則第1表歳入歳出予算補正、第2表繰越 明許費及び第3表地方債補正までの全般について質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(三倉英規君) 質疑なしと認めます。

これで議案第15号の質疑を終わります。

次に、議案第16号 平成27年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)に関する別冊説明書保険事業勘定補正予算(第3号)の事項別明細書1ページから7ページまでの1総括、2歳入、3歳出の全般について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(三倉英規君) 質疑なしと認めます。

次に、平成27年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)に関する別冊説明書 直診勘定補正予算(第2号)の事項別明細書1ページから6ページまでの1総括、2歳入、 3歳出の全般について質疑はありませんか。

北村議員。

〇11番(北村 修君) 1点だけお伺いします。

説明書の2ページ、歳入でありますが、診療収入全体として4,000万ほど。その中で外来収入で3,300万の減額補正ということになる。それだけ収入が落ち込んだよということになるわけですが、なぜこの問題を質問するかというと、言ってみれば当初計画の2割、20%ほどの落ち込みということになるんですよね。医療費が使われないということはいいことなんだけれども、運営上で見ればちょっとそのままそうですかと言うのもどうかなと思いまして、そこら辺の要因だとか等々含めてこの辺のところをどのように見ておられるのか、この際何っておきたいと思います。

○議長(三倉英規君) 議場の温度が上がっておりますので、上着の着用は自由とさせていただきます。

石垣国保診療所事務長。

○国民健康保険穂別診療所事務長(石垣政志君) お答えいたします。

なかなか答えづらい部分もございます。目標、当初の予算目標が甘かったと言われればそれまでなんですけれども、当初大体月1,700名程度の外来患者を見込んでいたところ、今の段階で1,300名程度ということで、月400名、一日にして大体20名程度、少ない状況です。これは、25年度より医者が2人体制になって長期処方がふえてきているという状況もございますし、穂別地区の人口そのものが減少しているというのも要因の一つと考えられるのかなと思いますし、また、年末年始流行するインフルエンザそのものも穂別地区、鵡川地区も恐らくそうなんだろうと思いますけれども、散発程度の発生状況でそれに係る薬関係の使用量が減ってきているという、いろいろな要因が絡みましてこれほどの減額になってきているという状況にございます。

以上です。

- 〇議長(三倉英規君) 北村議員。
- ○11番(北村 修君) それだけ言うと頑張っているのでいいんじゃないってことになりますのでもう少しお伺いしますが、医業診療収入の分で入院と合わせて4,000万超える見込みの落ち込みということになるんですが、最終的なそれをどうするかという見込みについては繰り入れで国保会計から7,000万ほどは回してはいますけれども、最終的にそれの半分程度の落ち込みで終わらせるという点から見れば、いわゆる収支のバランスで言えばそれほど大きくはないということで努力されているんだなということはわかります。ただし、その後段で出てくる次の病院会計でも御質問したいとは思っていますけれども、やはりこの維持のた

めにすぐに一般会計から繰入等含めて2億8,000万超えた、3億に限りなく接近してくるという状況の中で、いろいろとあり方そのもの含めながら検討する、いろいろ大変な難しい問題だと思うけれども、次年度以降に向けてどういうふうなものとして考えておられるのか、あるいは現場でどういう議論されておるのか、今述べられるものがあれば述べていただきたいなというふうに思います。

[「今はありません」と言う人あり]

○議長(三倉英規君) そうしたら、ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(三倉英規君) 質疑なしと認めます。

次に、議案書つづり73ページから76ページまでの予算総則第1表保険事業勘定歳入歳出予算補正、第2表直診勘定歳入歳出予算補正について質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(三倉英規君) 質疑なしと認めます。

これで議案第16号の質疑を終わります。

次に、議案第17号 平成27年度むかわ町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)に関する別冊説明書、事項別明細書1ページから3ページまでの1総括、2歳入、3歳出全般について質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(三倉英規君) 質疑なしと認めます。

次に、議案書つづり77ページから78ページ、予算総則第1表歳入歳出予算補正について質 疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(三倉英規君) 質疑なしと認めます。

これで議案第17号の質疑を終わります。

次に、議案第18号 平成27年度むかわ町介護保険特別会計補正予算(第2号)に関する別 冊説明書、事項別明細書1ページから6ページまでの1総括、2歳入、3歳出全般について 質疑はありませんか。

大松議員。

〇4番(大松紀美子君) 5ページの50030、50040も含めてなんですが、毎年のことなんですよね、この減額措置というのは。当初の計画の立て方がどうなのかとかいろいろ考えられる

んですけれども、実際に給付費ですからこれが当然必要な部分として見込んで計画を立てていると思うんですけれども、ここまで毎年残っていくというところの要因というのは、きちんと見ていかないと次の予算のところでも考えていくところが多いと思うので、現段階でどのような判断をされているんでしょうか。

- 〇議長(三倉英規君) 中澤地域振興課主幹。
- ○地域振興課主幹(中澤十四三君) 給付費の見込みについてですが、今特別養護老人ホーム それからその他の介護サービスがありますが、特に特別養護老人ホーム給付費のおおむねを 占める割合につきまして推移を見ているところですが、実際には2つの施設180床の中の本 町の利用者が占める割合が60から70%を占めております。その中の割合という中で、今年度 特に介護給付費の変更がございまして報酬改定があった中で、介護度の低い方の利用が若干 多くなっていることと、それから全体的に利用人数、入所者の人数削減というか利用の控え があったのは介護度の低い方が多くなったこと、それから利用者の中で入院患者が多くなっているということで、常に5%以上の入院患者が出ているというところあたりで給付費の減額の推移があるところです。
- ○議長(三倉英規君) ほかに質疑はありませんか。
 大松議員。
- ○4番(大松紀美子君) それはそういう状況なんだということがわかりました。ただ、ここの50030の中でこの施設介護サービス給付費の一番大きなところが、その特別養護老人ホーム2施設の部分ということで判断していいんでしょうか。この施設介護サービス、例えば今でいうサ高住なんかありますでしょう。そういうところもここの部分に含まれていくのか、含まれるのか含まれないのか、対象となる2施設だけでこのような金額になるのか、ちょっとその辺教えてください。
- 〇議長(三倉英規君) 中澤地域振興課主幹。
- ○地域振興課主幹(中澤十四三君) 施設の種類というか数につきましては、おおむね町内の施設は2施設と答えましたけれども、そのほかにも多くいます。町外の施設も利用されている方も含みます。サ高住は含みません。
- ○議長(三倉英規君) ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(三倉英規君) 質疑なしと認めます。

次に、議案書つづり79ページから81ページまでの予算総則第1表歳入歳出予算補正につい

て質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(三倉英規君) 質疑なしと認めます。

これで議案第18号の質疑を終わります。

次に、議案第19号 平成27年度むかわ町病院事業会計補正予算(第1号)に関する別冊説明書、事項別明細書1ページから2ページまでの収益的収入、収益的支出及び議案書つづり83ページの全般について質疑はありませんか。

北村議員。

- **〇11番(北村 修君)** 全般にわたってお伺いしますが、きのうの一般質問の中でも病院の 利用をふやすようなことがあってはどうかという質問もありました。私はそのとおりだなと 思いながら聞いておったんですが、それに関連してお伺いしますが、この補正の中で最終的 に4,500万円の一般会計から繰入れで赤字補塡するとこういう内容になっておるわけであり まして、この補塡分もいろいろ議論した中で、これかなりやってまいりましたが、ここも最 終的に1億8,700万と、約2億に近くなっているんですね。ここら辺のところ、やはりこう いう事態を少しでも少なくしていくという方策を町としても考えなければならない。町立病 院でもありますからね、指定管理とはいえ。ですから、そういう点についてどういうふうに 思っているのかということをお伺いするわけでありますが、当初計画の中には1日当たりの 患者数の見込み、年間でどのくらいというふうなこともやるんですが、結果として当該年度 はどういう状況であったのか。これだけで見ると医療費で見れば、2万1,000円の減額と。 結果が160数万というのはわからないわけですが、どうしてそういう状況になるかわからな いんですが、しかしこの費用だけは大きくふえて4,500万にしなければならない、こういう 状況になっていますね。ですから、その中身について実際に患者数がどのくらいになってい ての状況なのか。あるいは収入よりも費用の分が大きくふえているというのは何なのか。そ ういう状況というのはちゃんと行政は押さえておられるのかどうか。その中身について明ら かにされればというふうに思います。
- 〇議長(三倉英規君) 高橋健康福祉課長。
- **〇健康福祉課長(高橋道雄君)** ただいまの御質問についてお答えをさせていただきます。

会計処理につきましては、病院の経営につきましてはあくまでも指定管理者ということで、 厚生病院のほうで運営会計持ってございます。それにつきましては、それに対しましてこれ まで施設を建設してきた建物にかかわる経費それに対する起債の償還等、それから一部職員 の住宅等の部分の町が所有している部分の会計を担っているところです。

今言っている4,500万の損失補塡については、あくまでも厚生病院で会計を持っている中での損失部分の補塡という形になってございます。それで、厚生病院として収支につきましては、病床の稼働率というのが非常に大きな経営上の収入の要因となってきます。これが大きく影響するということで考えているところでございます。これにつきましては、前年度は病床稼働率が57%ほどです。今年度につきましては、1月段階では60%くらいということで、若干稼働率が上がってきています。それに伴いまして収支も若干改善しているということでございます。この要因といたしましては、厚生病院のほうで医師等を含めて入院患者をふやす対策ということで、苫小牧市等の病院に直接伺いながら患者さんを受け入れるという形の対応をとっています。そういうことで町外等、特に苫小牧のほうからの患者数が増加しているということもございまして、病床稼働率が一部増加することによって収益等の部分で改善を図ってきているということでございます。これにつきましても、今後とも継続してさらに続けて対応していきたいということでございます。

〇議長(三倉英規君) 北村議員。

○11番(北村 修君) 今の説明で疑問が湧いたので。ということは、この4,500万がふえたというのは、町として大きいのは建物関連での後年度分の支払いというのはわかっていますけれども、しかし、赤字補塡という形で、今単純に言うとやっているわけだ。その分が大きなものだというふうに思うんですね。そうすると、稼働率が上がっているのになぜ費用の部分だけがマイナスの部分、稼働率を上げていけば費用がふえるということはわかりますけれども、マイナスだけがふえるということにはならないと思うんですよね。収入も当然ふえていかなければならないと思うんですね。だから、そこら辺の中身は確かに医療事業をやったその収支については厚生連のほうできちっとやるんでしょうけれども、そのマイナスになった分を補塡するという役割を持っている行政としてその中身について、おおむねのことはちゃんと知っておいてやるというふうにしないとだめだと思うんですね。ですから、そういう点でどこの部分で費用が、いわゆるマイナス分がふえてきたのかということをもうちょっと明らかにしてください。

○議長(三倉英規君) 高橋健康福祉課長。

〇健康福祉課長(高橋道雄君) ただいまの質問につきまして、赤字の部分ということでのお話なんですが、指定管理者との協定によりまして地方交付税相当分を町のほうで支援をしていくという形になっています。それとあわせて損失補塡という形で発生した部分につきまし

ては、翌年度にその部分を交付することになっています。今回の4,000万の損失補塡の交付 につきましては、前年度発生した損失分を今年度の町の予算の中で予算措置して、これを措 置された後に厚生病院のほうにこの金額を前年度損失分を交付していくという形での手続と なってございます。

- 〇議長(三倉英規君) 北村議員。
- ○11番(北村 修君) わかりました。いずれにしろ前年度分だとしても、そのこうなっていった要因というものはあるんでしょう。27年度については稼働率上がった。だけど26年度上がってなかったんだということでのことだとかあると思うんですよ。そういう中でやはり例えば患者数が計画よりも少なかっただとか、そういうものというのはあると思うんですよ。そういうものをやっぱりつかんでいくということも大事じゃないか。これは単なる我が町がどれだけ金出すかというだけではなくて、予防医療とか、かかりつけ医とかいろいろ言っている、そういう医療行政をこれから行っていく上でもそういうところではちゃんとこう見ていかなければならないところだと思うんですよ。そういう点でわからなければ後の新年度予算でもいいですけれども、そういう点で解明していただきたいというふうに思いますが、いかがですか。

[「新年度予算で」と言う人あり]

○議長(三倉英規君) それは課長、新年度予算の中でそこは調べてちゃんと答弁できるように。

ほかにありませんか。

大松議員。

[「答弁なしか」「新年度予算の中できちんと」「今言わなかったら新年度予算の中ではまたあらたに」「ちゃんとそれと答弁して」「答弁できないんだったらできないって言え」と言う人あり]

- 〇議長(三倉英規君) 渋谷副町長。
- ○副町長(渋谷昌彦君) ちょっと細かい要因については資料がございませんでお話できませんけれども、いずれにしましても厚生病院側の年度間の計画というのが出されまして、それを町とすり合わせをする中で今後1年間の患者見込み数 収入支出を計画してまいります。その計画に基づいて運営をしていただくと。そういう中で出てきた赤字分について後年時に損失補塡というような形で行っていくということで、実は開設当初からそのような形で協定を結びながらやっております。そういったことで、この額がふえないように毎年のそういう

協議の中で工夫をしながらということで病院側といろいろやっているところであります。

27年度につきましては、先ほど言いましたように入院体制のほうの強化というようなことで、苫小牧から急性期を終わったような患者についてむかわのほうで受け入れるというようなことで患者数の確保というところをやっているというようなことでございます。

O議長(三倉英規君) よろしいですか。

大松議員。

- ○4番(大松紀美子君) 今ずっと聞いていてよくわからないんですけれども、高橋課長の説明で損失金の4,500万というのは前年度分となると。でもその原資は地方交付税だっておっしゃったのね、さっき。それ違いますよね。それちょっと違うなら違うってちょっと訂正していただきたいんですけれども。ちょっと違いますよね。国庫負担金、今度28年度の予算の中で、28年度の事業予定の貸借対照表というのが出ていますよね。その中に国庫補助金だとか道補助金というものが出ていますから、来るというのはわかるんです。稼働した病床のあれだとかということで来るというのはわかるんですけれども、今の説明はちょっと違いますよね。違っているところは違っていると言ってください。別なところでまた新年度予算で聞かせていただきますから。
- 〇議長(三倉英規君) 高橋健康福祉課長。
- ○健康福祉課長(高橋道雄君) ただいまの御質問にお答えします。

指定管理者との協定におきまして年度協定というのを毎年結んでございます。その中で、 運営交付金というものと、それから損失交付金という2つの交付金を補塡するとなっていま す。

最初の運営交付金につきましては、地方交付税相当分という形で例年交付しています。損失交付金につきましては、今お話になっております部分の損失が出た場合には翌年度交付という形で2種類の形で交付しているということでございます。

〇議長(三倉英規君) ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(三倉英規君) 質疑なしと認め、これで議案第19号の質疑を終わります。

これから議案第15号から議案第19号までの討論を行います。

討論の順番は議案番号順といたします。

初めに、議案第15号について討論を行います。

原案に反対者の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(三倉英規君) 討論なしと認めます。

これで議案第15号の討論を終わります。

次に、議案第16号について討論を行います。

原案に反対者の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(三倉英規君) 討論なしと認めます。

これで議案第16号の討論を終わります。

次に、議案第17号について討論を行います。

原案に反対者の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(三倉英規君) 討論なしと認めます。

これで議案第17号の討論を終わります。

次に、議案第18号について討論を行います。

原案に反対者の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(三倉英規君) 討論なしと認めます。

これで議案第18号の討論を終わります。

次に、議案第19号について討論を行います。

原案に反対者の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(三倉英規君) 討論なしと認めます。

これで議案第19号の討論を終わります。

これから議案第15号から議案第19号までの5件を採決します。

採決の順番は議案番号順といたします。

初めに、議案第15号を採決します。

お諮りします。

議案第15号 平成27年度むかわ町一般会計補正予算(第4号)は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(三倉英規君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号を採決します。

お諮りします。

議案第16号 平成27年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(三倉英規君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号を採決します。

お諮りします。

議案第17号 平成27年度むかわ町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)は原案のと おり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(三倉英規君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号を採決します。

お諮りします。

議案第18号 平成27年度むかわ町介護保険特別会計補正予算(第2号)は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(三倉英規君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号を採決します。

お諮りします。

議案第19号 平成27年度むかわ町病院事業会計補正予算(第1号)は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(三倉英規君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

◎議案第20号から議案第26号の一括上程、説明、質疑、予算審査 特別委員会設置、付託

○議長(三倉英規君) 日程第26、議案第20号 平成28年度むかわ町一般会計予算から日程第32、議案第26号 平成28年度むかわ町病院事業会計予算までの7件を一括議題といたします。議案第20号から議案第26号までの7件について提案理由の説明を求めます。

奥村総務企画課長。

[奥村誠治総務企画課長 登壇]

○総務企画課長(奥村誠治君) 議案第20号 平成28年度むかわ町一般会計予算から議案第26号 平成28年度むかわ町病院事業会計予算まで一括して御説明申し上げます。

別冊配付しております平成28年度各会計予算概要書に基づきまして御説明申し上げたいと 思います。お手元に用意をお願いいたします。インデックスで事業概要と書かれているとこ ろをお開きいただきたいと思います。

まず、1ページをお開きいただきたいと思います。

平成28年度むかわ町各会計予算総括表でございます。

一般会計は100億9,035万8,000円で、前年度対比9億7,878万5,000円、10.7%の増額でご ざいます。

特別会計につきましては、国民健康保険特別会計ほか2特別会計で総額31億9,506万4,000円、1億996万3,000円、3.6%の増額でございます。

公営企業会計につきましては、上水道事業ほか2事業で総額15億6,365万4,000円、9,916 万8,000円、6.8%の増額でございます。

全会計におきましては、総額148億4,907万6,000円、前年度対比11億8,791万6,000円、 8.7%の増額となったものでございます。

ページをめくっていただきまして2ページ、3ページにつきましては、一般会計歳入歳出 予算科目別対比表でございます。前年対比の款別増減額の大きいもので、その内容を中心に 御説明をいたしたいと思います。

まず左側、歳入でございます。

1 款町税は、歳入全体の8.9%を占め8億9,555万2,000円で、前年対比2,348万9,000円、 2.7%の増加でございます。

10款地方交付税につきましては、43億5,000万円で歳入全体の43.1%を占めていますが、

平成28年度の地方財政計画等を勘案し前年対比3億5,000万円、7.4%の減額としたところでございます。

12款分担金及び負担金でございますが、前年の土地改良区総代選挙の代理執行に伴う負担金の皆減等により2,114万5,000円で前年対比400万5,000円、15.9%の減額となったところでございます。

3ページに移りまして、14款国庫支出金につきましては、8億999万6,000円でございまして、前年対比8,164万4,000円、11.2%の増額となっております。これは主に鵡川中央小学校校舎及び学校給食施設の整備に伴う国庫負担金及び補助金、並びに国の年金生活者等支援臨時給付金に係る補助金でございます。

15款道支出金につきましては、7億7,926万2,000円で統計調査及び選挙に係る委託金が減少いたしましたが、圃場整備のための農地耕作条件改善事業交付金の当初計上により前年対比2億2,243万3,000円、39.9%の増額となったところでございます。

17款寄附金につきましては、ふるさと納税が近年伸びを示していますが、年間見通しでの 過大な計上を避けるため、昨年実績を考慮した上で当面分として2,400万円を計上したとこ ろでございます。

18款繰入金につきましては11億5,001万7,000円、前年対比8億5,319万1,000円、287.4% の増額でございます。前年対比内訳で主に財政調整基金が4億円の増額、地域振興基金が9,287万5,000円の増額、四季の館営繕基金が4,685万8,000円の増額、教育施設整備基金で2億8,900万円の増額によるものでございます。

20款諸収入につきましては、2億2,762万8,000円でございまして、漁業振興対策特別資金貸付金で1,400万円の増額などにより前年対比2,142万5,000円、10.4%の増加となったところでございます。

21款町債につきましては、12億2,920万円でございまして、前年度に比べますと7,870万円、6.8%の増額となっております。これは、鵡川中央小学校校舎、学校給食施設整備事業債が増加、公営住宅建設事業債が皆減しているものでございます。

続きまして、2ページに戻っていただきまして右側の表の歳出の主な増減内訳でございます。

2款総務費の主な増減額につきましては、恐竜プロジェクト事業及び四季の館施設修繕費用の増加、公用車の更新、富内銀河会館整備事業の計上により増加した一方で、総合行政情報システム更新費、知事・道議員等各種選挙費及び国勢調査費が減少しているところでござ

います。

3款民生費の主な増減額につきましては、穂別中央生活館維持補修工事、国の年金生活者等支援臨時給付金事業及び子育てコンシェルジュ配置費用の計上、障害福祉サービス費が増加した一方で、児童手当支給額の減少及び国民健康保険特別会計間の直診勘定分繰出金に係る僻地診療所運営費分の当初計上により一般会計分が減額しているところでございます。

4款衛生費の主な増減につきましては、前年度は平成26年度繰越事業にて予算措置しました不妊治療費助成事業については当初計上により皆増、日本脳炎予防接種の法定化による費用及び斎場に係る設備修繕が増加しているところでございます。

5 款農林水産業費の農業費につきましては、前年度は26年度繰越事業にて予算措置した担い手育成センター補助金について当初計上により皆増、農地の圃場整備促進のための農地耕作条件改善事業補助金及び集落支援員の配置により増加した一方、財産譲渡により農業センター施設費が皆減となったところでございます。

次に、林業費でございますが、林業専用道ではバロー沢支線の工事費及び道営平丘和泉線 開設の調査設計費を計上、小規模治山事業では橋本の沢が昨年度終了しましたが、新年度か ら有明2号沢に着工するなどにより林業費は増加となっております。

また、水産業費につきましては、漁業振興対策特別資金貸付金に係る預託金の増額、漁業協同組合への海水ろ過滅菌装置整備及びシシャモふ化事業基礎調査への補助金の計上により増加となっております。

6 款商工費につきましては、前年度は平成26年度繰越事業にて予算措置した食による観光まちづくり事業を当初予算に計上、また、移住定住促進に向けた新規施策であります戸建住宅取得奨励事業及び民間賃貸住宅リフォーム奨励事業による助成経費を計上したことにより増加したところでございます。

7款土木費の減額につきましては、町道及び都市公園の整備事業の継続のほか、新規で福 住地区の冠水対策として排水整備工事に着手しますが、町営末広団地の1棟目の建設事業が 終了しましたことから土木費総額は減少したところでございます。

8 款消防費につきましては、昨年穂別署で行いました消防緊急デジタル無線活動波整備事業が終了し、今年度は防火水槽整備及び消防車両の更新費、並びに穂別町民センターの非常用発電機設置費を計上しております。

3ページに移りまして、9款教育費でございますが、大幅な増加となっておりまして、継続費により実施中の鵡川中央小学校校舎改築及び学校給食施設に係る完成年度整備事業費及

び穂別中学校屋根ふきかえ工事などの計上によるものでございます。

12款給与費につきましては、職員の退職及び新規採用による相殺がありますが、給与改定等により総額は増額となっております。

次に、4ページをお開き願います。

4ページは国民健康保険特別会計の保険事業勘定に係る予算科目別対比表でございます。 総額では16億7,207万7,000円で9,563万円、6.1%の増額となっております。

歳入の1款国民健康保険税は世帯数、被保険者数が減少する一方、軽減額が増加しており、 所得動向などを勘案し前年対比で減収する見込みでございます。

3款国庫支出金と4款療養給付費交付金は、主に保険給付費等の増加及び国庫補助金の財政調整交付金における僻地診療所運営費算入分を当初予算に計上したことによるものでございます。

5 款前期高齢者交付金につきましては、65歳から74歳までの前期高齢者医療費の一部補塡 分でございますが、新年度は平成26年度分の精算などにより大幅な減額となるものでござい ます。

6款道支出金につきましては、道補助金の財政調整交付金が増加しております。

7款共同事業交付金につきましては、一般被保険者の医療費が1件80万円を超えた場合の 高額医療費共同事業交付金が、平成27年度の高額医療費の実績により増加となったものでご ざいます。

9款繰入金でございますが、一般会計からの繰入金の増額は財政安定化支援事業分や保険 税軽減分が増加となり、また、歳出保険給付費の増により基金繰入金が増加しております。

歳出につきましては、2款保険給付費の療養諸費及び高額療養費がそれぞれ昨年からの医療費の増加傾向から増加となる見込みでございます。

3款後期高齢者支援金及び6款介護納付金は、前々年度分の確定精算に伴い減少している ところでございます。

7款共同事業拠出金につきましては、北海道国保連合会からの通知に基づき予算措置いた しましたが、微増となったものでございます。

10諸支出金につきましては、歳入で説明いたしました僻地診療所運営費の当初予算への計上により直診勘定への繰出金が増加しております。

次に、5ページの上段直診勘定でございます。

直診勘定予算は総額で5億544万円、2,408万円、5.0%の増額でございます。

歳入の1款診療収入につきましては、入院収入を前年同額、外来収入を減額と見込み、診療収入全体では減額で計上しているものでございます。

3款繰入金の増は、不足財源補塡としての一般会計からの繰入金が減少しているものの、 事業勘定からの僻地診療所運営費分の繰入金の計上によるものでございます。

歳出につきましては、1款総務費で職員退職に伴う一般職及び手当が減少、2款医療費につきましては、人材派遣委託費及び備品購入で増加となっております。

同ページ下段の後期高齢者医療特別会計につきましては、総額で1億2,301万円、277万 3,000円、2.2%の減額でございます。

歳入の1款後期高齢者医療保険料及び歳出の2款分担金及び負担金におきましては、被保 険者数が横ばいながら1人当たり保険料が減少となっているものでございます。

6ページをお開き願います。

介護保険特別会計予算でございますが、総額は8億9,453万7,000円、697万4,000円、 0.8%の減少でございます。

歳入につきましては、歳出の各事業に対応いたしましてそれぞれの負担割合に応じて所要額を算出しており、介護保険料の不足部分につきましては、7款繰入金の基金繰入れにより措置しているところでございます。

歳出につきましては、1款総務費で前年度の介護認定調査と車両更新費が皆減により減額、2款保険給付費につきましては、居宅介護サービス給付は微増ながら施設介護サービス給付の減などにより総額で微減となっており、4款地域支援事業では地域包括支援センター事業が増額となっているものでございます。

次は7ページにお移りをいただきまして、公営企業の上水道事業会計でございます。

右側の表下段にございます収益的支出と資本的支出の合計で、5億5,969万6,000円、9,118万2,000円、19.5%の増額でございます。

鵡川地区の水道事業につきましては、給水戸数が2,232戸で、平成28年度の主な建設改良 事業といたしましては、量水器取り替え、配水管布設替え、春日浄水場設備更新を予定して いるものでございます。

穂別地区の簡易水道事業につきましては給水戸数が1,358戸で、主な建設改良事業といた しましては量水器取り替え、配水管布設替え、穂別地区簡易水道第6次拡張工事を予定して いるものでございます。

8ページをお開きいただきまして、まず上段、下水道事業会計でございます。

上段の表右下の欄でございますが、収益的支出と資本的支出の合計で6億3,221万5,000円、772万7,000円、1.2%の増額でございます。

鵡川地区公共下水道は排水戸数1,500戸で、主な事業といたしましては、引き続き長寿命 化工事及びマンホールポンプ更新を予定しているところでございます。

穂別地区農業集落排水事業は排水戸数は811戸で、企業債の償還が減少、長期借入金償還が増加、また機器工事を予定しているものでございます。

次は下段、病院事業会計でございます。

病院事業会計の収益的支出と資本的支出の合計は、3億7,174万3,000円で25万9,000円、0.1%の微増となっております。

左側の歳入におきましては、1款病院事業収益の医業外収益におきまして普通交付税算入額及び病院事業費用の不足額を一般会計から繰り入れるものでございます。

病院の業務予定量といたしましては、1日当たり平均患者数は入院で28人、外来で97人を 予定しているものでございます。

次に、9ページでございます。

9ページ、10ページは町税の状況でございまして、町税全体では先ほど申し上げましたとおり前年対比2.7%の増加を見込み、税別では個人町民税が横ばい、法人町民税が微増、10ページの固定資産税は家屋償却資産分の微増、軽自動車税は新税率による増加、たばこ税が微増の状況となっております。

11ページに移りまして、地方交付税と地方譲与税の年度別推移の状況でございます。

地方交付税につきましては、27年度の決算見込みで48億9,000万円ほどと見込んでいるところでございますが、平成28年度におきましては地方財政計画、算定基礎数値動向、合併特例提言を考慮し、43億5,000万円と推計しているところでございます。

下段の地方譲与税等の状況でございますが、平成27年度決算見込額に対しまして4,801万円、16.1%の増額、主に地方消費税交付金の伸びでございます。

12ページをお開きください。

12ページ、13ページは町債の状況でございます。

12ページの一般会計の平成28年度末の現在高見込額は、前年度末見込額より110万5,000円の増加となりまして105億5,730万6,000円の見込みで、中長期財政フレーム106億円以内になる見通しでございます。

また、13ページは特別会計及び企業会計の町債状況でございます。

全会計を合わせました平成28年度末現在見込額では、140億147万1,000円で前年度末に比べ3億4,177万3,000円減少する見込みでございます。

次に、14ページをお開きいただきまして基金の状況でございます。

一般会計の基金は財政調整基金、減災基金のほか16の特定目的基金がございまして、下から4行目黒丸で表示しております一般会計基金の合計で平成28年度末現在高は46億8,288万2,000円の見込みで、新年度においても中長期財政フレームにおける財政調整基金保有高の目安10億円を維持できる見通しでございます。

また、特別会計の2基金を合わせました基金総額の平成28年度末現在高は47億3,456万円 ほどの見込みとなっているものでございます。

以上、議案第20号から議案第26号まで一括して御説明申し上げました。よろしく御審議、 御決定くださいますようお願いを申し上げます。

○議長(三倉英規君) 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

なお、本議案7件の取り扱いにつきましては議会運営委員長報告のとおり、議長を除く全員で構成する平成28年度むかわ町各会計予算審査特別委員会を設置し、ここに付託の上、審査をすることに協議が整っておりますので、提案理由の説明に対する質疑は大体論または特に重要な件だけに限定して質疑を受けたいと思います。

質疑の順番は議案番号順といたします。

まず初めに、議案第20号 平成28年度むかわ町一般会計予算の説明に対して質疑はありませんか。

北村議員。

○11番(北村 修君) 大まかに質問したいというふうに思いますが、特に重要と言われたらちょっと困るなという感じもしますが、今度の予算全体で140億を超え、一般会計では100億を超えるという大型予算です。中身的には前年度からの学校建設のような大型事業が含んでいるということもございまして、大きくなっていくなというのはわかるんでありますが、しかし、この合併して10年、合併特例が延長になっていわば初年度ということになるわけでございます。予算案にあるように交付税も減額で予算措置をするという状況になるわけでございます。そうした中で、こういう予算を組み立て、どういうものをこの中でつくろうとしておるのかということについて御質問をするわけであります。大まかな予算を見ますと、大体財政的には中長期財政フレームの上にのっとって町債の残高についても、あるいは先払っ

ていく公債についてもほぼ財政フレームにのっとってやっている。そういう点では特段、特別なことというようなことに見られないように思われますけれども、しかし中身で見れば、この財調基金から11億。特にこの財政調整基金から5億、通常のフレームでいう積立てから見ても相当高まっておりますから、それはそれでいいとは思いますけれども、前段申し上げたような交付税が減額するというこういう当初の年度に当たってこういう予算措置をつくるというのは、どういうことを町民の皆さんにアピールしようとしているのか。こういう点が問われてくるんじゃないかというふうに思います。そういう点で基本的な本年度予算の組み立て方、そこの大きな狙いというものについて総枠的にお伺いをさせていただきたいという点であります。

- 〇議長(三倉英規君) 奥村総務企画課長。
- ○総務企画課長(奥村誠治君) 前段私のほうから事務的な考え方につきまして御説明をさせていただきたいと思います。

ただいま議員のほうから御指摘ありましたように新年度予算、継続事業であります学校建設事業、これが非常に大きな位置を占めるわけでございます。この事業につきましては御案内のように竹中町長就任以前から実施というものが予定をされていた部分でございます。従いましてこれは町民の皆様にしっかりと実施をしていくという責務が竹中町長にも引き継がれているものでございますので、そこのところはしっかりとやっていくということはまず基本になるところでございますが、そういった中にあってもやはり現在の地域の経済状況、あるいはまちづくりで力点を置いていかなければならない部分、そういったものにやはり配慮をしながら予算を組み立てるということが必要な、非常に難しい年度の編成作業であったかと思っております。特に意を置いたところは、やはり新年度28年度は学校建設だけではなく、地域の経済というものを一定程度支えていく意味も込めまして建設事業、あるいは各産業の振興対策についてを盛り込んでいく必要があったということでございます。そういった意味で学校建設については予定されていました町債の抑制のための3億円、これは繰り入れをさせていただきますが、そのほかの事業で今回財政調整基金を取り崩すのは2億円になります。2億円はいわば通常の年度の建設事業等々実施する上での必要な繰り入れというふうに私どもは考えておるところでございます。

2点目は、やはり昨年からいろいろと議論をさせていただきました地方創生の中で、いち早く必要な事業というものを進捗をさせていくということが必要なわけでございます。そういう意味で再三申し上げておりますように、総合戦略のリーディングプロジェクトという先

導的な役割を担う、そういう意味合いのある恐竜ワールド構想というものをしっかりと進めていく、そういった予算配置が必要であったかというふうに思います。

3点目は、建設事業について一定程度予算措置をいたしましたが、まちづくりはやはりさまざまな町民の皆様に対するソフト事業の展開というものも必要になってくるわけでございます。さまざまなソフト事業、新しいものも大小織りまぜてございますが、特に大きいのはやはり移住・定住というものを取り組んでいく必要があるんではないかということで、住宅の助成制度というものを新年度予算措置をしているところでございます。

こういったものを積み上げ、また財政規律というものを保ちながら立てた結果として一般会計100億という大きなものになったところでございます。今後もやはり財政規律こういったものをしっかりと見ながら予算を編成していくということに、心がけていくものというふうに考えておるところでございます。

〇議長(三倉英規君) 竹中町長。

○町長(竹中喜之君) 今、財政担当のほうの課長から説明が大枠の中で語られて御理解は示されたかと思います。繰り返しますけれども、合併10周年という節目を迎える平成27年度、ここにおきまして地元力の向上元年という形で位置づけながら協働のまちづくりをこの間進めてきているところでもございます。あわせて人口減少、そして少子高齢化が進む中におきましてもどう地域の活力を維持していくのか、そういったことからいよいよ地方創生が本格的なスタートの年を迎えるかと思います。

極力奥村課長とは同じ表現を使わない中でお話をしていきたいかと思いますけれども、1 つには2年目となっております、先ほど議員のほうからも触れられた学校改築、さらには給食施設の整備といった大規模な建設事業、そして先ほど申し上げました高齢化の進展による社会保障費、そして地方創生の新たな需要とこういったことが歳出全体として増加が見込まれるかと思っております。そしてこういった状況というものを踏まえながら平成28年度の予算、先ほど触れられたかと思いますけれども、それぞれの事業、大型事業も含めてですが、実効性の向上、これに向けた手法、さらにはトータルコストでの後年度負担の把握によるコストパフォーマンスの検証というのでしょうか、そしてPDCAサイクル。これまでも取られてきているかと思います。こういったことをさらに徹底しながら、将来に想定される課題というのをこの際的確に把握していきたい。こういった視点で予算編成に当たってきているところでございます。

それと、昨日も申し上げたところでございますけれども、一つには平成32年度までのまち

づくり計画、この策定中のむかわ町まちづくり計画のもとに推進とともに今回の地方創生のまち・ひと・しごとの総合戦略、この柱に据えている人材の育成、恐竜化石の活用、そして産業面も含めた担い手の育成、そして子育て環境、健康長寿というんでしょうか、こういった地元力の向上というのもあわせて着実に進めていくということを視点にしながら、今回臨んできているところでもございます。

また今回、この間においての日常業務を通じた中の町民の皆さんとの対話の中で把握した 課題というのも含めながら対応策を検討しながら予算編成に努めてきているところでもござ います。

地方創生、まちづくり計画の推進、そして地元力の向上といったところで、さらにきのう申し上げました協働のまちづくりで今回の5年間を次の将来に向けた5年間、それの一歩のスタートの年度としての予算としても位置づけているところでございます。

○議長(三倉英規君) ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(三倉英規君) 質疑なしと認め、これで議案第20号の質疑を終わります。

次に、議案第21号 平成28年度むかわ町国民健康保険特別会計予算の説明に対し質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(三倉英規君) 質疑なしと認めます。

これで議案第21号の質疑を終わります。

次に、議案第22号 平成28年度むかわ町後期高齢者医療特別会計予算の説明に対し質疑は ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(三倉英規君) 質疑なしと認めます。

これで議案第22号の質疑を終わります。

次に、議案第23号 平成28年度むかわ町介護保険特別会計予算の説明に対し質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(三倉英規君) 質疑なしと認めます。

これで議案第23号の質疑を終わります。

次に、議案第24号 平成28年度むかわ町上水道事業会計予算の説明に対し質疑はありませ

んか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(三倉英規君) 質疑なしと認めます。

これで議案第24号の質疑を終わります。

次に、議案第25号 平成28年度むかわ町下水道事業会計予算の説明に対し質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(三倉英規君) 質疑なしと認めます。

これで議案第25号の質疑を終わります。

次に、議案第26号 平成28年度むかわ町病院事業会計予算の説明に対し質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(三倉英規君) 質疑なしと認めます。

これで議案第26号の質疑を終わります。

お諮りします。

議案第20号 平成28年度むかわ町一般会計予算から議案第26号 平成28年度むかわ町病院 事業会計予算までの7件につきましては、審議の都合上、議長を除く全員で構成する平成28 年度むかわ町各会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査をすることにしたい と思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(三倉英規君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第20号から議案第26号までの7件につきましては、議長を除く全員で構成する平成28年度むかわ町各会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

ただいま設置されました平成28年度むかわ町各会計予算審査特別委員会の委員に申し上げます。委員会条例第10条の規定により、委員長の互選をするため委員会を招集いたしますので、休憩中に委員会を開催願います。

しばらく休憩をいたします。

説明員は本会議再開まで退席願います。

再開は4時といたします。

休憩 午後 3時04分

再開 午後 4時00分

○議長(三倉英規君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長(三倉英規君) これから諸般の報告を行います。

休憩中に開催されました平成28年度むかわ町各会計予算審査特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、委員長に津川篤委員、副委員長に山崎満敬委員が選任されましたので、議会の運営に関する基準第107号の規定により報告いたします。

◎休会について

○議長(三倉英規君) お諮りします。

平成28年度むかわ町各会計予算審査特別委員会における議案審査のため、ただいまから予 算審査特別委員会の議事日程が終了するまでの間、休会にしたいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(三倉英規君) 異議なしと認めます。

したがいまして、ただいまから予算審査特別委員会の議事日程が終了するまでの間、休会 することに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長(三倉英規君) 以上で本日の日程は全部終了しましたので、会議を閉じます。 本日はこれをもって散会します。

散会 午後 4時01分

平成28年第1回むかわ町議会定例会

議事日程(第3号)

平成28年3月16日(水)午前10時開議

町長提出事件

- 第 1 議案第20号 平成28年度むかわ町一般会計予算
- 第 2 議案第21号 平成28年度むかわ町国民健康保険特別会計予算
- 第 3 議案第22号 平成28年度なかわ町後期高齢者医療特別会計予算
- 第 4 議案第23号 平成28年度むかわ町介護保険特別会計予算
- 第 5 議案第24号 平成28年度むかわ町上水道事業会計予算
- 第 6 議案第25号 平成28年度むかわ町下水道事業会計予算
- 第 7 議案第26号 平成28年度むかわ町病院事業会計予算

議員等提出事件

- 第 8 発議第1号 議員定数及び議員報酬等調査審査特別委員会の設置に関する件
- 第 9 諸般の報告
- 第10 意見書案第1号 子ども医療費助成に係る国保の国庫負担減額調整措置の廃止を求める意見書
- 第11 意見書案第2号 安保法制廃止、立憲主義回復を求める意見書
- 第12 意見書案第3号 介護報酬の再改定を求める意見書
- 第13 所管事務調査等報告の件

(総務厚生文教常任委員会)

(産業建設常任委員会)

第14 閉会中の特定事件等調査の件

(総務厚生文教常任委員会・産業建設常任委員会)

(議会運営委員会・議会広報委員会)

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第7まで議事日程に同じ町長提出事件

追 加 議案第27号 むかわ町教育委員会教育長の給与の特例に関する条例案

議案第28号 平成27年度むかわ町一般会計補正予算(第5号)

日程第8から日程第14まで議事日程に同じ議員等提出事件

出席議員(14名)

1番	Щ	崎	満	敬	議	員	2	2番	佐	藤		守	議	員
3番	中	島		勲	議	員	4	1番	大	松	紀美	是子	議	員
5番	三	上	純	_	議	員	6	3番	星		正	臣	議	員
7番	長谷川		健	夫	議	員	8	3番	小	坂	利	政	議	員
9番	Щ	崎	真	照	議	員	1 ()番	津	Ш		篤	議	員
11番	北	村		修	議	員	1 2	2番	木	下	隆	志	議	員
13番	野	田	省	_	議	員	1 4	4番	三	倉	英	規	議	員

欠席議員 (なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	長	竹	中	喜	之	副	町	長	渋	谷	昌	彦
支 所	長	Щ	岡	康	伸	会計	·管理	者	光	井		淳
総務企画記	果長	奥	村	誠	治	総 務 課	企画	課長	齊	藤	春	樹
総務企画主	可課 幹	西		幸	宏	総 務 主	企画	課 幹	石	Ш	英	毅
総務企画主	i 課 幹	酒	巻	宏	臣	総 務 主	企画	課 幹	上	田	光	男
町民生活詞	果長	八	木	敏	彦	町民主	生活	課 幹	飯	田	洋	明
健康福祉詞	果長	高	橋	道	雄	健 東 主	福祉	課 幹	今	井	喜代	六子
健康福祉主	上課幹	藤	田	浩	樹	産業	振興課	長	成	田	忠	則
産業振興主	[]] 課 幹	天	野	良	信	産 業 主	振興	課 幹	鎌	田		晃
産業振興主	[]] 課 幹	今	井		巧	建設	水道課	長	為	田	雅	弘

藤井清和 建設水道課 地域振興課長 大久保 利 裕 主 地域振興課 地域振興課 純二郎 萬 田口 博 地域振興課 澤十四三 地域経済課長 藤江 伸 主 国民健康保険 地域経済課 穂別診療所事 務 長 山本 徹 石 垣 政 志 主 教 育 長 冏 部 博 之 生涯学習課長 高 田 純 市 生涯学習課主 幹 生涯学習課主 幹 中 村 博 大 塚 治 樹 教育振興室 主 幹 教育振興室長 加藤 金本和 弘 英 樹 選挙管理委員会事務局長 農業委員会事務局長 奥 村 誠 治 田所 隆 農業委員会支局長 藤江 伸 監查委員 辻 圓 治

事務局職員出席者

事務局長新正之主任山木美幸

◎開議の宣告

○議長(三倉英規君) それでは、御苦労さまでございます。

ただいまの出席議員数は14名でございます。定足数に達しておりますので、ただいまから 平成28年第1回むかわ町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

開議 午前11時00分

◎議事日程の報告

○議長(三倉英規君) 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりでございます。

◎議案第20号から議案第26号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○議長(三倉英規君) 日程第1、議案第20号 平成28年度むかわ町一般会計予算から日程第 7、議案第26号 平成28年度むかわ町病院事業会計予算までの7件を議題といたします。

本案は、今期定例会において設置の平成28年度むかわ町各会計予算審査特別委員会に対し 休会中の審査事件として付託を行ったものであります。

これより、予算審査特別委員会における本案の審査結果について報告を求めます。 津川委員長。

〔津川 篤予算審査特別委員長 登壇〕

○予算審査特別委員長(津川 篤君) 平成28年第1回むかわ町議会定例会において付託された議案第20号 平成28年度むかわ町一般会計予算から議案第26号 平成28年度むかわ町病院事業会計予算までの7件について審査した結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定をいたしましたので、会議規則第77条の規定に基づき報告をいたします。

以上です。

○議長(三倉英規君) ただいま津川委員長より報告がありました。

委員長報告に対して質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(三倉英規君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから議案第20号から議案第26号までの討論を行います。 討論の順序は議案番号順といたします。 初めに、議案第20号について討論を行います。 原案に反対者の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

O議長(三倉英規君) 討論なしと認めます。 これで議案第20号の討論を終わります。 次に、議案第21号について討論を行います。 原案に反対者の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(三倉英規君) 討論なしと認めます。これで議案第21号の討論を終わります。次に、議案第22号についての討論を行います。原案に反対者の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

O議長(三倉英規君) 討論なしと認めます。 これで議案第22号の討論を終わります。 次に、議案第23号について討論を行います。 原案に反対者の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(三倉英規君) 討論なしと認めます。これで議案第23号の討論を終わります。次に、議案第24号について討論を行います。原案に反対者の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

O議長(三倉英規君) 討論なしと認めます。 これで議案第24号の討論を終わります。 次に、議案第25号について討論を行います。 原案に反対者の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(三倉英規君) 討論なしと認めます。

これで議案第25号の討論を終わります。

次に、議案第26号について討論を行います。

原案に反対者の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(三倉英規君) 討論なしと認めます。

これで議案第26号の討論を終わります。

これから、議案第20号から議案第26号までの7件を採決いたします。

採決の順番は議案番号順といたします。

初めに、議案第20号を採決します。

お諮りします。

議案第20号 平成28年度むかわ町一般会計予算は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(三倉英規君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号を採決いたします。

お諮りします。

議案第21号 平成28年度むかわ町国民健康保険特別会計予算は原案のとおり決定すること に御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(三倉英規君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号を採決します。

お諮りします。

議案第22号 平成28年度むかわ町後期高齢者医療特別会計予算は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(三倉英規君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第23号を採決します。

お諮りします。

議案第23号 平成28年度むかわ町介護保険特別会計予算は原案のとおり決定することに御 異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(三倉英規君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第24号を採決します。

お諮りします。

議案第24号 平成28年度むかわ町上水道事業会計予算は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(三倉英規君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第25号を採決します。

お諮りします。

議案第25号 平成28年度むかわ町下水道事業会計予算は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(三倉英規君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第26号を採決します。

お諮りします。

議案第26号 平成28年度むかわ町病院事業会計予算は原案のとおり決定することに御異議 ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(三倉英規君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩をいたします。

再開は午後1時とします。

休憩 午前11時08分

再開 午後 1時00分

○議長(三倉英規君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程の追加

〇議長(三倉英規君) お諮りします。

ただいま、竹中町長から議案第27号 むかわ町教育委員会教育長の給与の特例に関する条例案及び議案第28号 平成27年度むかわ町一般会計補正予算(第5号)が提出されました。 議案書はお手元に配付のとおりでございます。

まず初めに、議案第27号を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題としたいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(三倉英規君) 異議なしと認めます。

議案第27号 むかわ町教育委員会教育長の給与の特例に関する条例案を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

◎議案第27号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(三倉英規君) 追加日程第1、議案第27号 むかわ町教育委員会教育長の給与の特例 に関する条例案を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西総務企画課主幹。

〔西 幸宏総務企画課主幹 登壇〕

○総務企画課主幹(西 幸宏君) 議案第27号 むかわ町教育委員会教育長の給与の特例に関する条例案について御説明申し上げます。

前段追加されました議案につきまして、議案書の中身に一部誤りがございましたので、お 手元の資料のほう、訂正をお願いしたいと思います。 提出の日付でございますが、平成28年3月13日となってございますが、こちら3月16日の 誤りでございますので、まずこちらのほう訂正をお願いしたいと思います。

改めまして、今回追加の条例案につきまして御説明申し上げます。

これは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴いまして、平成27年にむかわ町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例を廃止いたしましたが、条例廃止後も経過措置として、法の施行日前より在職している教育長については、廃止前の条例の規定が適用されております。平成27年8月6日の人事院勧告に基づき、期末手当の支給割合を改定しようとするものでありますが、旧条例の規定は失効しており改正することができないため、現教育長が退任するまでの間における期末手当につきまして、特例という形で条例を制定するものでございます。

説明資料等につきましては、人事院勧告に基づく給与改定の概要ということで、既に御決 定いただきました議案第8号から10号に係ります説明内容と同様のものとなってございます。 それでは、議案に戻りまして御説明申し上げます。

追加議案集1ページをごらんいただきたいと思います。

議案第27号 むかわ町教育委員会教育長の給与の特例に関する条例案でございます。

第1条におきましては、現教育長が退任するまでの間の期末手当の特例を定めることを目的としたものでございます。

第2条におきましては、平成27年度の期末手当について規定するものでございます。

第3条におきましては、平成28年度以降の期末手当について規定をするものでございます。 附則第1項につきましては、施行期日を規定したものでございます。

附則第2項は、平成27年度に既に支給された期末手当は、この条例の規定による期末手当の内払いとしたものでございます。

以上、議案第27号につきまして提案の説明を申し上げましたが、よろしく御審議、御決定 賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(三倉英規君) 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(三倉英規君) 質疑なしと認めます。

これで議案第27号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(三倉英規君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第27号 むかわ町教育委員会教育長の給与の特例に関する条例案を採決します。 お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(三倉英規君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

◎日程の追加

〇議長(三倉英規君) お諮りします。

議案第28号を日程に追加し、追加日程第2として日程の順序を変更し、直ちに議題としたいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(三倉英規君) 異議なしと認めます。

議案第28号 平成27年度むかわ町一般会計補正予算(第5号)を日程に追加し、追加日程第2として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

◎議案第28号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(三倉英規君) 追加日程第2、議案第28号 平成27年度むかわ町一般会計補正予算 (第5号)を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

酒卷総務企画課主幹。

[酒巻宏臣総務企画課主幹 登壇]

○総務企画課主幹(酒巻宏臣君) 議案第28号 平成27年度むかわ町一般会計補正予算(第5号)について御説明申し上げます。

補正予算(第5号)につきましては、国の平成27年度補正予算により、地方創生加速化交付金を活用した関係事業に係る経費を補正予算として追加提案するものでございます。

地方創生加速化交付金につきましては、国の補正予算における一億総活躍社会の実現に向けた対策やTPP対策の趣旨を踏まえ、緊急に実施すべき施策に充当するものでございまして、地方公共団体においては早期執行を図る観点から、平成27年度の補正予算対応が必要とのことから、地方版総合戦略に位置づけられた事業のうち、仕事の創生、地方への人の流れ、働き方改革、まちづくりの4分野が対象となってございます。

本町の補正に係る事業の内容につきましては、別に配付の議案第28号資料に概要をまとめてございます。

本町が参加しております鵡川・沙流川WAKUWAKU協議会は、自然、歴史、文化等でつながりのある沙流川流域の平取町と日高町との3町で組織しておりますが、この協議会を事業主体として広域交流圏域を形成し、地域資源を生かした周遊観光ルートを確立し交流人口の拡大を図るため、外国語案内看板の設置やWi-Fi環境の整備、各種調査などの共同事業、本町独自の取り組みとしては、恐竜モニュメントの設置を平成28年度に繰り越しし、実施するものでございます。

なお、本事業につきましては、かねてより協議会幹事長の平取町にて交付金に関し国と協議を進めており、この動向に対応しつつ実施段階で柔軟に執行できるよう予算計上しているものでございます。したがいまして、国の交付金の採択状況によっては、執行方法について関係3町で協議をしながら進めていくものでございます。

追加議案書の3ページをお開きください。

第1条でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,112万5,000円を 追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ95億3,568万1,000円とするものでございます。

説明の都合上、別冊配付してございます、平成27年度むかわ町一般会計補正予算(第5号)に関する説明書により御説明申し上げます。

3ページの歳出でございます。

6款商工費、観光振興対策事業で、鵡川・沙流川WAKUWAKU協議会負担金として 4,112万5,000円を追加するものでございます。財源につきましては、2ページの歳入で14款 国庫支出金で地方創生加速化交付金3,000万円と、残りにつきましては、6款地方消費税交 付金の年度中における交付が見込める額であります1,112万5,000円を一般財源として追加し、 収支を図るものでございます。 追加議案書の5ページにお戻りいただきます。

第2表の繰越明許費のことについてでございますが、これは地方自治法第213条第1項の 規定により、翌年度に繰り越しして事業を行う必要から、繰越明許費を定めるものでござい ます。

以上で、議案第28号の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長(三倉英規君) 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

議案第28号 平成27年度むかわ町一般会計補正予算(第5号)に関する別冊説明書、事項 別明細書全般及び議案書つづり3ページから5ページ、予算総括第1表歳入歳出予算補正に ついて質疑はありませんか。

大松議員。

- ○4番(大松紀美子君) すみません。少し聞いてはいたと思うんですけれども、協議会の負担金、むかわ町としての負担金が4,100万円ということが出ているんですけれども、この4の交付金事業の概要の中で、むかわ町独自の取り組みということで恐竜モニュメントの設置が出ているんですけれども、これは何カ所かつくるということでしたか。ちょっと、もう一度その辺説明してください。
- ○議長(三倉英規君) 成田産業振興課長。
- ○産業振興課長(成田忠則君) 私のほうからお答えいたします。

モニュメントの設置は、町内4カ所の予定でございます。

○議長(三倉英規君) よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

1番、山崎議員。

- ○1番(山崎満敬君) 全般について。繰越明許で多額の金額が歳入になるということで、会計管理の関係で日々会計業務を停滞なくこなされていることがあるかと思いますが、適正な支出と確実な公金管理に取り組んできたと思いますが、このように繰越明許になる合併後最大の予算である来年に組み込まれるということで、業務上の注意などの考えを光井会計管理者にお伺いしたいと思います。
- 〇議長(三倉英規君) 光井会計管理者。
- **〇会計管理者(光井 淳君)** うまく御質問に答えられるかどうかわかりませんけれども、現

在、近隣の自治体においては、住民負担が最高の負担を求められている。行政サービスというのが最低のサービスしか受けられないというような自治体があるというのは既に御存じかと思いますが、やはり予算が大きくなろうが小さかろうが、財源というものが非常に大事なものと考えております。これは、今定例会の中でもお話しされておりましたけれども、財政フレームというものが非常に大事なウエートを持つものと思っております。

そういった中にあって、会計担当といたしましては、日々提出されてくる伝票を金額及び 支払い先に誤りがないかなどを審査し、さらに支払い遅延というものが起こっていないかど うかを、日々業務を行っているところでございます。

それにおきましては、担当スタッフを初め関係の方々の指導助言などもあり、公金取り扱いの事故もなく会計管理者としては業務を遂行してきていると思っておりますし、これからもそういうことで業務が進んでいくものと思っております。

- ○議長(三倉英規君) ほかに質疑はありませんか。
 津川議員。
- ○10番(津川 篤君) このWAKUWAKU構想ということ、3町の交流を図っていく、そういうような重要性の中でやっていくということになるんだろうというふうに思いますが、これについて、今の段階でこういう構想があるんだというものが示せるものがあるのであれば、ちょっと示していただきたいなというふうに思っているんですよ。それはなぜかというと、3町にわたって交流人口を受け入れるということになっていますと、交通の利便性だとかそういうものを考えていったときに、本当にその流れというものがしっかりと組んでいけるかどうかというのが、多少なりとも不安視される部分もあるのではなかろうかというような思いもあるんで、このあたり、これに取り組む段階にて、どういうものが基本となってこの構想に参加をしていくということになっているのか、そのあたりの見解があればお伺いをしておきたいと思います。
- 〇議長(三倉英規君) 成田産業振興課長。
- **○産業振興課長(成田忠則君)** ただいま津川議員のほうから質問がございました。

構想というか、これまでの参画をしてきた経過をちょっと御報告をさせていただきたいと いうふうに思います。

平成24年に、平取町それから日高町において地域の活性化ということで、沙流ユーカラ街道活性化協議会というものを設置してございます。これが、3年間にわたって札幌圏域の住民を対象にしましてシャトルバスの運行ということで知名度を上げてきたと。その札幌圏か

らの誘客という部分では、やはり将来にわたってこの圏域の観光をどうしていくのかといったところを、その事業を取り組む中で模索をしてきたという背景がございます。

また、一方では、ことし3月26日に開業をいたします北海道新幹線、あるいは平成32年度の白老町における象徴空間の整備、東京オリンピックというようなことで、北海道を訪れる観光客も相当数ふえてくるだろうと。あるいは、インバウンドということで、外国からのお客さんも相当数北海道に来られるんではないかというような背景がございます。

これらの誘客という部分で、広域的な圏域をやはり形成をしていく必要があるんだろうという議論が2町の中でされてきたということから、2町だけではなく鵡川、それから沙流川というこの流域において、広域観光圏というようなものを目指していきたいというようなお誘いを、実は平成26年の10月くらいに受けまして、本町としてもこの観光圏域のあり方というものについて検討して、ここへ参画をしているというようなことで御返事を申し上げたということでございます。

昨年の5月14日に、この3町集まって鵡川・沙流川WAKUWAKU協議会というものを 設立をしてきたという経過がございます。この協議会につきましては、行政3町、それから それぞれの観光協会、あるいは経済団体も含めまして17団体が参画をしてきているというこ とで、この3町の中で交流人口拡大をしていこうということでございます。

それで、やはり交通形態が非常に変わってきているということで、高速道路が北海道の中、 全線開通をしておりますけれども、その中で交通事情が非常に変わってきたと。昔は、ここ ら辺についても国道沿いは結構車両の通行もあって、入り込みもあったということですけれ ども、年々やはり観光人口が落ち込んできているというような実態もございますので、これ は、やはりこのチャンスを生かした、今から将来に向けた観光客の誘客という部分に対応し ていくということの趣旨でもって、協議会を設立をしてきているということでございます。

今回の加速化交付金にのっとった形の中で、この部分について事業を取り組むということでございますけれども、それらに対応すべくマーケティングだとか資源調査、地域が持っている資源をやはり掘り下げて、これから誘客に向けた取り組みというものを検討していくというような内容でございます。

以上でございます。

○議長(三倉英規君) ほかに質疑はありませんか。

津川議員。

〇10番(津川 篤君) むかわ町にとっても、将来展望する意味でも大変期待される事業か

なというふうには思うんですが、これが今回のこれに出てきている予算で見ますと1億5,000万円、道の金を原資としてやっていくわけですから、相当の事業効果を上げていかないと、この交付金に見合うだけのものがなければ、なかなか先行き続いていかないのではないかと、そういう心配もあるんですが、それあたりはこの1億5,000万円が原資として、さらにこの原資がふえていくということはないんですよね。それは、先行きの中では、これを原資にまずスタートをするということで理解してよろしいんですか。

- 〇議長(三倉英規君) 成田産業振興課長。
- O産業振興課長(成田忠則君) ただいま加速化交付金の中での事業費という部分でお尋ねが あったわけでございますけれども、実はこの事業につきましては、今、国に対して幹事町で ある平取町が北海道を経由して事業申請をしていると。事業の採択の有無については、3月 の中旬と当初言われておりましたけれども、きょう現在確認したところ、まだ事業の採択と いう状況には返事は来ていないということでございます。

ですので、この加速化交付金がやはり前提となって事業を組み立てておりますので、この加速化交付金が採択になれば、この1,500万円の事業で進んでいくということになりますけれども、圧縮されたような形の中での事業の認定であるとか、あるいは不採択ということになれば、この事業の見直しも当然していかなければならないという状況でございますので、御理解をお願いいたします。

- 〇議長(三倉英規君) 津川議員。
- ○10番(津川 篤君) 今のちょっとお話を聞くと、国においてこの事業をまだ採択には至っていないと。もし、これ採択できないときには、今、課長のほうで見直しというふうな方法でいきましたけれども、これ不採択になると原資どころか、やはり非常に町村の持ち出しが多くなってくるわけですから、これはぜひ、国の採択が前提としてなければ、やっぱりこの事業というのはなかなか進めていくのは、私は困難であろうというふうに思いますので、そのあたりは平取町さんを中心としてやられているようですが、ぜひとも採択に向けて、何とか予算獲得に全力を挙げて、この事業が前に進んでもらいたいなという思いがあるんですが、今の見通しでは、今月ぐらいには大体見通しとしては、採択されるか否かというのははっきりするということでよろしいんですか。
- 〇議長(三倉英規君) 渋谷副町長。
- **○副町長(渋谷昌彦君)** 今の加速化交付金の関係でございますけれども、議員がおっしゃるように、今月の下旬には最終的に確定をするということでございまして、平取町を中心に、

今、国のほうに申請をして、ぜひ採択になってほしいというふうな思いで、私ども見ている ところでもございます。

ここの財源にもありますように、交付金を大きな財源としておりまして、町の単独の恐竜 モニュメントの関係については、町の単独費ということで予算組みをしておりますので、こ れについては、万が一交付金に採択されなくても、事業は実施していく考えでございます。

そのほかの共通事項である項目につきましては、交付金が万が一、つかないというようなことになれば、事業の凍結ということになろうかというふうに思っております。これは各町、恐らく同じような足並みになるんじゃないかなというふうに思ってございます。

〇議長(三倉英規君) ほかに質疑はありませんか。

成田産業振興課長。

- **○産業振興課長(成田忠則君)** 先ほどの答弁の中で、事業費1,500万円程度と言いましたけれども、1億5,000万円の間違いでございましたので、訂正をしておわびを申し上げます。
- ○議長(三倉英規君) ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(三倉英規君) 質疑なしと認めます。

これで議案第28号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(三倉英規君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第28号 平成27年度むかわ町一般会計補正予算(第5号)を採決します。 お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(三倉英規君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

◎発議第1号の上程、説明、質疑、採決、議員定数及び議員報酬等調

◎発議第1号の上程、説明、質疑、採決、議員定数及び議員報酬等調査審査特別委員会設置、付託

○議長(三倉英規君) 日程第8、発議第1号 議員定数及び議員報酬等調査審査特別委員会の設置に関する件を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

5番、三上純一議員。

[5番 三上純一議員 登壇]

○5番(三上純一君) 発議第1号 議員定数及び議員報酬等調査審査特別委員会の設置に関する件について提案理由の説明を申し上げます。

むかわ町議会委員会条例第6条第1項の規定に基づき、議員定数及び議員報酬等調査審査 特別委員会を設置したく、むかわ町議会会議規則第14条の規定により提出するものでありま す。

設置理由といたしましては、現在の議員の任期が半分の2年を過ぎようとしている今、むかわ町議会として議員定数及び議員報酬等の調査審査を行うことが適切であるとのことから、特別委員会の設置を提案するものであります。

委員定数は6名とし、期間は閉会中、調査審査終了までとするものであります。

なお、委員の定数については議員定数の過半数を超えないこととし、設定をしたものであります。

御審議、御決定いただけますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(三倉英規君) これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(三倉英規君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

O議長(三倉英規君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、発議第1号 議員定数及び議員報酬等調査審査特別委員会の設置に関する件を 採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(三倉英規君) 異議なしと認めます。

したがって、6人で構成する議員定数及び議員報酬等調査審査特別委員会を設置し、これ に付託の上、調査終了まで閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

ただいま設置されました議員定数及び議員報酬等調査審査特別委員会の委員の選任につきましては、1月19日開催の第1回議会運営委員会におきまして、議長に一任することで協議が整っておりますので、むかわ町議会委員会条例第8条の規定により、議長におきましては、1番、山崎満敬議員、2番、佐藤 守議員、4番、大松紀美子議員、5番、三上純一議員、10番、津川 篤議員、13番、野田省一議員を指名します。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(三倉英規君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました6名の議員を議員定数及び議員報酬等調査審査特別委員会の委員に選任することに決定いたしました。

ただいま選任されました議員定数及び議員報酬等調査審査特別委員会の委員に申し上げます。委員会条例第10条の規定により、委員長を互選するため委員会を招集しますので、休憩中に委員会を開催願います。

しばらく休憩します。

再開は1時50分とします。

休憩 午後 1時32分

再開 午後 1時50分

○議長(三倉英規君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長(三倉英規君) 日程第9、諸般の報告を行います。

休憩中に開催された議員定数及び議員報酬等調査審査特別委員会において、委員長及び副 委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元に届いてまいりましたので報告いたし ます。委員長に三上純一委員、副委員長に山崎満敬委員が互選された旨の報告がありましたので、議会の運営に関する基準第107条の規定により報告いたします。

◎意見書案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(三倉英規君) 日程第10、意見書案第1号 子ども医療費助成に係る国保の国庫負担 減額調整措置の廃止を求める意見書(案)を議題といたします。

本案について趣旨説明を求めます。

4番、大松議員。

[4番 大松紀美子議員 登壇]

○4番(大松紀美子君) 子ども医療費助成に係る国保の国庫負担減額調整措置の廃止を求める意見書(案)について説明をさせていただきます。

我が国は、少子化により国家的な危機に陥るか否かの重大な岐路に立たされているところです。若い世代の希望がかない、安心して結婚・子育てのできる環境の整備に向けて、子育て負担の大胆な軽減など、少子化対策の抜本的強化を図らなければならない状況にあります。

一方、子どもの医療費助成は、疾病の早期診断と早期治療を促進し子育て世帯の負担軽減を図ることを目的として、全ての都道府県において、乳幼児医療費の無料化を含めさまざまな助成制度を実施していますが、厳しい財政状況の中での地方単独事業であるため、結果として、助成対象年齢や自己負担額などに地域間格差が生じている事態にあります。

またさらに、地方自治体が行っている乳幼児等に対する医療費助成については、少子化対策に関する重要な施策にもかかわらず、国保の国庫負担金や普通調整交付金が減額調整されており、施策推進の大きな障害ともなっています。

よって、国においては、子育て支援の観点から全ての子どもを対象とした医療費助成が制度化されるまでの間、地方自治体が行う子どもの医療費助成に係る国保の国庫負担減額措置を廃止するよう強く要望するものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

よろしく御審議、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長(三倉英規君) 趣旨説明が終わりました。

これから趣旨説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(三倉英規君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(三倉英規君) なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから意見書案第1号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(三倉英規君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎意見書案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

〇議長(三倉英規君) 日程第11、意見書案第2号 安保法制廃止、立憲主義回復を求める意 見書(案)を議題といたします。

本案について趣旨説明を求めます。

3番、中島議員。

[3番 中島 勲議員 登壇]

○3番(中島 勲君) 安保法制廃止、立憲主義回復を求める意見書(案)について説明をいたします。

安保法制廃止、立憲主義回復を求める意見書(案)。

安倍政権は、昨年9月19日、国民多数の反対の声に耳をかさず、安保法制を強行成立させた。

安保法制の国会審議を通じて、自衛隊の出動要件が曖昧であり、後方支援活動等が武力行使と一体化する憲法違反であるとの指摘が相次ぎ、戦後60年にわたる「憲法9条のもとでは集団的自衛権を行使できない」という政府の憲法解釈を、一内閣の判断で180度覆すという立憲主義の破壊であることが明らかになった。

だからこそ、多くの国民が政府の説明は不足していると捉え、圧倒的多数の憲法学者、内

閣法制局の長官経験者、最高裁判所の長官経験者らが、安全保障関連法案は憲法違反である と指摘したのであり、真摯に受けとめるべきである。

安保法制の強行によって、立憲主義が破壊され、法治国家として土台が壊されつつある。 よって、憲法違反の安保法制を廃止、日本の政治に立憲主義と民主主義を回復することを 強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

よろしく御審議、御決定をお願いいたします。

〇議長(三倉英規君) 趣旨説明が終わりました。

これから趣旨説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(三倉英規君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論はありませんか。

山崎議員。

○1番(山崎満敬君) 安保法制いわゆる集団的自衛権行使、日米安保、日米同盟により、日本は米軍基地が置かれているわけではございますが、国際的には米軍基地が存在するということにより、日本は集団的自衛権を既に行使をしていると理解されているはずです。また、日米同盟は憲法違反ではないとの判決が下っていることも御承知かと思います。

また、地方自治法第99条には、普通公共団体の議会は、その普通公共団体の公益に関する 事件につき意見書を国または関係庁へ提出することができると規定されています。地域のことは地方議会がやり、国全体のことは国会がやります。

以上のことから、本意見書は地方議会になじまず、反対意見とします。

〇議長(三倉英規君) ほかにございませんか。

賛成者の討論はありませんか。

北村議員。

○11番(北村 修君) 何人かの討論予定者の中から、私がさせていただきたいというふうに思います。

本意見書(案)は、提案者が説明をされたように、反対という方が国民の6割、それから

慎重審議はもっと尽くせという方々が国民の8割、こういう中で強行されたわけであります。 しかし、その後も憲法に抵触する、立憲主義を壊すもの、これまで戦争をしないとしてい たことを覆すものなどなどの意見が国民の中に多く、その後も広がってきている内容であり ます。

そうした中で、昨年末に多くからは緊急事態条項の問題やあるいは憲法9条を改正する、 憲法学者の7割以上が自衛隊は憲法違反としているんだから、それであれば憲法を改正せよ というようなことが国会の意見の中でも出されるという、非常にこれまでにない驚きの事態 の中で、一層この問題に対する不安が広がっているところであります。

本議会の最初の日に、多くの高校生の皆さんが議会を傍聴されました。18歳選挙権が始まるということもあり、議会の要請もあってのこととは思いますが、私はその高校生の姿を見たときに、私自身のことを思い出しました。

私は1948年生まれですが、小学校のときに、原爆許すまじの教科書に載っていた歌を歌い原爆の恐ろしさを知りました。そして、過日、傍聴に来られた高校生の皆さんと同じ年ごろのときに、ベトナム戦争に出会いました。そこで、戦争はいけないということを学び、学校で、高校で、学校祭にベトナム戦争反対のプラカードを掲げて学校側から注意された、主張すべきでないということがありました。

しかし、それから50年、高校生がみずからの選択で政治を選択するということが行われるようになりました。私は、戦争反対と掲げて以来、そのことを掲げた党と一緒にそのことを貫いてまいりました。あの子たちの未来のためにも、我々がこの約70年間戦争ということに直接参加をしないでこれた、この意味、この暮らし、これを未来につなげるためにも、やはりこの安保法制法、撤回すべきであると、私もつくづく今、改めて思っているところであります。

そういう意味から、ぜひとも多くの国民の声に応えた政治が行われるよう、当意見書が国 に送付されることを強く望むものであります。

地方自治における意見書の提出というのは、やはり住民の声に応えて出していくというのが、地方自治法の中でもしっかり権利として認められているところであります。

ぜひとも、この意見書を送付されますよう心からお願いをするものでありまして、賛成の 討論とするものであります。

以上であります。

○議長(三倉英規君) ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(三倉英規君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから意見書案第2号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

〇議長(三倉英規君) 起立少数です。

したがって、本案は否決されました。

◎意見書案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(三倉英規君) 日程第12、意見書案第3号 介護報酬の再改定を求める意見書(案)を議題といたします。

本案について趣旨説明を求めます。

10番、津川議員。

[10番 津川 篤議員 登壇]

○10番(津川 篤君) 介護報酬の再改定を求める意見書(案)。

平成27年度4月より実施された介護報酬は、介護サービスの充実にプラス0.56%、処遇改善にプラス1.65%を除くと、マイナス4.48%の大幅なマイナス改定となりました。施設関係では、特別養護老人ホームが基本報酬で5%を超える引き下げ幅となり、小規模デイサービスでは約10%、予防通所介護・予防通所リハビリに至っては20%のマイナス改定となっております。事業の継続が困難になるほどの下げ幅となっております。

全国各地で、既に採算の合わない事業所の閉鎖・撤退が始まっており、地域によっては、 介護報酬の引き下げが住民の介護サービスを奪う実態となっております。社会保障の充実を 理由に、消費税を8%増税を強行したにもかかわらず、今回のマイナス改定は断じて許され ません。

厚生労働省は、今回の大幅な切り下げの理由として、社会福祉法人の内部留保を挙げておりますが、地域住民の介護を守るほとんどの介護事業者は、改定前の介護報酬の中でさえ、内部留保どころか介護労働者の賃金確保で精いっぱいの状況です。都市部で利益を上げる一握りの事業者を例に挙げ、「介護はもうかっている」との判断は明確な誤りです。広大な過

疎地を抱える北海道では、利用者も難しく、事業所の撤退が相次ぎ、訪問介護など幾つかの サービスが利用できない自治体もあります。

また、処遇改善加算は介護職だけを対象にしておりますが、介護現場には看護師、ケアマネジャー、事務職、リハビリ技師、それから調理職など多様な職種が働いております。介護職場全体のバランスのとれた処遇改善には、加算だけではなく介護報酬自体の引き上げが必要です。

国が、医療介護総合法の中で、介護保険制度の運営自体を自治体に丸投げしようとする中、 住民の介護を守り地域の介護資源を維持させるためには、介護経営者の維持と確保が困難で ある介護労働者の大幅な処遇改善が、実施可能な利用者負担によらない介護報酬の大幅プラ ス改定での見直しが不可欠となっております。

以上の実態を踏まえて、早期に誰もが安心して利用できる介護制度の実現を基本にした介 護報酬の見直しが必要であります。

上記の趣旨から、以下の事項について要望をいたします。

1つに、早期に介護事業者と介護労働者が充実したサービスが提供できるよう、介護報酬のマイナス改定を見直すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により提出いたしますので、よろしく御審議御決定をいた だきますようお願いをいたします。

○議長(三倉英規君) 趣旨説明が終わりました。

これから趣旨説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(三倉英規君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(三倉英規君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから意見書案第3号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(三倉英規君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎所管事務調査報告の件

○議長(三倉英規君) 日程第13、所管事務調査報告の件を議題といたします。

本件について、別紙配付のとおり総務厚生文教常任委員会及び産業建設常任委員会の各委員長から所管事務調査報告が提出されております。調査の経過と結果について報告を求めます。

総務厚生文教常任委員長、報告はありませんか。

[「特にありません」と言う人あり]

○議長(三倉英規君) 産業建設常任委員長、報告はありませんか。

[「特にありません」と言う人あり]

○議長(三倉英規君) これから委員長報告に対する質疑を行います。

まず、総務厚生文教常任委員長報告に対する質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(三倉英規君) 質疑なしと認めます。

次に、産業建設常任委員長報告に対する質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(三倉英規君) 質疑なしと認めます。

これで委員長報告に対する質疑を終わり、総務厚生文教常任委員会及び産業建設常任委員会の所管事務調査報告については報告済みといたします。

◎閉会中の特定事件等調査の件

○議長(三倉英規君) 日程第14、閉会中の特定事件等調査の件を議題といたします。

総務厚生文教常任委員会、産業建設常任委員会及び議会運営委員会並びに議会広報委員会 から、会議規則第75条の規定によりお手元に配付のとおり特定事件等について閉会中の継続 調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(三倉英規君) 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎閉議及び閉会の宣告

○議長(三倉英規君) これで、本定例会に付託された事件は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成28年第1回むかわ町議会定例会を閉会します。

御苦労さまでした。

閉会 午後 2時13分